

第 2 次石巻市総合計画



基本計画（中間案）

（令和 3 年度～令和 7 年度）

目 次

第1編 総合計画について.....	1
第1章 総合計画について.....	2
(1) 総合計画の概要.....	3
(2) 総合計画の構成.....	4
(3) SDGs との関係.....	5
(4) 総合計画策定の経過.....	6
第2編 総合計画基本計画.....	8
(1) 施策体系.....	9
第1章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち.....	10
第1節 共生型社会に向けた地域コミュニティ活動活性化の充実.....	11
1 コミュニティ活動の活性化を図る.....	13
2 地域の均衡ある発展を図る.....	13
3 友好都市等との交流を推進する.....	13
第2節 少子高齢化社会に対応する移住・定住の促進.....	14
1 移住したくなるライフスタイルの形成を図る.....	16
2 国際社会に対応する安心な定住環境を整備する.....	16
第3節 安心して暮らすための地域防災力などの向上.....	17
1 地域防災力の向上を図る.....	19
2 防災情報を発信する.....	19
3 消防機能・交通安全を推進する.....	19
第4節 誰もが平等に生きるための男女共同参画社会の推進.....	20
1 政策・方針決定の場への女性の参画を推進する.....	22
2 社会のあらゆる分野における意識啓発を図る.....	22
第5節 持続可能な公共交通ネットワークの整備の推進.....	23
1 持続可能な公共交通体系を構築する.....	25
2 市民生活を支える公共交通等の維持・管理を行う.....	25
第6節 未来につなぐ震災伝承の推進.....	26
1 震災伝承を推進する.....	28
第2章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち.....	29
第1節 豊かな自然環境の保全・生活環境の充実.....	30
1 自然環境保全の普及・啓発を行う.....	32
2 生活環境を保全する.....	32
3 再生可能エネルギー等を有効活用する.....	32
第2節 持続可能な社会を目指すごみの減量化と資源循環の推進.....	33
1 ごみ減量化を推進する.....	35
2 再資源化を推進する.....	35
第3節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進.....	36

1	持続可能な生活基盤整備を推進する	41
2	災害に対する備えを充実させる	41
3	安全安心な公営住宅を提供する	41
4	空き家対策を強化する	42
5	道路整備を推進する	42
6	公園整備を推進する	42
7	下水道等の整備を推進する	43
8	河川・港湾の整備を推進する	43
第3章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち		44
第1節	安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実	45
1	妊娠から出産、子育て期における切れ目のない支援を行う	47
2	子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する	47
3	子どもが安心して過ごせる環境を整備する	48
第2節	生きがいを持ち自分らしく暮らせる高齢者福祉の充実	49
1	高齢者の生きがいづくりを推進する	51
2	介護予防の取組を推進する	51
3	高齢者の生活支援を推進する	52
第3節	共に安心して暮らせる障害福祉の充実	53
1	障害者の自立と社会参加への支援を行う	55
2	相談・地域生活支援体制を構築する	55
第4節	誰もが元気に暮らせる心と体の健康づくりの推進	56
1	健康づくりを推進する	58
2	地域医療体制を充実させる	58
第5節	みんなが共に支え合う地域共生社会の実現	59
1	地域の孤立防止を推進する	61
2	地域で支える活動と在宅医療・介護の連携を推進する	61
3	各種相談事業を充実させる	62
4	各種虐待防止・DV支援を強化する	62
第4章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち		63
第1節	賑わいと活気にあふれる商工業の振興	64
1	事業所への経営支援を行う	67
2	就業環境の充実を図る	67
3	地域ブランドを育成する	67
4	中心市街地活性化を推進する	67
第2節	持続可能な水産業の振興	68
1	漁場環境の保全を推進する	71
2	操業体制の充実を図る	71
3	新たな生産体制・原料確保を促進する	71

4	水産物の流通体制の強化を図る	71
5	石巻産水産物のブランド化を推進する	72
6	水産基盤の充実を図る	72
第3節	魅力的な農林畜産業の振興	73
1	豊かな農村環境の再生と農業基盤整備を推進する	76
2	持続可能な農業生産体制を整備する	76
3	豊かで身近な森林を再生する	76
4	石巻産畜産物のブランド化を推進する	76
5	安全で高品質な農畜産物の安定供給体制を構築する	77
6	持続可能な農業経営体を育成する	77
7	農作物の被害対策を推進する	77
第4節	地域資源を活かした観光事業の振興	78
1	地域資源を活用した観光誘客を推進する	80
2	観光振興体制を構築する	80
第5節	企業誘致の推進と新たな産業の創出	81
1	新規及び既存企業への立地等に伴う支援を推進する	83
2	新規創業を促進する	83
3	地域資源を活かした産業を強化する	83
第6節	未来の産業を担う人材の確保と育成	84
1	関係機関との連携により人材を確保する	86
2	人材の育成支援を行う	86
第5章	豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち	87
第1節	安全に安心して学ぶための教育環境整備の推進	88
1	充実した教育を行うための環境を整備する	90
2	安全安心な学校施設整備を推進する	90
第2節	社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実	91
1	学校教育の充実を図る	93
2	外国語教育を推進する	93
3	有能な人材を育成支援する	94
4	就学に係る支援を強化する	94
第3節	いのちを守る防災教育の推進	95
1	心のケアや相談体制の充実を図る	97
2	防災教育の充実を図る	97
第4節	地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進	98
1	地域で支える教育活動を支援する	100
2	青少年の健全な成長を支援する	100
第5節	豊かな地域社会を育む生涯学習の推進	101
1	生涯学習環境を強化する	103

2	読書の推進・環境を整備する	103
第6節	生涯にわたるスポーツ活動の推進	104
1	スポーツ活動を推進する	106
2	スポーツ環境を整備する	106
3	スポーツを通じた交流活動を推進する	106
第6章	市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち	107
第1節	市民に寄り添い信頼される行政運営の推進	108
1	多様な市民ニーズの把握に努める	110
2	市民の関心を高める情報発信を推進する	110
3	情報公開を推進する	110
4	市民サービスの利便性の向上を図る	110
第2節	持続可能な行財政運営の推進	111
1	限られた人材、財源等を最大限活用できる体制を構築する	113
2	公有財産の有効な利活用を図る	113
3	公共施設の維持管理経費を節減する	113
4	自主財源の安定的確保を図る	114
5	健全な財政運営を図る	114
第3編 第2期 復興・創生期間に係る対応方針		115
第1章 第2期 復興・創生期間に係る対応方針		116
(1)	第2期 復興・創生期間に係る対応方針の背景	117
(2)	施策体系	117
対応方針1	災害に強いまちづくりに向けて復興事業を確実に推進する	118
施策1	復興事業を確実に推進する	119
対応方針2	活力ある地域社会の形成に向けて被災者の心の復興を推進する	120
施策1	被災者の心の復興を推進する	121
第4編 地方創生の取組		122
第1章 人口戦略の推進		123
(1)	人口戦略の背景	124
(2)	施策体系	125
対応方針1	安定した雇用を創出し稼ぐまちをつくる	126
施策1	地域産業の競争力を強化する	127
施策2	専門人材を確保・育成する	128
施策3	働きやすい魅力的な環境を整備する	129
対応方針2	絆を大切にし人が集まるまちをつくる	130
施策1	地方移住・移転の推進を図る	131
施策2	若者の地元定着の推進を図る	132
施策3	関係人口の創出・拡大、つながりの継続を図る	133
施策4	地方への資金の流れの創出・拡大を図る	134

対応方針 3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる.....	135
施策 1 結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援を推進する.....	136
施策 2 子育て支援の充実を図る.....	137
施策 3 学校教育の充実を図る.....	138
施策 4 仕事と子育ての両立を図る.....	139
対応方針 4 災害に強く安全安心に暮らせる魅力的なまちをつくる.....	140
施策 1 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実を図る.....	141
施策 2 資源を活かした地域の魅力づくりを推進する.....	142
施策 3 安心して暮らせる医療・福祉環境の充実を図る.....	143
施策 4 災害に強いまちづくりを推進する.....	144
第 2 章 未来都市の実現.....	145
(1) 地方創生・地域活性化への貢献.....	146
(2) 施策体系.....	146
対応方針 1 コミュニティを核とした持続可能な地域社会をつくる.....	147
施策 1 地域に雇用を生み稼ぐ仕組みを構築する.....	148
施策 2 地域コミュニティによる支え合いを推進する.....	149
施策 3 低炭素社会を実現する.....	150
第 5 編 地区別将来展望.....	151
第 1 章 地区別将来展望について.....	152
(1) 石巻地区.....	154
(2) 河北地区.....	156
(3) 雄勝地区.....	159
(4) 河南地区.....	161
(5) 桃生地区.....	163
(6) 北上地区.....	165
(7) 牡鹿地区.....	167

第1編 総合計画について

第 1 章 総合計画について

(1) 総合計画の概要

総合計画は、本市の全ての計画の基本となり、計画的、効率的行政運営の観点を盛り込んだ長期的視点から市全体の方向性を示す、市政運営の指針となる最上位計画であり、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層構造で構成されています。

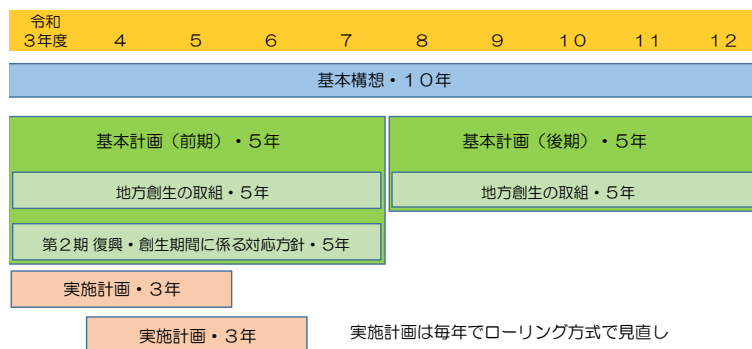
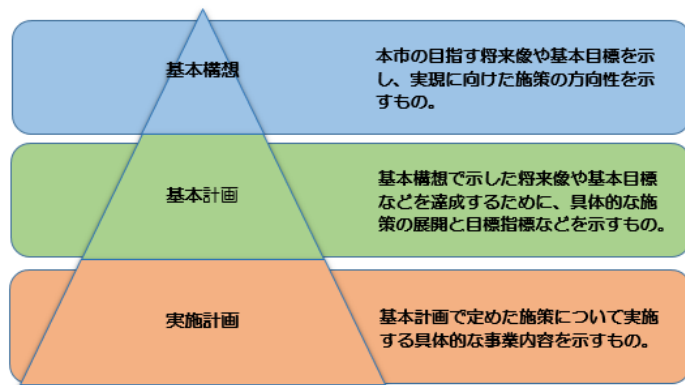
基本計画は、基本構想で示した将来像や基本目標などを達成するために、具体的な施策展開と目標指標を示すものです。期間については、令和3年度から令和7年度までの5年を前期計画、令和8年度から令和12年度までを後期計画とし、今回は前期計画を策定します。後期計画については、前期計画の実施状況を踏まえ、令和7年度に策定を行います。

なお、本計画に位置づけている「第2期 復興・創生期間に係る対応方針」は、国において、令和3年度以降の復興の取組である「第2期 復興・創生期間」が示されたことから、策定するものです。

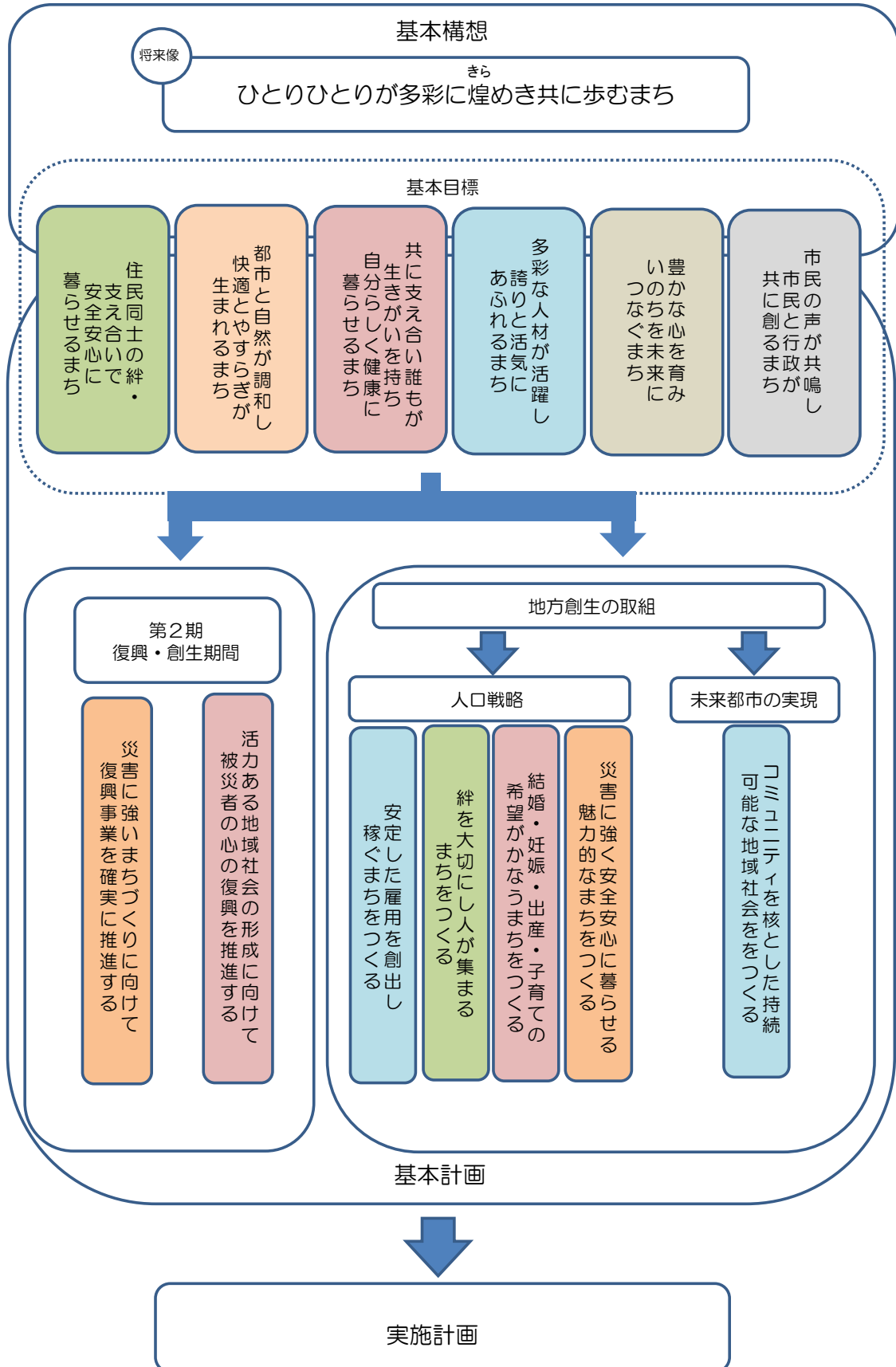
また、本市では人口減少などへの対応を目的とする「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し地方創生への取組を推進してきました。

今回策定する総合計画では、人口減少対策である「人口戦略」及びSDGsの理念に基づき持続可能な地域社会を目指す「未来都市の実現」を基本計画に取り入れることにより、国が「まち・ひと・しごと創生法」に基づき地方自治体へ策定を求めた「地方版総合戦略」に相当するものを総合計画と一体的に策定します。

いずれも、各種復興事業の完結や被災者支援事業による活力のある地域社会の形成を目指すための施策、地方創生に係る施策を基本計画に盛り込むことにより、将来にわたり持続可能な市政運営を目指すものです。



(2) 総合計画の構成



(3) SDGs との関係

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals=SDGs)」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 のターゲット、232 の指標で構成される国際社会全体の開発目標です。

開発途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本では民間企業において先行して取り組んでおり、各自治体においても取組が広がり、本市においても、この SDGs を原動力とした地方創生の推進に向け、民間企業、金融機関などの多様なステークホルダーとの連携を進め、積極的に取り組んでいく必要が必要となっています。

また、本市は、令和 2 年 7 月に SDGs 未来都市及び自治体 SDGs モデル事業に選定されました。自治体 SDGs モデル事業については、宮城県内では初の選定となります。

選定された事業概要については、提案全体のタイトルを「最大の被災地から未来都市石巻を目指して」、サブタイトルを「グリーンスローモビリティと「おたがいさま」で支え合う持続可能なまちづくり」と題し、人口減少・少子高齢化に伴う担い手不足や東日本大震災に起因したコミュニティなどの課題に対し、環境保全に資する新産業創出による地域経済の活性化や未来技術を活用した新たな移動手段の構築、高齢者の孤立防止による地域コミュニティの活性化を図り、支え合いで築き上げる持続可能な地域社会の実現を目指すものです。

総合計画基本計画の策定にあたり、多彩な地域資源を活用し、課題に対応するために効率的な行政運営を推進することにより、持続可能な開発目標の達成に向けたまちづくりを進めます。

今後も SDGs の普及啓発に積極的に取り組むとともに、多くのステークホルダーと連携し、自治体 SDGs モデル事業をはじめ、SDGs に対する取組を推進してまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(4) 総合計画策定の経過

現状把握	主要課題	将来像
基礎調査	(1) 人口減少・少子高齢化への対策と、関係人口の拡大	<p>ひらひらが 多彩に煌めき<small>きら</small> 共に歩むまち</p>
アンケート調査	(2) 地域コミュニティの育成と他分野との連携推進	
ワークショップ	(3) 迅速な復旧のための防災・減災体制の強化	
	(4) 公共交通ネットワークの充実	
	(5) 生活の中における環境に対する関心・意識の向上	
	(6) 医療・介護・福祉機能の維持のための人材確保・地域包括ケアの推進	
総合計画の評価・検証	(7) 就業に対する多様なニーズに対応できる“働く場”の創出	
震災復興基本計画の評価・検証	(8) 地域資源の確保・保全と更なる活用	
社会情勢の変化	(9) 児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成と、石巻市の伝統文化を継承する人材の育成	
	(10) 財政の健全化による市民ニーズへの対応強化と、公共施設の適正な維持・管理	
	(11) 新型コロナウイルス感染症を想定した新しい生活様式	

基本目標

基本施策

基本目標 1



住民同士の絆・支え合いで
安全安心に暮らせるまち

- ① 共生型社会に向けた地域コミュニティ活動活性化の充実
- ② 少子高齢化社会に対応する移住・定住の促進
- ③ 安心して暮らすための地域防災力などの向上
- ④ 誰もが平等に生きるための男女共同参画社会の推進
- ⑤ 持続可能な公共交通ネットワーク整備の推進
- ⑥ 未来につなぐ震災伝承の推進

基本目標 2



都市と自然が調和し
快適とやすらぎが生まれるまち

- ① 豊かな自然環境の保全・生活環境の充実
- ② 持続可能な社会を目指すごみの減量化と資源循環の推進
- ③ 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進

基本目標 3



共に支え合い誰もが生きがいを持
ち自分らしく健康に暮らせるまち

- ① 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実
- ② 生きがいを持ち自分らしく暮らせる高齢者福祉の充実
- ③ 共に安心して暮らせる障害福祉の充実
- ④ 誰もが元気に暮らせる心と体の健康づくりの推進
- ⑤ みんなが共に支え合う地域共生社会の実現

基本目標 4



多彩な人材が活躍し
誇りと活気にあふれるまち

- ① 賑わいと活気にあふれる商工業の振興
- ② 持続可能な水産業の振興
- ③ 魅力的な農林畜産業の振興
- ④ 地域資源を活かした観光事業の振興
- ⑤ 企業誘致の推進と新たな産業の創出
- ⑥ 未来の産業を担う人材の確保と育成

基本目標 5



豊かな心を育み
いのちを未来につなぐまち

- ① 安全に安心して学ぶための教育環境整備の推進
- ② 社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実
- ③ いのちを守る防災教育の推進
- ④ 地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進
- ⑤ 豊かな地域社会を育む生涯学習の推進
- ⑥ 生涯にわたるスポーツ活動の推進

基本目標 6



市民の声が共鳴し
市民と行政が共に創るまち

- ① 市民に寄り添い信頼される行政運営の推進
- ② 持続可能な行財政運営の推進

第2編 総合計画基本計画

(1) 施策体系

基本計画は、以下の体系のもと取組を展開します。

基本目標		基本施策
基本目標1 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち	住民の日常的なコミュニケーションを促進し、それぞれが信頼できる結びつきを形成しながら、住民同士の支え合いを軸とした防災機能強化や、持続可能な公共交通の構築など、安全安心に暮らせるまちを目指します。	① 共生型社会に向けた地域コミュニティ活動活性化の充実
		② 少子高齢化社会に対応する移住・定住の促進
		③ 安心して暮らせるための地域防災力などの向上
		④ 誰もが平等に生きるための男女共同参画社会の推進
		⑤ 持続可能な公共交通ネットワーク整備の推進
		⑥ 未来につなぐ震災伝承の推進
基本目標2 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち	道路や上下水道などの生活基盤を充実させるとともに、台風や津波などの災害による被害を最小限に抑える都市の形成や、地球環境と本市の環境のつながりを意識した海、山、川などの自然環境の保全により、都市機能と自然環境が調和した、快適とやすらぎが生まれるまちを目指します。	① 豊かな自然環境の保全・生活環境の充実
		② 持続可能な社会を目指すごみの減量化と資源循環の推進
		③ 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進
基本目標3 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち	医療・介護の連携や人材確保・育成、健康増進を推進するとともに、子ども、高齢者、障がい者など誰もが生きがいと役割を持ち、支え合う地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアを推進することで、全ての人が自分らしく健康に暮らせるまちを目指します。	① 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実
		② 生きがいをもち自分らしく暮らせる高齢者福祉の充実
		③ とともに安心して暮らせる障害者福祉の充実
		④ 誰もが元気に暮らせる心と体の健康づくりの推進
		⑤ みんなが共に支え合う地域共生社会の実現
基本目標4 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち	農林水産業や製造業、観光業など、多様な産業構造と港湾や漁港などの産業基盤が整った本市の特性を活かした産業の振興をはじめ、多様なニーズに対応できる就業環境の整備、地域企業の人材育成の支援により、多彩な人材が活躍できる、誇りと活気にあふれるまちを目指します。	① 賑わいと活気にあふれる商工業の振興
		② 持続可能な水産業の振興
		③ 魅力的な農林畜産業の振興
		④ 地域資源を活かした観光事業の振興
		⑤ 企業誘致の推進と新たな産業の創出
		⑥ 未来の産業を担う人材の確保と育成
基本目標5 豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち	子どもたちの学力向上や豊かな心の育成に必要な教育環境を整えるとともに、生涯学習の充実や社会活動参画への促進と、伝統文化を継承する人材育成を推進し、豊かな心を育み、いのちを未来につなぐまちを目指します。	① 安全に安心して学ぶための教育環境整備の推進
		② 社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実
		③ いのちを守る防災教育の推進
		④ 地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進
		⑤ 豊かな地域社会を育む生涯学習の推進
		⑥ 生涯にわたるスポーツ活動の推進
基本目標6 市民の声が共鳴し市民と行政が共につくるまち	市民が積極的にまちづくりに参画できるように、市民の声を行政運営に反映させる仕組みを構築し、行財政改革や情報発信を推進することで、市民の声が共鳴し、市民と行政が共に創るまちを目指します。	① 市民に寄り添い信頼される行政運営の推進
		② 持続可能な行財政運営の推進

第1章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち

関連するSDGs



第 1 節 共生型社会に向けた地域コミュニティ活動活性化の充実

現状と課題

本市では、東日本大震災以前からの人口減少に加え、半島沿岸部では東日本震災による市外への転出、内陸部への転居などにより、大幅に人口が減少している一方で、内陸部では半島沿岸部からの転居などにより一部地域に集中して人口が増加するなど地域コミュニティを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、東日本大震災後に新しく住居が形成された内陸部の地域では、地域自治活動や住民同士の交流活動など、地域の活性化が図られる一方で、人口流出が大きい半島沿岸部地域では、地域の担い手不足によるコミュニティの弱体化が懸念されています。

地域コミュニティの維持には、市民ひとりひとりの意識がとても重要であり、住み慣れた地域に安心して住み続けるためには、個人が地域住民としての自覚を持ち、思いやりを持って、周りの住民と共に支え合い、助け合うという意識を育むことが必要であり、SDGs の概念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のためには、多くの市民が地域のために活動しながら、各種課題に地域一丸となって取り組むことが求められており、各地域の課題に対応した取組が必要です。

また、本市では国内 2 市 1 町、国外 2 市と姉妹都市・友好都市協定を締結しています。東日本大震災の発生直後には支援物資などの心温まる支援を頂き、その後も、相互の市民訪問団による訪問事業や、各種事業への招待など、相互の交流を進めています。こうした友好都市などとの交流は、関係人口の増加を促し、地域の活性化に繋がることから、今後も交流を大切にし、関係人口の拡大を図ることが求められます。

□ 施策の体系

第1節 共生型社会に向けた地域コミュニティ活動活性化の充実

1 コミュニティ活動の活性化を図る

2 地域の均衡ある発展を図る

3 友好都市等との交流を推進する

□ 数値目標

数値目標	担当課	単位
地域コミュニティ充実度	地域協働課	%

□ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
1-1	住民自治組織交付金交付 団体数	地域協働課	件
1-2	離島交流人口	地域振興課	人
1-3	友好都市等との交流事業 件数	地域振興課	件

□ 市民ができること

日ごろから地域の中で世代を超えたコミュニケーションをとることで、町内会や自治組織などの中での自分の役割を認識しながら活動します。また、町内会などの地域組織の情報発信の方法などを見直し、時代にあった地域組織のあり方を検討します。知人と一緒にまちづくりに参加するなど、多くの市民が様々な視点でまちづくりについて考える機会をつくります。

1 コミュニティ活動の活性化を図る

- 地域住民が日常的に集い、人々の生活に根差した地域活動の拠点となるよう集会所などの新築、改修などを支援します。
- 住民自治組織の立ち上げや、住民主体で開催するコミュニティ活動や住民交流事業の開催を支援し、市民ニーズに対応した地域コミュニティの形成を促進します。
- 地域コミュニティの強化、地域福祉や子育て、防災などの様々な分野間での連携を図るため、地域で活動する団体と協働し、コミュニティ活動の活性化を目指します。
- ICT 技術を活用した、幅広い世代がつながる、新たなコミュニティ活動を創出します。

2 地域の均衡ある発展を図る

- 地域の均衡ある発展を目指すため、地域で活動する団体などと協働し、内陸部、半島沿岸部、離島といった地域の特性に配慮しながら、各地域の市民ニーズ把握や地域資源の有効活用を推進します。

3 友好都市等との交流を推進する

- 友好都市などとの交流機会の拡大を推進し、関係人口の増加を図り、地域の活性化を推進します。

関連するSDGs



第2節 少子高齢化社会に対応する移住・定住の促進

現状と課題

本市の人口は、平成17年の合併以降減少し続けており、特に東日本大震災により大幅に減少し、平成27年には15万人を下回りました。

近年の転入・転出者の状況を見ると、転入者数は東日本大震災後一時的に増加しましたが、その後は減少を続けており、転出者については、変動は見られますが、平成25年以降は減少傾向となっており、人口に対する転出者の割合は近年では約3%と横ばいになっています。

このように、人口減少が社会問題化するなか、持続可能な自治体運営のためには、人口の維持が最も重要な課題であり、地方自治体における人口の維持には、出生による自然増は難しいことから移住・定住の促進による社会増による人口の維持が求められます。

本市における移住・定住者の特徴の一つとして、東日本大震災のボランティア活動などを契機に本市に移住している方が増加しており、さらに、こうした方々の交流関係による移住者が増加することも予想されます。

このように、本市に「移住したい」という意識を醸成することも大切ですが、人口維持を目指し持続可能なまちづくりを推進するためには、その後の「定住したいまちづくり」を実現していく必要があります。

定住したいまちづくりを実現していくためには、移住者自身の安定した生活を確保することが必要であるとともに、移住者が積極的に活躍できる環境整備に取り組むことが必要です。

本市では、平成29年から、「石巻市地域おこし協力隊」を募集し、各地域に根差した取組を展開しています。市内の事業所に従事しながら、地域活動を行うことにより、地域振興及び地域の活性化が図られ、本市への定住を促すことができます。移住者が定住者となるためには、就労面での支援だけでなく、住居の確保など多種多様なきめ細やかな施策が求められており、本市で暮らすことの魅力を伝え、「本市で引き続き暮らして行きたい」と感じさせる取組が必要です。

また、現代社会においては、ボーダーレス化が進み、多種多様なものが国境を越えて行き交う社会となっています。本市においても、近年、外国人住民数が増加しており、外国人相談窓口事業などにより外国人住民が安心して暮らせる取組を継続して実施していく必要があります。

また、東日本大震災を契機に、国内はもとより海外への情報発信が進み、外国人住民だけでなく、インバウンドなどによる国外からの訪問者が増加しています。

こうしたことから、お互いの文化などの相互理解を深める事業を推進するとともに外国人向けの情報を積極的に発信し、引き続き多文化共生に取り組む必要があります。

□ 施策の体系

第2節 少子高齢化に対応する移住・定住の促進

- 1 移住したくなるライフスタイルの形成を図る
- 2 国際社会に対応する安心な定住環境を整備する

□ 数値目標

数値目標	担当課	単位
東京圏から本市への転入者数	地域振興課	人

□ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
2-1	移住コンシェルジュを活用した本市への移住人数	地域振興課	人
2-2	外国人相談窓口相談件数	地域振興課	件

□ 市民ができること

地域の魅力を見つけ地域住民同士で共有し、移住者に対して積極的に発信します。また、地域のコミュニケーションが取れる場を創出し、地域の課題解決に努め、移住者が住みたくなる環境を構築します。

1 移住したくなるライフスタイルの形成を図る

- 移住希望者のニーズを把握し、本市の魅力を積極的に発信することにより、移住に係るきっかけづくりを推進します。
- 移住希望者が、生活環境や仕事、町内会などの役割について気軽に相談できるような環境づくりを推進します。
- 移住希望者が定住できるよう、住居の確保に係る支援、起業支援や就労支援、医療費補助や出産・子育て支援などに取り組みます。
- 出会いの場や結婚につなげる機会を支援する活動を支援します。

2 国際社会に対応する安心な定住環境を整備する

- 外国人住民が本市での生活で不便をきたすことがないように相談窓口の充実を図ります。
- 日本人と外国人が相互を理解・尊重し、共に助け合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、多文化共生社会の構築を推進します。



第3節 安心して暮らすための地域防災力などの向上

□ 現状と課題

本市では、東日本大震災以降、各種自然災害に対するハード整備などを推進してきました。しかし、災害の規模によっては、ハード面での対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあり、特に近年では、気候変動による短時間豪雨の発生や、大型台風の上陸など、これまでに想定できないような自然災害が数多く発生しています。

これらの自然災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、地方自治体においては、災害時の被害を最小限に止める「減災」に向けた取組を重視していくことが重要となっています。

その実施にあたっては、行政・関係機関・市民の役割分担を通常時から明確にするとともに、緊急時に地域住民が一丸となって対応できるよう、平常時から自主防災組織などの育成を行い、自然災害だけではなく、火災、交通安全など、常日頃から「自分の命は自分で守る」ことを意識し、市民ひとりひとりが命や生活を守るための意識の向上を図る必要があります。

災害時には、情報の収集がとても重要であり、本市では、気象情報・災害情報などの SNS による配信や、総合防災訓練の実施、保育所や幼稚園、小・中・高等学校での防災教育の推進など、日常的に防災への意識を醸成する事業にも取り組んでいます。

また、災害が発生してからの情報収集も、非常に重要ですが、事前に身の回りの危険な箇所について、情報を収集することも非常に重要です。

こうした情報収集にはハザードマップが有効であることから、本市ではハザードマップの利活用に関する講座なども実施しています。

自然災害だけではなく、火災や交通安全への意識の向上も重要であり、消防団や交通安全指導隊の活動を支援しています。発災時に消防団が迅速に対応できるよう日々の訓練や資機材の整備が必要となるほか、絶えない交通事故・飲酒運転を根絶するため、啓発活動など交通安全指導隊の活動を強化し、交通安全意識の向上が必要となります。

今後も引き続き、多発する様々な自然災害に対応するため、地域での防災対応力の強化や、市民ひとりひとりの防災に対する意識の醸成を図り災害に対する情報発信を推進する必要があります。

□ 施策の体系

第3節 安心して暮らすための地域防災力などの向上

- 1 地域防災力の向上を図る
- 2 防災情報を発信する
- 3 消防機能・交通安全を推進する

□ 数値目標

数値目標	担当課	単位
防災訓練参加率	危機対策課	%

□ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
3-1	防災士養成人数	危機対策課	人
3-2	災害情報メール配信サービスの登録者人数	危機対策課	人
3-3	消防団機材整備件数	防災推進課	件

□ 市民ができること

家庭や地域で防災について話し合い、地域で活動する団体などと連携しながら、防災について積極的に学ぶとともに、子どもたちに防災の大切さ、必要性を地域、学校が連携して伝え、意識の醸成を図ります。

1 地域防災力の向上を図る

- 地域における防災力の向上、防災意識の醸成を図るため、防災訓練や防災士を養成するための研修など、地域防災に寄与する人材の育成に努めます。
- 自主防災組織が行う活動に対し、防災資機材や防災倉庫設置購入、備蓄食糧の購入、防災訓練などを支援するとともに、災害用物資の配備なども計画的に行います。
- ハザードマップの作成や災害危険箇所などの把握など、防災・減災に繋がる取組を推進するとともに、市民との情報共有を図り、連携と協力による総合的な防災体制を充実します。
- 自主防災組織や地域の防災士の意見を取り入れた防災体制の構築を推進します。

2 防災情報を発信する

- 災害時に必要な情報を市民が取得できるよう、防災行政無線の整備や転入者に対する防災ラジオの配布など、誰もが安全に情報を得られる環境づくりを構築します。
- ICTなどを活用した防災情報の発信などを推進します。

3 消防機能・交通安全を推進する

- 消防団の装備・資機材などを計画的に整備・更新し、災害時に対応できる体制を構築します。
- 啓発活動により、市民ひとりひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに対策の強化に努めます。
- 交通事故のないまちづくりに向け、交通安全対策推進のための活動を支援します。



第4節 誰もが平等に生きるための男女共同参画社会の推進

□ 現状と課題

現代社会では、人口減少や少子高齢化が進み、ひとりひとりの役割の大きさは以前と比較しても増しており、男女がお互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、非常に重要なものとなっています。

本市では、平成17年に「石巻市男女共同参画推進条例」が施行され、これまで「石巻市男女共同参画基本計画」に基づき、政策形成や方針決定の場への女性の参画推進や、地域・学校における男女共同参画の推進に取り組んできました。

しかしながら、本市における審議会・委員会などへの女性委員登用率は依然として低く、政策・方針決定の場への女性の参画はいまだ不十分であるなどの課題があり、引き続き男性優位の構造変革や女性人材の育成に取り組むことが課題解決のために必要となります。

また、市民意識調査の結果をみると、いまだ固定的性別役割分担の意識にとらわれている場面があり、地域活動や子育て、学校行事への男性の参加が少ない、自治会や町内会役員に女性の登用が少ないなど、日常生活面でも多くの課題があることから、様々な生活の場面において、男女が互いに尊重し、お互いの能力を発揮できるよう、ワークライフバランスの推進や、子育てや地域活動における男女共同参画の視点に立った意識の啓発が求められます。

今後はこれらのような取組をさらに推進し、男性も女性も全ての個人が、社会の対等な構成員として、共に責任を担うべき社会を目指す、ジェンダー平等社会の形成を促進する必要があります。

□ 施策の体系

第4節 誰もが平等に生きるための男女共同参画社会の推進

- 1 政策・方針決定の場への女性の参画を推進する
- 2 社会のあらゆる分野における意識啓発を図る

□ 数値目標

数値目標	担当課	単位
男女共同参画社会充実度	地域協働課	%

□ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
4-1	審議会・委員会などに占める女性委員の割合	地域協働課	%
4-2	「育児や家事の役割」について「夫婦同様」との回答割合	地域協働課	%

□ 市民ができること

家庭内において、家事や育児を分担し、男女共に働きやすい環境を構築すると共に、男女共同参画に講座などに参加し、知識を深めることにより自分にあったライフスタイルを構築します。また、LGBTQ+などに対する偏見・差別をなくし、共生できる社会づくりに努めます。

1 政策・方針決定の場への女性の参画を推進する

- 政策や方針決定の場における女性の参画を推進するため、各種審議会などへの女性委員の登用を推進します。
- 女性が自らの個性と能力を十分に発揮し、指導的立場でも活躍できるよう、女性人材の育成を推進します。

2 社会のあらゆる分野における意識啓発を図る

- 男女共同参画への理解を深めるため、講座、研修、専門性の高い学習機会を提供するとともに、講演会や広報紙の活用、各関係機関などとの連携による意識啓発活動を実施します。
- 父親・母親の疑似体験などを通して、親になるための準備を行い、妊婦への思いやりを育み、命の大切さ、子供を産み育てることへの理解を促すための取組を推進します。



第5節 持続可能な公共交通ネットワークの整備の推進

現状と課題

本市では、平成27年度に都市・地域総合交通戦略要綱に基づいた「都市・地域総合交通戦略」と、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」に基づいた「地域公共交通網形成計画」の両方の機能を併せ持つ計画である「石巻市総合交通戦略」を策定しました。

この計画は、東日本大震災後の復興事業の進展に伴う居住形態の変化、それに伴う市域内での人口移動など、公共交通を取り巻く環境の大きな変化を見据え、地域住民の移動手段確保や利便性の向上を目指した計画です。

特に本市は、面積554.55k㎡の広大な市域を有し、離島もあることから、公共交通ネットワークの重要性は非常に高いものとなっており、各地域の現状に適応した公共交通ネットワークの構築に取り組んできました。

近年では、鉄道の利用者は、横ばいで推移しており、離島航路の利用者数は増加傾向となっています。その一方で、路線バス、住民バスなどの利用者は、一部増加傾向の路線はあるものの、全体的に減少傾向となっています。

持続的に公共交通を維持するためには、市民が通勤、通学、買い物などの日常生活において利用しやすい交通体系の構築や公共交通に関心を持ってもらうための利用促進など市民が「公共交通を利用してみよう」と思える施策を展開する必要があります。

今後は加速する人口減少などにより、地域住民などによる日常生活における公共交通の利用がさらに縮小し、公共交通ネットワークの維持が厳しくなるものと予想されることから、利用率の向上だけでなく、財政収支も考慮した取組が必要です。

本市においては、東日本大震災以降、市街地部や半島沿岸部における新たな観光資源の整備や、半島沿岸部と市街地を結ぶイベントの開催なども増加しています。市外から訪れた観光客にとっても利用しやすい交通サービスを提供するため、観光と連動した公共交通ネットワークの整備を推進する必要があります。

□ 施策の体系

第5節 持続可能な公共交通ネットワーク整備の推進

- 1 持続可能な公共交通体系を構築する
- 2 市民生活を支える公共交通等の維持・管理を行う

□ 数値目標

数値目標	担当課	単位
公共交通利用者数	地域振興課	人

□ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
5-1	公共交通利用セミナー回数	地域振興課	回
5-2	公共交通ネットワーク充足率	地域振興課	%

□ 市民ができること

自ら積極的に公共交通を活用することにより、持続可能な公共交通ネットワークの構築に努めます。

1 持続可能な公共交通体系を構築する

- 社会の変化や市民ニーズに対応しつつ、財政収支などの経済面も考慮した持続可能な公共交通ネットワークを構築します。
- 子どもたちに公共交通利用セミナーなどを開催し、利用者の増加を目指します。

2 市民生活を支える公共交通等の維持・管理を行う

- 路線バスや住民バス、市民バス、乗合タクシーなど、地域の多様な輸送資源を維持するために、関係団体やバス運行事業者に対する支援を継続します。
- 移動負担の大きい離島に対しても日常生活の足を確保できる取組を推進します。
- 各種観光施策と連携した公共交通ネットワークの構築を推進します。
- ICT 技術を活用した、環境に優しく利用しやすい情報を兼ね備えた新たな公共交通を創出します。



第6節 未来につなぐ震災伝承の推進

□ 現状と課題

本市を含む東北地方の太平洋沿岸部は、古来より多くの地震と津波に見舞われており、大地震発生の可能性が予見されていたにもかかわらず、東日本大震災で多くのかけがえのないものを失いました。

このことから先人の教訓を活かせなかった事実に向き合い、今度こそ災害で命を落とす人、それによって悲しむ人をひとりでも減らしたいという思いから、東日本大震災の経験や教訓を伝える震災伝承事業をソフト・ハードの両面から推進しています。

東日本大震災の記録について、写真データや地図・報道機関への提供資料などの収集・整理を行い、「東日本大震災アーカイブ宮城（石巻市）」として公開を行っています。

また、学術・研究、報道、その他様々な分野において、東日本大震災後から各種資料の収集・保存が行われ、出版、研究発表、企画展などで公開されています。本市では、東日本大震災後の復興の取組や東日本大震災の学びに関する情報・記録の発信、慰霊碑の整備や震災遺構の整備も進めてきました。

ほかにも、東日本大震災の経験を後世へと受け継ぎ、児童生徒ひとりひとりが自らの命を守るため、市内の小中学校では、石巻市教育委員会制作の防災副読本・実践事例集及び宮城県教育委員会の教材を利用するなどして防災教育にも取り組んでいます。

また、市外からの来訪者に対しては、複数の民間団体や個人が、語り部としてバスなどによる被災地案内、まち歩きなどを通して震災・防災に関する学びの機会を提供しています。

しかしながら、時間の経過とともに防災意識の低下が懸念されています。世界中で気候変動に起因した大規模自然災害が増加し、日本国内でも、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の発生が想定されており、今後も、いつどこで東日本大震災のような大きな災害が発生するか分かりません。

東日本大震災で甚大な被災を経験した本市だからこそできる震災伝承を推進し、経験、教訓を伝え続けることが必要です。

□ 施策の体系

第6節 未来につなぐ震災伝承の推進

1 震災伝承を推進する

□ 数値目標

数値目標	担当課	単位
震災遺構来訪者数	震災伝承室	人

□ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
6-1	震災伝承情報発信件数	震災伝承推進室	人

□ 市民ができること

積極的に震災の記憶や教訓を、次の世代へ伝えるとともに、震災によって生まれた人と人とのつながりを大切に、支援に対する感謝の気持ちを伝えます。

1 震災伝承を推進する

- 各種震災伝承活動を推進し、東日本大震災の経験や教訓を伝承する活動を推進します。
- 東日本大震災の犠牲となられた方々に対し哀悼の意を捧げるとともに、夢や希望を持ち復興、発展を遂げていく決意を新たにするため、追悼式を開催します。
- 震災伝承施設の活用を啓発するとともに、震災伝承を推進する仕組みづくりに取り組みます。

第2章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち

関連する SDGs



第 1 節 豊かな自然環境の保全・生活環境の充実

□ 現状と課題

本市は、市域の約半分を森林が占め、多種多様な生物が生息・生育しており、特に国の天然記念物に指定されるイヌワシのほか、絶滅危惧種に指定される希少生物も数多く生息するなど、豊かな自然環境に恵まれています。また、三陸復興国立公園や県立自然公園など風光明媚な景観資源も多く、これらを地域の貴重な財産として次世代に引き継いでいくため、自然環境確認調査の定期的な実施や、環境に配慮した行動を実践できる環境市民の育成が求められています。

東日本大震災後、本市は復興への取組を進めてきたことから、公共工事や交通量の増加などに対応するための公害対策や、航空自衛隊松島基地の飛行訓練再開に伴う航空機騒音監視対策について、市民の生活環境を保全するため、積極的に取り組んできたところです。市民が快適な暮らしを営むためには、騒音・振動・悪臭など公害対策の徹底を図るとともに、地域における環境美化などの活動も不可欠であることから、市民、事業者、行政が一体となって生活環境に配慮した取組を行うことが求められています。

地球温暖化による豪雨や干ばつなど異常気象は、産業活動などに伴って排出される人為的な温室効果ガスが要因と考えられており、今後はさらに私たちの生活基盤や生態系に大きな影響を与えることが懸念されているため、世界的規模で地球温暖化対策を強力に推進することが求められています。

地球温暖化の有効的な対策の一つとして、再生可能エネルギーの活用が挙げられます。再生可能エネルギーとは、石油や石炭、天然ガスなどの限りのある資源とは違い、持続的に再生することが可能な資源を指し、太陽光や風力などがこれに当たり、利用時に温室効果ガスを排出しないことから、温室効果ガスの削減に大きく貢献するものと期待されています。本市においては、地球温暖化防止に関する啓発や、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの有効活用が求められています。

■ 施策の体系

第1節 豊かな自然環境の保全・生活環境の充実

- 1 自然環境保全の普及・啓発を行う
- 2 生活環境を保全する
- 3 再生可能エネルギー等を有効活用する

■ 数値目標

数値目標	担当課	単位
CO2 削減量	環境課	t

■ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
1-1	環境イベント、研修等開催件数	環境課	件
1-2	清掃奉仕活動実施件数	環境課	件
1-3	太陽光発電システム等補助金交付件数	環境課	件

■ 市民ができること

身の周りの自然に興味をもち、保全活動や自然と親しむ機会を作るとともに、再生可能エネルギーや地球温暖化に関する講座などに参加することにより知識を深め、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを積極的に活用し、環境の保全に努めます。

1 自然環境保全の普及・啓発を行う

- 地域の自然環境を調査し、希少な植物群落などの保全に努めます。
- 市民などと協働して各種イベントを開催し、環境保全に関する意識高揚のための普及・啓発活動を行います。
- 自然の魅力を広く伝えるとともに、積極的に環境へ配慮した行動ができる環境市民の育成を目指します。

2 生活環境を保全する

- 地域における衛生害虫などの駆除を支援するとともに、狂犬病予防などに努めます。
- 騒音、振動、悪臭などの各種公害の監視体制の強化を図り公害防止に努めます。
- 清掃奉仕活動や花いっぱい運動などの環境美化活動を推進し、環境美化意識の高揚に努めます。

3 再生可能エネルギー等を有効活用する

- 太陽光発電システムなどの設置に係る支援に努め、温室効果ガス排出の低減を推進します。



第 2 節 持続可能な社会を目指すごみの減量化と資源循環の推進

□ 現状と課題

現代においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を形成し、地球環境に様々な問題を引き起こしていることから、環境への負担ができるかぎり低減された「循環型社会」への転換が求められています。

このことは、単に燃やして埋める処理から、トータルの視点でのごみの減量化と適正処理への転換が求められており、3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））の取組による各種施策を展開しているところであります。

この取組により、家庭ごみの排出量は減少傾向にありますが、事業ごみについては、東日本大震災後の復興事業の活発化により増加傾向となっています。

ごみ減量化・資源化については、排出者である事業者や市民ひとりひとりの意識で大きく左右することから意識啓発への取組が重要です。

本市においても様々な啓発活動を展開していますが、ポスターの掲示や冊子などの配布だけでは高い効果が得られないため、様々なメディアを活用するなど、有効的な啓発活動を進めていく必要があります。

プラスチックごみによる地球規模の環境汚染への対策が求められている中で、生活様式の変化に伴うワンウェイプラスチックなどの増加も懸念されることから、プラスチックごみの削減に向けて、国県など関係機関と連携した抜本的な取組を進める必要があります。

こうした社会情勢を踏まえ、持続可能な循環型社会の実現に向けて、市民、事業者、行政などの連携のもと、より効果の高い 3R の推進による廃棄物の減量化・資源化の取組を展開していく必要があります。

□ 施策の体系

第2節 持続可能な社会を目指すごみの減量化と資源循環の推進

1 ごみ減量化を推進する

2 再資源化を推進する

□ 数値目標

数値目標	担当課	単位
ごみ総量	廃棄物対策課	t

□ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
2-1	市民一人あたりのごみ排出量	廃棄物対策課	g
2-2	家庭系ごみリサイクル率	廃棄物対策課	%

□ 市民ができること

ごみ捨てるルールを守り、ごみ問題への意識を高め、リサイクルなどを率先して行い、循環型社会につながるライフスタイルの構築に努めます。

□ 施策の展開

1 ごみ減量化を推進する

- ごみ排出に係る調査・研究を行い、本市の特性に応じた対策を推進します。
- ごみ発生抑制に関する啓発活動を進め、ごみの排出量削減に係る市民の意識醸成を推進します。
- 各種助成事業による、ごみの再資源化を推進し、ごみ排出量の削減を推進します。

2 再資源化を推進する

- ごみの分別徹底などを推進し、資源の有効活用を進め、資源循環型社会を構築します。



第3節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進

□ 現状と課題

時代の変化や市民ニーズに対応した住環境と都市機能の整備は、持続可能な自治体運営を推進していくうえで非常に重要な役割を果たしており、安全安心な住環境と都市機能の整備は、市民生活の基盤を担い、市民が快適に暮らすための根幹となるものです。

こうしたことから、地方自治体においては、地域を取り巻く環境、市民が必要としている公共施設機能を把握し、適切な計画を策定することにより、住環境及び都市機能を整備する必要があります。

東日本大震災後も全国各地で大きな地震が発生しており、引き続き地震に対する備えは重要になっています。本市では、木造住宅耐震診断や耐震改修工事の実施をはじめ、住宅の耐震に対する意識向上を図るための戸別訪問による啓発などを通じて、木造住宅の耐震力向上に取り組むとともに、道路に面した危険ブロック塀について、除却費用の一部助成を実施することにより、地震時などのブロック塀の倒壊による事故の未然防止に努めてきました。さらに、近年では集中豪雨により土砂災害が多く発生していることから、被害の軽減に向けて、急傾斜崩壊危険区域の工事を推進しています。

本市では東日本大震災により多くの市民の住家が被災したことから、住まいの再建を推進し、これにより4,456戸の復興公営住宅の整備と、家賃低減化などにより被災者の生活の安定を図る施策を展開してきました。

今後は、人口減少などにより、管理戸数が必要戸数を大きく上回ることが予想されており、東日本大震災以前に整備された市営住宅では、耐用年限を経過した住宅が多くあることから、復興公営住宅などへの移転推進と、耐用年限の経過した市営住宅の用途廃止に取り組み、適正な管理戸数の管理に取り組むことが必要となっています。

近年、適切な管理が行われていない空き家などが年々増加し、地域住民の生活環境に影響を及ぼしています。本市では実態調査、所有者への意向調査、無料相談会などを実施してきました。地域の防犯や良好な環境維持の面から、今後も引き続き、除却や有効活用の推進に取り組む必要があります。

道路・橋りょうは交通の大動脈となり、市民の日常生活や経済活動などを支える非常に重要なものです。本市は東日本大震災により、多くの道路・橋りょうが被災したことから、自然災害などに対応した安全な道路・橋りょう整備を推進してまいりました。

道路については、三陸沿岸道路が八戸までほぼ全線開通し、石巻から仙台間についても4車線化が実現しました。また、主要幹線道路については、女川・牡鹿方面と石巻女川インターチェンジなどを結ぶ国道398号石巻バイパスが稲井小学校付近まで供用され、国道108号石巻河南道路の計画も進みました。

その一方で、東日本大震災以前からの課題である石巻新庄道路については、事業化に至らず、今後も要望活動を推進し、早期事業化を目指す必要があるほか、市内の道路についても、市民ニーズを把握し適切に整備を推進する必要があるとともに、老朽化対策に努める必要があります。

橋りょうについては、老朽化が深刻であり、建設後50年を経過するものが、10年後には約83%、20年後には約91%に達する見込みであることから、長寿命化への取組が急務となっています。

幅員4m未満の狭あいな生活道路について、緊急時の市民の安全確保などのため、当該道路に接する土地の所有者などが実施した拡幅整備に対して、工事費用の一部助成を実施してきました。今後も、安全で良好な市街地形成と住環境整備を図るため、土地所有者などの理解を求め、拡幅整備を実施していく必要があります。

公園は市民の憩いの場となり、豊かな市民生活を送るうえで重要な施設の一つです。東日本大震災による公園施設災害復旧事業や区画整理地内に整備された公園の増加となりましたが、市民ひとり当たりの公園面積は11.7㎡と、全国の10.6㎡と比べると同水準、宮城県の19.4㎡と比べると低い水準となっています。良好な都市環境を形成するため、求められる公園機能に配慮しつつ、長期的な観点に立って公園を計画的に整備していく必要があります。

その一方で、施設の老朽化が進んでいる公園が増加傾向にあることから、計画的な施設の修繕により長寿命化に取り組む必要があります。

下水道施設は、降雨時の冠水被害の防止や衛生的な生活環境を維持するために必要不可欠な施設です。

雨水排水施設は、東日本大震災による地盤沈下の影響から降雨時の冠水が問題となり、整備を推進してきましたが、近年の大規模な台風や集中豪雨の発生で排水施設の重要性が以前にも増して高まっており、施設の早期完成を目指す必要があります。

汚水は、下水道普及率が令和元年度末時点で 72.2%と、全国平均の 79.7%や宮城県平均の 82.5%と比べて低い水準です。

引き続き下水道事業を推進するとともに、下水道整備地区以外の地区では浄化槽の設置を促進し、生活環境の向上を推進する必要があります。

本市の河川は、治水対策、都市環境及び生活環境の保全のうえで重要な役割を果たしており、引き続き機能充実を図るため、今後も関係機関と連携し北上川下流域の河川整備を推進する必要があります。

港湾については、東日本大震災により甚大な被害を受けましたが、石巻港では災害復旧工事が完了し、全ての埠頭が利用可能となりました。また、平成 24 年には国際拠点港湾「仙台塩釜港(石巻港区)」として新たなスタートを切りました。今後も関係機関と連携し施設整備と利活用を推進する必要があります。

第3節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進

1 持続可能な生活基盤整備を推進する

2 災害に対する備えを充実させる

3 安全安心な公営住宅を提供する

4 空き家対策を強化する

5 道路整備を推進する

6 公園整備を推進する

7 下水道等の整備を推進する

8 河川・港湾の整備を推進する

■ 数値目標

数値目標	担当課	単位
住み続けたいと思う市民の割合	SDGs 地域戦略推進室	%

■ 重要業績評価指標 (KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位
3-1	立地適正化計画進捗率	都市計画課	%
3-2	危険ブロック塀等除却事業助成件数	建築指導課	件
3-3	移転計画に基づく既存市営住宅から復興公営住宅への移転世帯数	住宅課	戸
3-4	空き家バンク登録戸数	住宅課	件
3-5	道路修繕率	道路第1課	%
3-6	公園愛護会が管理する公園数	都市計画課	箇所
3-7	下水道復興事業進捗率	下水道建設課	%
3-8	石巻港取り扱い総貨物量	河川港湾課	万t

■ 市民ができること

公共施設を積極的に利用し、利用した感想などの情報を発信することにより、施設サービスの向上や、利用者数が増加するよう努めます。

1 持続可能な生活基盤整備を推進する

- 石巻市都市計画マスタープランに基づき、都市機能が拡散することのないコンパクトな都市拠点の形成とそれらをネットワークする都市づくりを推進します。
- ユニバーサルデザインの考え方に基づき、全ての人々が住みやすいまちづくりを推進します。

2 災害に対する備えを充実させる

- 木造住宅の耐震診断と耐震改修への支援を推進し、地震時における被害の軽減を図ります。
- 災害時の避難に備え、道路に面するブロック塀の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、危険度の高いブロック塀などの除去を推進します。
- 急傾斜地崩壊危険区域などの災害発生危険度の高い箇所における防災対策工事を促進します。

3 安全安心な公営住宅を提供する

- 将来の需要見通しなどを踏まえた、計画的な公営住宅の維持保全を推進します。
- 復興公営住宅入居者の生活の安定確保と、個々の実情に応じた家賃助成などの支援を進めます。
- 既存の市営住宅について、復興公営住宅などへの移転を推進することにより、耐用年限の経過した住宅の用途廃止を進め、適正な管理戸数の確保と復興公営住宅の有効活用に努めます。

4 空き家対策を強化する

- 管理不全状態の空き家については、適切な管理指導を図るとともに、活用可能な空き家については有効活用に向けた取り組みを推進します。

5 道路整備を推進する

- 本市と市外を結ぶ広域幹線道路である石巻新庄道路や市内各地域を結ぶ主要幹線道路である国道・県道の整備促進について、国・県などの関係機関への働きかけを行い、整備促進を図ります。
- 地区内の交通の円滑化と防災機能の向上、歩行者の安全性確保、さらには地区外との道路交通体系を形成するための生活幹線道路網の整備を推進します。
- 身近な生活道路について、歩行者の安全性確保や交通の円滑化を図るために、狭隘な区間などの拡幅や歩車分離、側溝の整備などを推進します。
- 私道について、舗装や側溝などの整備を支援します。
- 歩行者が多く行き交う道路や災害時の避難路などについて、バリアフリー化を推進します。
- 道路や橋りょう、トンネルなどの安全性や信頼性を確保するために、計画的な修繕により施設の長寿命化を図ります。

6 公園整備を推進する

- 市民の憩いと安らぎの空間である都市公園については、利用者のニーズに即した公園施設の整備・充実とルールづくりに取り組みます。
- 公園施設の安全確保と機能保全を図りつつ、維持管理経費の縮減及び平準化を図るため、施設点検や維持管理などの予防保全を計画的に行い、施設の長寿命化を推進します。
- 公園愛護会の結成促進など、地域とともに公園の適正な維持管理に取り組みます。

7 下水道等の整備を推進する

- 近年多発する豪雨災害などから市民の健康と財産を守り、地域の生活環境の改善と公衆衛生の向上を図るために、排水路の整備、雨水排水ポンプの設置などの排水対策を推進します。
- 市街地などにおいて、生活環境の改善や公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上を図るために、公共下水道の整備を推進します。
- 下水道事業の区域外における生活排水流入による公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上を図るために、浄化槽の整備を促進します。

8 河川・港湾の整備を推進する

- 北上川下流域の河川整備の促進及び石巻港の整備・利用の促進について、国・県などの関係機関へ働きかけを行い、整備の促進を図ります。

第3章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち

関連する SDGs



第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実

現状と課題

近年、全国的に人口減少、少子高齢化が加速化しています。出生数の減少は、人口減少・少子高齢化問題の大きな原因であり、今後もこうした状況が続くようであれば、将来的に地域社会の持続に支障をきたす可能性があります。

本市の近年の出生数は平成 27 年までは年間約 1,000 人程度で推移していましたが、令和元年には 787 人となり、大幅な減少となっています。本市の合計特殊出生率は、令和元年時点では 1.25 人と宮城県平均の 1.23 人より高いものの、全国平均の 1.36 人よりは低くなっています。

こうした状況を踏まえ、今後も幅広い支援が必要であり、妊娠から出産、乳幼児の各種健診・助成を充実させるとともに、情報発信や相談事業などを行うことにより、安心して妊娠から出産、子育てができる取組を継続して行う必要があります。

さらに、近年では、核家族の増加、地域におけるコミュニケーションの希薄化、子どもを取り巻く環境の複雑化などにより、子育ての孤立化や精神的な負担感の増大などが懸念されるため、地域で子育て家庭を支える環境が求められています。

こうしたことから、子どもたちを心身ともに健全で、かつ地域全体で育てられるよう、子育てに関するアドバイスなどを多方面から受けられる環境づくりや、就業しながら子育てをしやすいよう、地域ぐるみで子育て世帯のサポートができる体制づくりを行うとともに、保育施設の利用ニーズに対応するため、保育士の確保や民間の保育所に対する補助金の助成などにより、課題となっている待機児童の解消を図る必要があります。

妊娠から出産、子育てに関する課題は多岐にわたっています。地域の実情に応じた様々なニーズを包括的に把握し、切れ目のない支援を行うことにより、自分が暮らすまちで安心して子どもを産み、育てることに希望が持てる環境づくりを推進する必要があります。

□ 施策の体系

第1節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実

- 1 妊娠から出産、子育て期における切れ目のない支援を行う
- 2 子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する
- 3 子どもが安心して過ごせる環境を整備する

□ 数値目標

数値目標	担当課	単位
出生率	市民課	人

□ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
1-1	新生児訪問事業（乳児全戸訪問事業）実施率	健康推進課	%
1-2	子育て世代包括支援センター相談窓口設置数	子育て支援課	箇所
1-3	保育施設及び放課後児童クラブ待機児童数	子ども保育課	人

□ 市民ができること

妊娠から出産、子育てなどに関する知識の情報交換ができる機会を創出し、自分の経験を妊婦や子育て世代に伝えることにより、妊娠から出産、子育てまでの不安を解消するよう努めます。

1 妊娠から出産、子育て期における切れ目のない支援を行う

- 妊産婦や乳幼児をはじめとして、一貫した健康づくりを推進するため、出産育児に関する情報提供・相談体制の整備、乳児健康診査の実施、産婦・新生児訪問指導など、母子保健の総合的なサービスの充実を図ります。
- 妊娠時の異常の早期発見、早期治療などを図り、安心して出産ができるよう、妊婦健康診査の経済的な負担軽減に取り組みます。
- 不妊治療を受ける夫婦の経済的・精神的負担の軽減を図るため、特定不妊治療に係る経済的な支援を推進します。
- 経済的理由により入院助産を受けることができない家庭に対する支援を実施します。
- 産後も安心して子育てができるよう、心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業に取り組みます。

2 子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する

- 妊娠から出産、子育て期までを包括的に支援する子育て世代包括支援センターや産後ケアなどの各種支援事業を充実させるほか、子育て応援アプリなどを活用し、積極的な情報発信に努めます。
- 家庭における家事負担や子育て負担の協力のほか、企業などの育児休業取得に向けた環境整備の協力、地域における子育て家庭への理解促進など、ワークライフバランスを推進します。
- 児童手当や児童扶養手当、子ども医療費助成など子育て世代への経済的支援の充実を努めます。
- ひとり親家庭への経済的支援のほか、経済的な自立を促進するための教育訓練や資格取得の支援の充実を努めます。
- 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパーなどがその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行います。

3 子どもが安心して過ごせる環境を整備する

- 一時保育、延長保育、休日保育、病後児保育、障がい児保育、幼保一体化など保育ニーズの多様化に対応した環境を整備します。
- 放課後児童クラブを必要とする子どもがサービスを受けられるよう、利用ニーズにあった環境を整備します。
- 子どもが地域のなかで健やかに成長できるよう、安心して過ごせる子どもの居場所づくりを推進します。
- 石巻市子どもの権利に関する条例に定められている子どもが生まれながらに持っている、安全に安心して生きる権利、自分らしく育つ権利、自分を守り、守られる権利、社会へ参加する権利や適切な支援を受ける権利について、啓発活動を推進します。

関連する SDGs



第2節 生きがいを持ち自分らしく暮らせる高齢者福祉の充実

現状と課題

近年、高齢化が急速に進行し、本市では、新石巻市として合併した年度である平成18年3月末時点での高齢化率は24.2%となっていました。高齢化率が人口の21%を占めている社会は「超高齢社会」と定義されており、本市は合併年度末の時点で既に超高齢社会に突入していたと言えます。

その後の本市の高齢化率は、東日本大震災が発生した平成23年3月末時点を除き上昇の一途をたどり、令和2年3月末時点では33.0%となっています。その要因としては、少子化により高齢者を支える人口が増加しないことによるものであり、現時点で高齢化の進展は避けられない現実となっています。

このような超高齢社会の中、本市ではこれまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅福祉や在宅介護サービスの充実に努めるとともに、老人福祉施設や介護保険施設の基盤整備など各種事業の実施に取り組んでまいりました。

しかし、今後は人口減少や、令和7年には、いわゆる団塊の世代が75歳となり介護サービスをはじめ各種高齢者福祉サービスの需要と供給がアンバランスになることや、サービスの質の確保など様々な課題が予想されており、高齢者が要介護者になることを未然に防ぐ、介護予防に対する取組が以前にも増して重要なものとなっています。

また、高齢者の心身の健康の維持、向上を図るためには、日々の生活の中で生きがいを持って暮らすことが必要であり、高齢者が気兼ねなく地域社会へ参加できる仕組みや地域の貴重な人材として活躍できる場を構築するなど、生きがいを持ち自分らしく暮らせる環境を整備していく必要があります。

□ 施策の体系

第2節 生きがいを持ち自分らしく暮らせる高齢者福祉の充実

- 1 高齢者の生きがいづくりを推進する
- 2 介護予防の取組を推進する
- 3 高齢者の生活支援を推進する

□ 数値目標

数値目標	担当課	単位
「生きがい」を持ちながら暮らしている高齢者の割合	福祉総務課	%

□ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
2-1	生きがいと創造事業受講者数	福祉総務課	人
2-2	機能訓練訪問事業訪問延べ回数	介護保険課	件
2-3	高齢者在宅福祉サービス事業利用者件数	福祉総務課	件

□ 市民ができること

高齢者サロンやお茶会を開催し、高齢者だけでなく若者も参加できるような機会を作ることにより幅広い世代が交流する機会を創出します。また、住民同士が積極的にあいさつを交わすことなどにより、地域で高齢者を見守る環境を構築します。

1 高齢者の生きがいづくりを推進する

- 地域における各種サロン活動の支援やデイサービス事業の実施により、高齢者の自立生活の助長、心身の機能維持の向上を図るとともに、社会的孤立の解消を目指します。
- 高齢者の余暇を利用した創造的活動や趣味を活用した各種教養講座を実施するとともに、地域における老人クラブ活動の支援を行い、高齢者の生きがいの創出や社会参加を推進します。
- 高齢者の方々を称え、敬老の意を表する事業を展開することで、高齢者への関心を深め高齢者福祉に対する意識の向上を図ります。

2 介護予防の取組を推進する

- 療養上の保健指導が必要と認められる高齢者及びその家族に対し、指導員が訪問し、必要な指導を行うことにより、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図ります。
- 高齢者の通いの場を提供する住民主体による自主的活動を支援することにより、高齢者などの社会的孤立の解消、心身の健康保持及び介護予防と地域の支え合い体制づくりを推進します。
- 高齢者を対象に、専門スタッフによる介護予防教室などを実施し、地域で介護予防に関する意識と方法を生活に取り入れることにより、生活機能低下の防止を図ります。
- 認知症が疑われる人やその家族を対象とした早期診断・早期対応に向けた支援や、一般住民を対象とした認知症講演会などを実施します。
- 在宅で介護予防のためのリハビリテーション支援が必要な個人及び住民主体による自主活動を行っている団体などに対し、リハビリ専門職を派遣し、訪問指導、集団運動指導、個別相談を行います。
- 理学療法士と連携しながら、看護師などが在宅で短期集中的に相談・指導を行うことで、高齢者の体力の改善や日常生活動作などの改善を支援します。

3 高齢者の生活支援を推進する

- 住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、きめ細やかな在宅福祉サービスの充実と高齢者と家族への支援を推進します。
- 在宅の高齢者を介護している家族の精神的、または経済的負担を軽減するための支援を行うことにより、在宅生活の継続と向上を図ります。
- ひとり暮らし高齢者などの生活の質の向上を図るため、見守りと配食サービスを提供し、日常の食生活を支援します。
- 在宅のひとり暮らし高齢者の日常生活の安全を確保するとともに、精神的な不安を解消するため、緊急通報システム機器を貸与し、緊急事態に迅速な対応ができる体制を整備します。
- 在宅で日常生活を営むのに支障がある人に対して、心身の状況、その置かれている環境の状況把握に努め、老人ホームへの入所措置を図るなどの支援に取り組みます。
- 判断能力が不十分な高齢者の福祉増進を図るため、専門機関と連携しながら高齢者保護及び権利擁護の支援に努めます。

関連する SDGs



第3節 共に安心して暮らせる障害福祉の充実

□ 現状と課題

わが国では、全ての人々が障がいの有無にかかわらず、相互に人格・個性を尊重し、支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける「地域共生社会」の実現を目指し、障がいのある人の自立及び社会参加の支援などのための施策を推進しています。

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」では、障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供など、障がい者差別解消に関する基本的な方向や事項が定められ、様々な取組が進められています。

このような中、本市においても、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」を平成30年4月に施行し、条例の理念に基づき障害者施策に取り組むこととしています。

また、石巻市第3次障害者計画では、「共に暮らし支え合う、自分らしい暮らしを描けるまちへ」を基本理念に、障がいへの理解の促進と支え合う市民意識を醸成し、障がいのある人を取り巻く「社会環境の改善」や「福祉的支援体制の充実」を推進するための施策の方向性を明らかにしています。

こうしたことから、本市では、障がいのある人が自立した生活を送るため、移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス、地域活動支援センター事業などの生活支援や相談支援を行っています。相談支援においては、基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援や相談支援事業者に対する指導助言、人材育成支援など地域の相談支援体制を強化する取組を行うなど、重層的な相談支援体制を整備しています。

近年は、障がいのある人が住み慣れた地域において自立した生活を継続できるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制が求められています。

そのためにも、既存の障害福祉サービスなどの充実を図るとともに、障がいに関する理解促進、就労支援や地域生活支援の充実、障害者の社会・文化活動などへの参加に向けた支援、そして地域において住民同士でサポートする仕組みの構築に取り組んでいきます。

□ 施策の体系

第3節 共に安心して暮らせる障害福祉の充実

- 1 障害者の自立と社会参加への支援を行う
- 2 相談・地域生活支援体制を構築する

□ 数値目標

数値目標	担当課	単位
障害福祉サービス利用人数	障害福祉課	人

□ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
3-1	共同生活援助（グループホーム）支給決定者数	障害福祉課	件
3-2	障害者相談支援件数	障害福祉課	件

□ 市民ができること

障がい者に対する理解を深め、市民が日頃から障がい者とコミュニケーションがとれる関係づくりに努めます。また、事業者においては、障がい者が楽しく働ける環境づくりに努めます。

1 障害者の自立と社会参加への支援を行う

- 個人の状況に応じ継続した福祉・保健・医療に関する、様々なサービスが受けられるよう各種支援体制の充実を図ります。
- 地域における障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、就労支援や日中活動の場を提供します。
- 屋外での移動が困難な障がい者の自立生活・社会参加を促進するため、外出の際の移動支援の充実、スポーツや文化活動において参加しやすい場の提供に努めます。
- 障害による差別をなくし、支え合う共生社会の実現のため、地域住民に対して障がい者の日常生活及び社会生活への理解を深めるための研修・啓発事業や交流・体験事業、ボランティアの育成を行います。
- 生活の様々な機会ですべての障がい者にかかわらず、本来あるべき権利を侵害されることのないよう、成年後見制度の利用支援・虐待防止対策の推進などにより権利擁護に努め、安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

2 相談・地域生活支援体制を構築する

- 障がい者にとって必要な情報の提供や権利擁護のための、相談体制の充実を図ります。
- 障害者基本法に規定する「障害者計画」、障害者総合支援法に規定する「障害福祉計画」及び児童福祉法に規定する「障害児福祉計画」を策定し、各計画に基づいた障害福祉施策を推進します。



第4節 誰もが元気に暮らせる心と体の健康づくりの推進

現状と課題

わが国では、医療の進歩や生活水準の向上などにより平均寿命は急速に伸び、世界における長寿国となりました。

しかし、近年では、少子高齢化の進展、人口減少の加速化など生活や社会環境が大きく変化し、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病をはじめとする生活習慣病や認知症、寝たきりを含めた要支援・要介護者の増加など、今後も深刻な社会的問題が進行していくと予測されています。地方自治体においては、市民が健康で自立した生活を送れる期間である「健康寿命」を延ばすことと、地域の実情に応じて、市民に対して常に安定した医療が提供できる体制を構築する必要があります。

本市の死亡原因は、がんや心疾患を含む生活習慣病が6割を占め、人口10万対死亡率では全国、宮城県を上回っています。東日本大震災以降に低下した本市国民健康保険特定健康診査受診率は上昇傾向ではあるものの、平成30年度においては、41.3%と宮城県平均の43.8%より低い状況にあります。健診結果においては肥満やメタボリックシンドローム該当者が全国、宮城県よりも高く、生活習慣病予防が課題となっています。

また、東日本大震災後の被災者を取り巻く新たな環境の変化でストレスを抱えている市民が多くなってきており、復興公営住宅などへの入居後、体調面や不眠、抑うつ状態が悪化している傾向にあります。本市の自殺死亡率は平成25年度をピークに全国や宮城県より高い水準で推移していることから、保健、医療、福祉、教育、就業などを所掌する部署が連携し、全庁的な自死対策が必要となっています。

このような現状を市民が理解し、健康で長生きするための意識を高めることが必要であり、自分に合った正しい生活習慣の習得や、病気の予防・早期発見のための予防接種や定期健（検）診の受診など、普段から健康づくりに対する意識の向上を図る必要があります。

また、地域医療を取り巻く環境は、医師不足など厳しい状況が続いており、今後も人口減少や少子高齢化の進展に伴い、医療需要が大きく変化することが見込まれます。

特に、本市においては、東日本大震災により石巻市立病院、夜間急患センター、雄勝診療所、寄磯診療所の新築などハード面での大きな変化や、半島沿岸部から内陸部への人口移動による市域内での人口構成の変化など、東日本大震災前と比較すると大きく変化しています。

こうした社会情勢の変化のほか、住民の医療ニーズの変化や休日・夜間の医療体制などの救急時における医療ニーズなどにも対応可能な地域医療体制を構築する必要があります。

□ 施策の体系

第4節 誰もが元気に暮らせる心と体の健康づくりの推進

- 1 健康づくりを推進する
- 2 地域医療体制を充実させる

□ 数値目標

数値目標	担当課	単位
健康寿命	健康推進課	歳

□ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
4-1	各種がん検診受診率	健康推進課	%
4-2	休日当番医実日数	健康推進課	日

□ 市民ができること

定期的な検診や適度な運動を習慣化し、健康に対する関心を高めます。また、ストレスを溜めな
いよう、普段から家族や友人に相談できる関係づくりに努めます。

1 健康づくりを推進する

- 健（検）診を受けることで、市民自らの健康状態を確認し、自身の生活習慣の振り返りや改善ができるように支援します。
- 健（検）診結果に基づき、個人の生活状況に合わせた支援をすることで生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組みます。
- ライフステージごとの健康づくりを通じて、健康寿命の延伸に努めます。
- 自分自身のストレスを把握・対処できるようにするとともに、気軽に相談できる機会を増やします。
- 相談できる場を市民に広く周知します。
- 感染症の拡大防止を図るため、各種定期予防接種を実施します。

2 地域医療体制を充実させる

- 救急時の初期医療体制を確立し、救急患者搬送機関及び病院群輪番制病院との円滑な連携のもと、入院治療を必要とする重症患者の医療の確保を図ります。
- 各医療機関と連携を図りながら、プライマリ・ケアなど、石巻圏域での安心できる医療提供体制の構築に努めます。
- 離島や半島沿岸部に居住する住民の健康保持のため、医療提供体制の確保に努めます。
- 石巻圏域における「切れ目のない医療提供体制」を構築・維持するため、診療・治療に必要な医療機器などを計画的に整備・更新します。

関連するSDGs



第5節 みんなが共に支え合う地域共生社会の実現

□ 現状と課題

本市では、東日本大震災により半島沿岸部から内陸部への人口移動が生じ、移動先での新たなコミュニティ形成やひとり暮らし高齢者などの孤立など様々な課題が発生しています。

こうしたことから、今後の地域社会においては、人と人とのつながりを深め、地域で助け合う体制づくりを進めることが重要であり、地域のコミュニティを基盤とした包括的な支援が求められます。

このような地域で支え合う地域共生社会の実現を目指すためには、「自助」「互助」「共助」「公助」の考えに基づき、地域住民同士の顔の見える関係づくりと地域で支え合う市民意識の醸成を図ることが大切です。

また、高齢化の進展に伴い、高齢者が自立した健康な生活を送るためにも、在宅医療への理解、医療や介護サービスの提供者同士の情報交換、高齢者の社会参加や積極的な健康づくりの推進、地域の見守りサービスなど、関係機関の枠を飛び越え、連携が可能な体制を構築しなければなりません。

特に、近年においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活不安やストレスを抱えた家族からの虐待などにつながるリスクが高まり、家庭生活などにおける複合化・複雑化した悩みや困りごとの相談が多くなっていますが、様々な課題の解決には、多職種連携を強めるとともに、包括的かつ適切に対応することが必要です。

今後も、年齢や性別、国籍や障がいの有無にかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、地域共生社会の実現に向け地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。

施策の体系

第5節 みんなが共に支え合う地域共生社会の実現

- 1 地域での孤立防止を推進する
- 2 地域で支える活動と在宅医療・介護の連携を推進する
- 3 各種相談事業を充実させる
- 4 各種虐待防止・DV支援を強化する

数値目標

数値目標	担当課	単位
地域で支え合いが行われていると感じる人の割合	福祉総務課	%

重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
5-1	地域互助活動実施団体件数	包括ケア推進室	件
5-2	助成開始3年後の定住及び就業率	包括ケア推進室	%
5-3	弁護士による無料相談実施回数	市民相談センター	回
5-4	虐待防止啓発活動実施回数	虐待防止センター	件

市民ができること

家庭内や地域の中で、虐待などを防止できるよう地域での見守りなどの活動に努めます。また、地域間交流を進め、地域活動の良い点などを学びながら、より良い地域づくりに努め、世代を問わず交流ができる機会を作ります。

1 地域の孤立防止を推進する

- 民生委員・児童委員の活動の推進や石巻市社会福祉協議会との連携により、社会福祉の向上を図ります。
- 地域住民を含む多様な主体が地域課題を把握し解決できる環境の整備を行い、地域住民のつながりや共に支え合う地域づくりを推進します。
- 大規模災害発生時において、ボランティアによる支援活動を実施する社会福祉協議会と連携し、被災住民の支援に努めます。
- 避難行動要支援者の安否確認や避難支援を円滑に行うため、要支援者の登録や関係機関における情報共有、地域における支援体制づくりを推進します。
- 復興公営住宅などにおける見守り・相談・生活支援の推進により、市民の生活を支援します。
- 生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援します。また、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じる相談窓口を設置し、抱えている課題を踏まえた支援を推進します。

2 地域で支える活動と在宅医療・介護の連携を推進する

- 高齢者のほか、障がい児・者を対象とした共生型の通所サービスを提供し、保健・福祉を必要とする人たちの居場所の確保と見守りなどを行いながら、利用者の生活の質の向上、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ります。
- 身近な店舗の閉鎖などにより買物弱者が多数存在する離島部において買物支援対策に取り組めます。
- 地域包括ケアの推進に必要な医療・福祉・介護の専門職の人材確保や在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進します。

3 各種相談事業を充実させる

- 母子相談及び家庭児童相談並びに市民生活全般にわたる相談などの複雑多様な相談窓口を一元化し、適切な支援につなげます。
- 専門的事案の支援として、弁護士による定期的な無料法律相談を実施します。
- 複合的な生活課題に対応する福祉まるごと相談窓口の充実を図ります。

4 各種虐待防止・DV 支援を強化する

- 児童虐待の防止や早期発見に向け、住民を対象にした講演会などの啓発活動を積極的に行い、児童虐待に対する意識の向上を図ります。
- 高齢者・障害者虐待やDVの相談及び対応窓口として、各種事業を総合的に実施し、各種虐待及びDVの未然防止や早期発見及び事案の深刻化防止を推進します。
- 常時介護を必要とする高齢者が虐待などにより介護サービスを受けられないなどの場合、介護施設への入所支援などの対応に取り組みます。

第4章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち

関連するSDGs



第1節 賑わいと活気にあふれる商工業の振興

現状と課題

本市には製造業、卸売業、小売業など多様な商工業があり、地元経済と密接に関わっています。

商工業の振興は、地元経済を振興することでもあり、持続可能なまちづくりを推進するためには必要不可欠な要素です。

近年の商工業を取り巻く環境は、人口減少による経済規模の縮小、少子高齢化の進行による就業人口の減少、経済のグローバル化の進展による企業間競争の激化など、大きく変化しています。

特に本市においては、東日本大震災により多くの事業所が被災しましたが、中小企業復旧支援事業のほか、被災した企業に対する相談窓口の設置、融資あっせん制度の拡充などにより事業の再開、経営基盤の強化、積極的な設備投資などが行われました。

その結果、製造業においては、製造品出荷額等は概ね東日本大震災前の水準に回復し、商業においては、事業所数は減少しているものの、1事業所当たりの年間商品販売額は、東日本大震災前より増加しています。

しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、商工業を取り巻く環境は再び厳しくなっています。特に中小企業については、安定的な経営環境の確保のため、引き続き融資あっせん制度などによる支援のほか、産学官の連携による支援の強化、各種セミナーの実施など幅広い経営支援が必要です。

近年は少子高齢化が加速しており、様々な分野で人手不足が顕在化しています。本市においては、職種によって求人と求職のバランスに大きな開きが生じていることから、求人求職のミスマッチを改善する取組が必要となっています。

勤労者が安心して働き続けることができる社会の実現に向け、福利厚生の充実や労働環境の整備促進に取り組み、多彩な人材が活躍できる就業環境を構築する必要があります。

経済のグローバル化の進展により企業間競争が加速する中、地域の企業が生き残るためには、その地域ならではの産業を育成し、他との差別化を図る必要があります。

こうしたことから、本市においては、産学官連携による研究や6次産業化による商品開発や販路拡大などの支援を通じて、「石巻ブランド」の付加価値の向上に取り組んできました。今後とも、新産業の創出に向けてこうした6次産業化の推進や、販路拡大のための各種支援を継続的に進める必要があります。

本市の中心市街地は、中瀬地区から石巻駅にかけて、行政機能や金融機関、商店などが集積する本市の歴史的な特性を象徴する地域であり、長年、中核地区として発展を続けてきましたが、市民のライフスタイルの変化などにより中心市街地の商業は衰退傾向にあります。

しかし、中心市街地は、単に買い物をする空間として存在するだけでなく、そのまちに住む人々が生活し、交流し、楽しんできたという長い歴史のなかで創り出されてきたものであり、まちの文化を継承する場として維持していかなければならない空間であるとともに、近年では、人口減少や高齢化社会という時代を迎えるにあたって、歩ける範囲で生活できる空間が必要となっています。

こうしたことから、中心市街地に商業機能のみならず、まちとして必要な多様な機能の集積を行い、活性化イベントなどを開催することにより、中心市街地の活性化を推進する必要があります。

■ 施策の体系

第1節 賑わいと活気にあふれる商工業の振興

1 事業所への経営支援を行う

2 就業環境の充実を図る

3 地域ブランドを育成する

4 中心市街地活性化を推進する

■ 数値目標

数値目標	担当課	単位
総生産額（第2次・3次産業）	商工課	円

■ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
1-1	産業創造助成金の助成件数	商工課	件
1-2	勤労者福祉サービスセンター会員数	商工課	人
1-3	6次産業化・地産地消推進助成金の助成件数	商工課	件
1-4	萬画館・元気市場利用者数	商工課	人

■ 市民ができること

地元での経済活動を推進することにより地域経済の活性化に努めます。また、市内の地域ブランド商品を市外に向けて積極的に情報発信します。

市内商工業者の製造・販売する商品やサービスに対して、きめ細かなニーズやアイデアを伝え、サービスの向上、競争力の強化につなげます。

■ 施策の展開

1 事業所への経営支援を行う

- 既存企業の新たな事業展開や、ICT、IoT及びAIなどの利用などに対する相談窓口の設置や指導、資金補助など、各種の支援体制の充実を図ります。
- 地域資源を活かした新産業の創出などに関する取組みに対して、産学官による包括的な支援を実施します。

2 就業環境の充実を図る

- 中小企業における福利厚生への充実に向けて、必要な支援を実施します。
- 働く意欲のある市民誰もが就業の機会を得られるよう、関係機関と連携した各種支援を推進します。
- 事業者に対して、雇用環境を改善するための各種支援を推進します。

3 地域ブランドを育成する

- 農林漁業者をはじめとする6次産業化・農商工連携の取組を行う事業者などに対して、商品開発、販路開拓、衛生管理、経営改善、人材育成、関連組織づくりなどに関する専門家派遣や講習などの各種支援を行います。
- 地域ブランドとなる食材などの販路開拓のため見本市などの開催を支援します。

4 中心市街地活性化を推進する

- 本市の魅力ある地場産品を扱う商業機能をはじめとして、居住や福祉、子育てなど多様な生活機能を充実させるとともに、各種イベントなどを推進します。
- 中心市街地の魅力を多角的に収集し、幅広い世代に向け、デジタル技術を活用した新たな手法によるPRを推進し、賑わいの創出を図ります。



第2節 持続可能な水産業の振興

□ 現状と課題

本市の水産業は、沖合漁業、沿岸漁業、養殖漁業による漁業が営まれています。沖合においては、寒流と暖流が交錯する三陸沖漁場の南方に位置することから、古くから遠洋漁業や沖合漁業といった大型漁船による漁業も営まれており、多彩な漁業資源を有しています。

本市の各漁港は、東日本大震災により甚大な被害を受けましたが、第3次漁港漁場整備計画（震災復興地区計画）に基づき復旧工事が行われ、供用が開始されています。

石巻魚市場における水揚高は、平成27年には東日本大震災前の水準にまで回復しており、水揚量についても、東日本大震災前の約80%にまで回復し、令和元年度時点の水揚量では全国で5番目に大きい規模であり、東北を代表する漁港となっています。魚種としては、主に、さば、まいわし、ぎんざけなどの水揚量が多く、本市を象徴する海産物となっています。

また、水産資源の減少対策として各魚種の生産量調整を行っており、特に、さけ、あわびを中心とした水産資源の管理による持続的な漁業にも取り組んでいます。

近年、マイクロプラスチックごみや漂流物などによる海洋汚染・漁場汚染の問題の顕在化及び海洋環境の変化などによるほや、ホタテやかきの貝毒の長期化やへい死のほか、藻場の減少（磯やけの発生）などによる影響が及んでおり、その対策が求められるとともに、漁業センサスによる漁業経営体数は、東日本大震災前から減少傾向で、漁業従事者の不足に備えた後継者育成などの経営安定のための取組が必要となっており、水産業の経営環境の向上が大きな課題となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ水産物の消費を拡大するため、影響が収束するまで継続的な支援策に取り組んでいくとともに、水産物の消費拡大のための販路開拓については、放射能検査を着実に実施してきましたが、魚市場の適切な維持管理とあいまって、風評被害や海外輸出に向けた対策の一環として引き続き継続する必要があります。

捕鯨文化の継承や鯨文化の普及、継承に向けて、捕鯨関連自治体と連携した活動を実施してきた結果、令和元年度より商業捕鯨が再開しましたが、商業捕鯨禁止期間が長期に及んだことから、捕鯨関連自治体と連携した活動の継続や頒布活動、学校給食での提供などによる鯨食の普及を進める必要があります。

また、安全で良質な水産物の安定供給に向けて、原料不足による安定的原魚確保や水産加工事業者の衛生管理認証取得などによる衛生管理の徹底を進めるとともに、他の産地との競争が激化する中で、市内の産業関係団体が一体となった石巻ブランドの構築が求められています。

漁港施設の復旧などの整備により、沿岸漁業の生産回復に繋がりましたが、今後、施設更新については、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化や縮減を推進し、施設改良については、施設利用状況の変化による対応などを推進する必要があります。

■ 施策の体系

第2節 持続可能な水産業の振興

- 1 漁場環境の保全を推進する
- 2 操業体制の充実を図る
- 3 新たな生産体制・原料確保を促進する
- 4 水産物の流通体制の強化を図る
- 5 石巻産水産物のブランド化を推進する
- 6 水産基盤の充実を図る

■ 数値目標

数値目標	担当課	単位
漁業生産高	水産課	円

重要業績評価指標 (KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位
2-1	海洋保全活動取組団体数	水産課	団体
2-2	水産業担い手事業による 就業者数	水産課	人
2-3	水産物の安全性情報発信 件数	水産課	件
2-4	水産物輸出量	水産課	t
2-5	ブランド水産物 PR 回数	水産課	回
2-6	漁港施設機能保全事業進 捗率	水産基盤整 備推進室	%

市民ができること

海洋汚染につながるプラスチックなどの適正廃棄に心がけるとともに、魚食・鯨食など水産物を使った郷土料理などの伝承や普及、地産地消に努めるとともに、水産業に対する理解と関心を深め、水産業の振興に努めます。

1 漁場環境の保全を推進する

- 豊かな漁場の保全と優れた海洋環境を維持・保全するために、海洋プラスチックごみを含む漂流漂着物などのごみの回収・処理、生態系の維持・保全に取り組みます。
- 養殖業の効率化や多様化に向け、新たな生産技術、種目・優良品種などの普及・定着を促進します。
- 水揚量の維持と安定確保のための種苗放流を支援するとともに、密漁防止のための取組を支援します。

2 操業体制の充実を図る

- 漁業後継者・従事者の不足が深刻化するなかで、新たな担い手の育成、人材確保、外国人人材活用、サポート体制の充実に取り組みます。

3 新たな生産体制・原料確保を促進する

- 水産物の安全性に関する証明手段を充実させ、国内外に向けて積極的に情報発信を推進します。

4 水産物の流通体制の強化を図る

- 各種の安全基準などに沿った安全安心な水産物の供給体制の構築を推進します。
- 新たな水産加工品などの開発・研究を支援するとともに、新たな流通機能や形態の検討、構築を推進します。
- 水産都市石巻として、地域の魚食文化の情報を市内外に向けて発信するとともに、石巻伝統の魚食・鯨食文化の伝承と、魚食・鯨食を普及するための取組を推進します。

5 石巻産水産物のブランド化を推進する

- 水産加工物の地域ブランド化に向けた研究開発やセミナー、相談会、推進組織の立ち上げなどを推進します。
- 地域における水産物の消費拡大や地産地消、食文化の伝承に向けた取組や水産のまちのイメージアップ・PRを推進します。

6 水産基盤の充実を図る

- 漁港施設の機能保全のため、施設の長寿命化・対策コストの平準化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 漁港施設の効率的・効果的な利用のため、漁業者の就労環境改善や、自然条件の変化による被害軽減や安全性の向上を図ります。
- 新たな技術に基づく水産加工原材料の安定供給や高付加価値化に資する施設整備を推進します。

関連する SDGs



第3節 魅力的な農林畜産業の振興

現状と課題

本市は、北上川沿いに沖積平野が広がり、生産力の高い水田地帯を有し、「ササニシキ」「ひとめぼれ」を中心とした稲作が営まれています。

稲作のほかにも「トマト」「きゅうり」「いちご」「小ねぎ」「ほうれんそう」などの野菜や、「菊」「ガーベラ」「鉢もの類」などの花きに加え、肉用牛生産なども行われており多彩な複合経営農業が展開されています。

しかし、近年においては、農業全般において、農業従事者の高齢化、担い手の不足が顕著になっています。

特に稲作については、高齢農業者のリタイアや米消費量の低迷による米価の低下などにより農家数は年々減少し、耕作放棄地の拡大が深刻になっています。

こうした問題を解決するためには、「ほ場整備事業」などを推進し、農地の汎用化を行うことにより、効率的で収益性の高い農業生産を行うための基盤を整備するとともに、集落営農や法人化の推進による経営規模の拡大を推進する必要があります。

本市においても多くの農業生産法人が耕作しており、農業経営体としての重要な役割を担っていることから、今後も、安定的な経営対策を進めるとともに、生産面積の拡大と施設機械などの導入による収益性の向上などの支援を進める必要があります。

市内で飼養されている畜種には、「肉用牛」を中心に「乳用牛」「豚」「鶏」がありますが、生活様式や環境の変化、産地間競争の激化などにより、いずれも農家数、飼養頭羽数ともに減少傾向にあります。産地間競争を勝ち抜くためには、畜産物のブランド化を推進し、競争力の高い畜産物を生産する必要があるとともに、ブランドの知名度を上げるための各種プロモーション活動も重要です。競争力の高い畜産物のブランド化について、これまで以上に積極的に推進する必要があります。

東日本大震災による市域内での人口移動に伴う各集落の人口減少などにより、二ホンジカの生息域が半島沿岸部だけでなく内陸部の住宅街にまで拡大し、二ホンジカによる農業被害も後を絶たない状況となっています。本市では、平成31年度に「石巻市鳥獣被害防止計画」を策定しました。今後も有害鳥獣捕獲を中心に、実情の把握、関係機関と連携した情報収集、市民への周知による自己防衛促進などを推進し、適切な対応を行っていくことが必要です。

本市では「スギ」などの林産物の生産が広く展開されていますが、近年では木材価格の低迷などにより収益性は低下し、林業を取り巻く環境は厳しくなっています。また、市内に多数、植生している松林の多くで、松くい虫被害が報告されています。

将来にわたって安定した林業経営を維持するため、間伐・保育などの森林整備を計画的に進めるほか、機械作業の普及に努め労働力の省力化を図るとともに、松くい虫による被害から健全な松林を保全するため、被害木の伐倒駆除をはじめとして空中散布などによる薬剤の予防散布や樹幹注入などの予防対策を実施する必要があります。

また、令和元年度から、森林の経営管理が行われていない森林を市町村が仲介役となり森林所有者と民間事業者をつなぐことで適切な経営管理を行う、森林経営管理制度が開始されました。

今後は、こうした制度を活用し、放置された森林を経済ベースで活用し、地域活性化を推進するとともに、森林の多面的機能を向上させ、地域住民の安全安心につながる効果を高める取組を推進する必要があります。

施策の体系

第3節 魅力的な農林畜産業の振興

1 豊かな農村環境の再生と農業基盤整備を推進する

2 持続可能な農業生産体制を整備する

3 豊かで身近な森林を再生する

4 石巻産畜産物のブランド化を推進する

5 安全で高品質な農畜産物の安定供給体制を構築する

6 持続可能な農業経営体を育成する

7 農作物の被害対策を推進する

数値目標

数値目標	担当課	単位
農業産出額	農林課	円

重要業績評価指標 (KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位
3-1	農業基盤整備事業進捗率	農業復興推進室	%
3-2	認定農業者数	農林課	件
3-3	森林整備面積	農林課	m ²
3-4	肉用牛産出額	農林課	億円
3-5	畜産物の安全性情報発信件数	農林課	件
3-6	新規就農者数	農林課	人
3-7	有害鳥獣（ニホンジカ）駆除件数	ニホンジカ対策室	件

市民ができること

市内産の農林畜産物の消費に心がけるとともに、農林業体験などを通じて農林畜産業に対する理解を深めます。また、田園環境や森林環境の保全に関心を高め、農業イベントなどにも積極的に参加し、農林畜産業者との交流を深めます。

1 豊かな農村環境の再生と農業基盤整備を推進する

- 老朽化した用排水施設の補修を進めるとともに、農道、農地など農業生産基盤について、地域住民の生活環境や市街地との関係を踏まえた計画的な整備を推進します。

2 持続可能な農業生産体制を整備する

- 農業生産活動における資材や機材の確保、技術の習得などに対する支援を推進します。
- 農業の後継者不足の解消に向けた、担い手を確保するための活動を支援します。
- 地域の資源を活かした新たな特産品の研究・開発を推進します。
- 効率的な農地利用と農業生産を図るために、営農集団や高度な農業経営体の育成を推進します。
- 計画的で体系的な農業地域の振興に向けて、農業振興地域整備計画を策定します。

3 豊かで身近な森林を再生する

- 市有林の適正な育成・有効活用を図ります。
- 民有林における間伐などの適正な保育・管理を推進するとともに、経営管理が難しい森林について意欲と能力のある事業者への集約化を推進します。
- 松林における松くい虫被害の予防や防除などの対策を計画的に推進します。

4 石巻産畜産物のブランド化を推進する

- 老朽化した畜産施設や設備などの補修を推進します。
- 宮城県基幹種雄牛の産子の保留対策として、繁殖牛及び肥育牛の導入を支援します。
- 畜産環境の問題解消と資源循環型農業構築に向けて、家畜排せつ物の適正処理及び良質堆肥の生産に関わる設備・機械の整備を行います。

5 安全で高品質な農畜産物の安定供給体制を構築する

- 地域の生産環境の優位性を最大限に活かしながら、永続的な農畜産体制を確立します。
- 農畜産物の安全性に関する証明手段を充実させ、国内外に向けて積極的に情報発信を推進します。
- 農畜産加工物の地域ブランド化に向けた研究開発やセミナー、相談会、推進組織の立ち上げなどを推進します。
- 農畜産加工物の海外マーケットにおける販路開拓を推進します。

6 持続可能な農業経営体を育成する

- 移住者や若者などを中心とする新しい農業経営体を育成するために、就労環境の整備や機材の購入などに対する支援を推進します。
- 新たな農業従事者の受け入れ側となる農業経営体の、経営体制や技術などの高度化を推進します。

7 農作物の被害対策を推進する

- ニホンジカの生息数・動態調査を行い、実情の把握に努めます。
- 関係機関と連携して被害防止に関する情報収集に努めます。
- 鳥獣が侵入しにくい環境整備を図り、人間の生活領域と野生鳥獣の生息域の区分を行います。



第4節 地域資源を活かした観光事業の振興

現状と課題

わが国の観光を取り巻く社会経済環境は、人口減少、少子高齢化の進行、観光ニーズや旅行手配方法の多様化、新型コロナウイルス感染症の影響などにより観光の在り方が大きく変化しています。

観光産業は、即効性が高く、農林水産業、製造業、商工業などの地域産業と関連し、経済的効果が大きいもので、本市においても重要な役割を果たすものであり、中心的産業の一つとして展開し、地域経済につなげる施策が重要となっております。

本市の観光施策では、東日本大震災により甚大な被害を受けた観光施設の復旧、再開が課題となっておりますが、順次再開し、雄勝硯伝統産業会館は、雄勝地域拠点地区である「硯上の里おがつ」に、おしかホエールランドは、牡鹿地域拠点エリアである「ホエールタウンおしか」に新築オープンし、市内中心拠点である「かわまち交流拠点エリア」との相乗効果が期待されているところであります。

東日本大震災前は県内居住者の宿泊客数が多い状況でしたが、東日本大震災後は県内居住者の宿泊客数が減少する中、被災地見学などで来石される方の増加や、ボランティアや復興関連の仕事などにより、関東や近畿地方などからの宿泊客数の比率が増加しています。

しかし、復興関連の仕事による宿泊客数は今後減少するものと考えられることから、ビジネスなどによる宿泊客に頼らない事業を展開する必要があります。

また、本市は、東日本大震災以前より夏場の通過型の観光が多く、令和元年の季節別観光客入込数を見ると、夏場は約141万人の観光客入込数があるのに対し、冬場は約60万人と約58%の減少となっています。これは「石巻川開き祭り」などにより夏場の観光客は増えるものの、イベントが少ない冬場は観光客が減少してしまうものによるものと考えられることから、今後は、こうしたイベントを中心とした通過型の観光だけではなく、豊かな自然、多彩な食材、東日本大震災後に新たに整備された観光施設、そして震災伝承などを推進することにより、他の観光地にはない、本市独自の魅力を活かした「滞在型観光」を推進する必要があります。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響でインバウンドによる誘客の見通しが立たない状況ではありますが、重要な観光施策として、引き続き需要を取り込めるよう受け入れ体制の強化と国内旅行者のさらなる誘客を推進するため、観光情報提供の充実を図り、市民や地元企業の観光まちづくりへの参加を促していく必要があります。

□ 施策の体系

第4節 地域資源を活かした観光事業の振興

- 1 地域資源を活用した観光誘客を推進する
- 2 観光振興体制を構築する

□ 数値目標

数値目標	担当課	単位
観光客入込数	観光課	人

□ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
4-1	宿泊観光客数	観光課	人
4-2	観光課 SNS フォロワー数	観光課	件

□ 市民ができること

地場の食材を使用した料理や伝統芸能などの文化に積極的に触れるとともに、交流イベントなどに積極的に参加することで、自然や歴史、文化など本市の魅力を再確認し、誇りと愛着を持って本市の魅力を発信します。また、市内で開催されるイベントに積極的に参加します。

1 地域資源を活用した観光誘客を推進する

- 豊かな自然や多彩な食材、文化、イベント、伝統産業など地域の多様な資源を活かして、観光の魅力づくりを推進します。
- 仙台空港や石巻港に寄港する大型客船によるインバウンドの誘客を推進します。
- 震災遺構、RPG アプリ、水辺の賑わい空間によるプロモーションなど多様な手法を用いた観光誘客 PR を推進します。

2 観光振興体制を構築する

- 石巻圏域観光推進機構などとの連携によるターゲットを明確化したメニュー・コースの提供、ルート案内システムの構築を推進します。
- 国際交流員（CIR）や外国語通訳ボランティアなどの活用により、外国人観光客の受け入れ体制を整備します。
- 石巻市観光協会との連携による PR 戦略に基づく魅力あるガイドブックの作成や SNS による情報発信を進めるとともに、交流都市への効果的なプロモーションに努めます。
- 持続的な観光を実現するために、市民と連携し、市民が参画できる観光振興体制を構築します。



第5節 企業誘致の推進と新たな産業の創出

□ 現状と課題

近年、全国的に人口減少が加速するなか、地域の雇用機会の確保を行い、地域経済の活性化を図ることを目的とした、企業誘致の推進や新たな産業の創出の重要性が増しています。

本市においては、平成30年に「石巻市企業誘致推進計画」を策定し、企業立地に係る支援制度の拡充を図ったほか、企業訪問や情報発信などを実施しています。

本市は、東北地方の中では比較的温暖な地域であり降雪量が少なく日照時間が長いこと、県下第二の都市であり都市機能が集積していること、国際拠点港湾「仙台塩釜港石巻港区」や特定第三種漁港「石巻漁港」といった産業インフラが整備されていること、製紙・木材、水産加工・食料品製造業などが集積していること、独自の高い技術力や先端技術を有し、高付加価値製品を製造する企業（電子部品製造業など）が内陸部に立地していること、石巻専修大学のほか複数の実業高校があり、専門技術知識を習得してきた人材の供給が見込めることなどがあるほか、石巻トゥモロービジネスタウンをはじめ、東日本大震災後、新たに整備した産業用地などハード面での整備も整っています。

新たな産業集積、産業創出を通じた、雇用創出や定住人口の増加などにより、市域の活性化を図ることが重要であることから、本市では、地域の創業支援等事業者との連携のもと、相談窓口の設置、創業手続きや許認可へのアドバイス、新たな支援制度の創設などにより、新規創業をしやすい環境を醸成しています。

今後も、企業誘致を積極的に推進するほか、創業支援等事業者と連携を図りながら、創業希望者に対して、窓口相談、創業支援セミナーなどの創業に向けたスタートアップ支援をするとともに、地域資源や新素材を活用できる環境を整備し、産業の活性化を推進する必要があります。

□ 施策の体系

第5節 企業誘致の推進と新たな産業の創出

- 1 新規及び既存企業への立地等に伴う支援を推進する
- 2 新規創業を促進する
- 3 地域資源を活かした産業を強化する

□ 数値目標

数値目標	担当課	単位
誘致企業件数	産業推進課	件

□ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
5-1	誘致企業訪問件数	産業推進課	件
5-2	新規創業件数	産業推進課	件
5-3	地域資源を活用した商品 件数	産業推進課	件

□ 市民ができること

市内産業の発展についての関心を高め、市内企業への就業に努めます。また、市内企業の製造品やサービスの利用に努めます。

1 新規及び既存企業への立地等に伴う支援を推進する

- 本市の特性を活かし、また、企業誘致アドバイザーや本市にゆかりのある人脈を活用するなど、多様な手法を用いた企業誘致に取り組みます。
- 新規企業進出や、既存企業の事業拡大に伴う立地を支援します。
- 新規企業進出及び企業立地の受け皿となる産業用地の空き区画の分譲を推進するとともに、民有地及び工場・事務所などの空き物件に関する情報収集と斡旋などに取り組みます。

2 新規創業を促進する

- 新規起業のインセンティブとなる助成制度の活用を促進します。
- 創業を支援するための各種セミナーを開催するほか、創業・企業経営などのおける様々な課題に対する相談支援体制の充実を図ります。

3 地域資源を活かした産業を強化する

- 地域資源を活かした産業創出や新技術の導入、新規事業への進出など経営基盤の強化や新たな事業展開を行う事業者への支援を実施します。
- 「セルロースナノファイバー（CNF）」など、今後用途・事業展開が見込まれる地域資源の利活用を促進します。



第6節 未来の産業を担う人材の確保と育成

現状と課題

全国的に労働人口の減少による人手不足問題が加速しています。

石巻地方の有効求人倍率は令和元年度には、宮城労働局の平均を上回る状況となっていますが、その一方で、本市の失業率は、平成27年時点で県平均、全国平均を上回る高い水準となっています。このことは、職種によって求人と求職のバランスに大きな開きが生じていることによるものであり、求人と求職のミスマッチを改善することが必要となっています。

求職者の就職促進と企業の人手不足解消のため、合同企業説明会など、ハローワーク石巻と連携した就職支援事業を推進するとともに、受け入れ側である企業の雇用環境の改善や就職を希望する人材に対する各種セミナーなど、人材育成のための支援制度の充実を推進しています。

施策の体系

第6節 未来の産業を担う人材の確保と育成

1 関係機関との連携により人材を確保する

2 人材の育成支援を行う

数値目標

数値目標	担当課	単位
新規雇用創出件数	産業推進課	件

重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
6-1	合同企業説明会求職者参加者数	商工課	人
6-2	企業経営セミナー参加者人数	産業推進課	人

市民ができること

家庭の中で子ども達に石巻の産業や文化などの魅力について積極的に話し合い、郷土愛の醸成に努めるとともに、立地企業の就職セミナーや企業訪問などの機会を捉えて市内企業に対する情報収集に努めます。また、地域社会に対する関心を高め、社会課題の把握とその解決のためのビジネスの発案や起業など、産業界への積極的な参画に努めます。

1 関係機関との連携により人材を確保する

- 国・県との連携による就業・雇用機会の拡充を図ります。
- 関係機関における就業に関する各種支援制度や受け入れ企業に対する助成などの活用により、若者、障害者、企業 OB などの人材と企業とのマッチングを推進します。

2 人材の育成支援を行う

- 企業経営に必要な知識などを習得するためのセミナーなどを開催し、後継者育成を支援します。
- 新たな人材の受け入れ側となる企業の経営体制や技術などの高度化を促進します。

第5章 豊かな心を育みいのちを未来につなぐま ち



第 1 節 安全に安心して学ぶための教育環境整備の推進

現状と課題

児童生徒が充実した学校生活を送るためには、学習・生活の場である学校が安全安心であるとともに、教育内容・方法の変化や多様化に対応した教育環境を整備する必要があります。

本市では、東日本大震災により多くの学校施設が被災したことから、教育環境の復旧のため、「津波からの安全を確保した学校配置」、「学校の適正規模」、「より早い教育環境の正常化」の方針の下、平成 24 年 3 月に「石巻市立学校施設災害復旧整備計画」を策定しました。この計画に基づき、被災した学校の復旧整備を行ったほか、移転新築事業を進め、渡波中学校は平成 29 年 4 月に、雄勝小・中学校は平成 29 年 8 月に、北上小学校は令和 2 年 4 月にそれぞれ移転し、新しい校舎での生活を始めることができました。

東日本大震災以前からの施設については老朽化が激しいことから、施設整備について、学校施設老朽化対策事業等年次計画表を作成し、計画的に学校施設の老朽化対策や安全対策を行ってきたほか、計画的な学校施設の修繕、学校設備の定期的な検査や更新を行い、児童生徒の安全安心の確保に努めており、今後も児童生徒が安全な環境で学ぶためにこうした取組を継続する必要があります。

また、環境整備については、指導内容や指導方法に対応した備品、教材の整備を図るほか、児童生徒の読書活動を推進するため、学校図書館の充実を図り、良好で質の高い教育環境の確保に努めています。さらに近年の情報化が急速に進展する社会に対応するべく、児童生徒の情報活用能力の育成が図られるよう、ICT 機器を活用した分かりやすい授業を展開するための基盤として、計画的な ICT 環境整備に努めてきましたが、今後も変化していく指導内容や指導方法に柔軟に対応し、備品、教材などを充実させていく必要があります。

今後も児童生徒が安全・安心な環境で学ぶことができるよう、学校施設の計画的な整備・更新を図るとともに、教育委員会と学校が連携し、社会の変化を見据えながら、教育内容や指導方法に対応した備品や教材などの整備に努め、良好で質の高い教育環境の確保を図っていく必要があります。

□ 施策の体系

第1節 安全に安心して学ぶための教育環境整備の推進

- 1 充実した教育を行うための環境を整備する
- 2 安全安心な学校施設整備を推進する

□ 数値目標

数値目標	担当課	単位
校舎等整備事業完了件数	学校管理課	件

□ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
1-1	学校教材整備目標に対する備品の充足率	学校管理課	%
1-2	校舎整備事業計画件数	学校管理課	件

□ 市民ができること

学校生活において、備品や校舎などを積極的に活用し教養を深めます。また、学校のみならず家庭においても子どもたちに学校施設などの大切さを伝え、安全かつ愛着を持ち大切に利用するよう指導します。

1 充実した教育を行うための環境を整備する

- 児童生徒の読書離れが全国的に進んでいる傾向を踏まえ、計画的に学校図書を整備するとともに、授業において積極的に活用することにより、児童生徒の自発的な読書活動の推進を図ります。
- 国際化、高度情報化、技術革新などの社会情勢の変化に対応した情報教育環境を計画的に整備し、児童生徒がICTの活用方法に慣れ親しみながら、主体的な情報収集と活用を行うことができる能力を育成します。
- 教育内容・方針に対応した備品、教材の整備を進めるとともに、計画的な更新を行います。
- 安全・安心で栄養バランスの整った学校給食を提供するため、積極的な地場産品の利用と計画的な施設整備を図ります。

2 安全安心な学校施設整備を推進する

- 児童生徒の学習・生活の場である学校施設を安全・安心なものにするため、計画的に学校施設の改修や修繕を行うほか、学校設備の更新を行い、施設の安全性の向上を図ります。

関連するSDGs



第2節 社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実

□ 現状と課題

本市では教育の本質は「人づくり」とあるという理念のもと、教育分野における各種施策を展開しています。

近年、わが国においては、少子高齢化、人口減少などが加速度を増し、教育分野においても、子どもたちの学力・学習意欲の低下、利己的な個人主義の風潮など、様々な課題が指摘されています。

このように社会情勢が変化する中、本市では、どのような時代にも対応できる人間を育成するため、社会の変化に主体的に対応し、自ら考えて判断・行動する「社会を生き抜く力」を持った人を育成することを目指し、基礎学力の向上を重視した施策を展開してきました。

近年のグローバル化の加速度的な進展を踏まえ、本市では、外国語教育及び国際理解教育の充実を図ってきました。こうした取組の中で幼稚園から高等学校までALTを配置し、児童生徒の外国語教育の向上と、幅広い視野に立つことのできる若者の育成に努めてまいりましたが、今後も国際化社会に対応できる人材育成を推進するためにもこうした取組を継続する必要があります。

児童生徒が学習に取り組むうえで、経済的な理由や地理的な条件によって、不利な状況に置かれることがなく、全ての児童生徒が等しく学習機会を教授できる環境を整えることは、将来を担う有能な人材の育成を図るうえで非常に重要なことです。

本市においては、就学困難な児童生徒に対し、就学援助費の支給や、奨学金貸与などを行うほか、遠距離通学となる児童生徒に対し、スクールバスの運行を行うなど、安全・安心に通学できる環境整備に取り組んでおり、今後も引き続き就学に関する援助制度について周知し、就学支援の充実を図る必要があります。

こうした取組一つひとつが未来を担う子どもたちには非常に重要なものとなっています。本市では、引き続き社会の変化に対応していく力を育成する教育を推進するとともに、子どもたちの個性と能力を最大限に伸ばし、充実した学校生活を送ることができるよう、ひとりひとりのニーズに合ったきめ細かな教育を推進していく必要があります。

施策の体系

第2節 社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実

- 1 学校教育の充実を図る
- 2 外国語教育を推進する
- 3 有能な人材を育成支援する
- 4 就学に係る支援を強化する

数値目標

数値目標	担当課	単位
授業が「分かる」「だいたい分かる」と回答した児童生徒の割合	学校教育課	%

重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
2-1	学校が楽しいと感じている児童生徒の割合	学校教育課	%
2-2	ALT との授業が楽しい生徒の割合	学校教育課	%
2-3	奨学金事業実績件数	学校教育課	件
2-4	就学支援事業制度周知回数	教育総務課	件

市民ができること

家庭内において、積極的に学校生活に係る会話などを行うことにより、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう努めます。また、子どもとのコミュニケーション方法を学べるよう、講座やセミナーなどに参加します。

1 学校教育の充実を図る

- ひとりひとりの学力の定着と向上を図るために、具体的な方策を提示し、未来を生きる力（確かな学力）の育成を図ります。
- 市立小・中学校の全てにコミュニティ・スクールを導入することで、地域とともにある学校づくりを推進し、児童生徒の健やかな成長と質の高い学校教育の実現を図ります。
- 障害を持つ児童生徒や外国籍の児童生徒などに支援員を配置し、学習や生活指導の充実と学校生活における安全を確保します。
- いじめに関する問題に組織的に対応するため、関係機関などとの連携を推進するほか、教員や保護者を対象とした研修を通して「いじめを許さない風土づくり」を進め、いじめの未然防止及び早期解決を図ります。
- 登校したくても登校できずに、不安な日々を送っている児童生徒に対し、安心できる居場所を提供するとともに、自立を促しながら学校への復帰を図ることを目的として、個々の状態に応じた生徒指導、生活指導、基礎学力補充の学習指導を行います。

2 外国語教育を推進する

- 中学校及び高等学校での外国語教育及び国際理解教育を推進するとともに、小学校では「外国語活動」及び「外国語」の時間を通して外国語や外国人の文化に慣れ親しむ姿勢を育み、国際理解教育を推進します。

3 有能な人材を育成支援する

- 経済的理由などによる就学困難な若者などに対し、各種奨学金制度の活用による支援を行い、有能な人材の育成に努めます。

4 就学に係る支援を強化する

- 地理的条件により遠距離通学となる児童生徒の安全を確保するため、スクールバスの運行を実施するなど、地域の実情に合わせた事業に取り組みます。
- 経済的理由などによる就学困難な児童生徒の、均等な就学機会が確保されるよう、就学援助事業などの支援に取り組みます。
- 定期的な健康診断の実施により、児童生徒に係る疾病の早期発見に努め、予防指導の強化を図ります。

関連するSDGs



第3節 いのちを守る防災教育の推進

現状と課題

本市では、各学校において、災害から児童生徒を守る取組として、東日本大震災発災前から、防災教育計画や学校防災マニュアルを策定し、これらに基づく避難訓練を行い、災害の発生に備えてきました。

しかし、東日本大震災によって、児童生徒が通う学校は大きな被害を受けたほか、未来ある尊い生命が多数奪われ、子どもたちの心にも大きな影響を与えました。

本市では、この経験を決して忘れることなく、再びこの地を襲う可能性のある地震・津波に対し、より強固な備えをしていくことが求められています。

そのためには、児童生徒があらゆる災害に直面した時に、確実に自らの命を守り抜くことができるよう、防災教育を推進するとともに、教職員の防災教育指導力向上を図りながら、学校の災害対応力を高める必要があります。

施策の体系

第3節 いのちを守る防災教育の推進

1 心のケアや相談体制の充実を図る

2 防災教育の充実を図る

数値目標

数値目標	担当課	単位
防災教育副読本を活用した防災教育の実施率	学校安全推進課	%

重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
3-1	スクールカウンセラーの配置率	学校教育課	%
3-2	防災教育研修回数	学校安全推進課	回

市民ができること

防災に関する講座やセミナーに参加し、防災に係る知識を充実させ、家庭内においても、子どもたちへ防災教育に努めます。

1 心のケアや相談体制の充実を図る

- スクールカウンセラーの配置により、児童生徒、保護者及び教職員の心理面の安定を図るほか、小・中学校における相談体制や関係機関との連携体制の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置し、問題行動の早期対応と早期解決を図ります。
- 東日本大震災により心に深い傷を受けた子どもたちに対し、健康実態調査や医療専門家によるケース相談を実施し、児童生徒の心のケアに取り組めます。また、東日本大震災により死亡または行方不明となった児童生徒などの遺族に対し、個別訪問や来室による相談、支援活動、交流会などを通して、気持ちに添ったサポートをしていきます。

2 防災教育の充実を図る

- 東日本大震災を教訓とした防災教育副読本を作成し、児童生徒が授業をとおして活用することにより、本市の実態に即した防災教育の推進と災害対応力の育成を図ります。
- 緊急地震速報受信機設置による緊急地震速報を活用した避難訓練を導入し、児童生徒が災害から命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成します。



第4節 地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進

□ 現状と課題

地域社会における人間関係は、子どもたちが様々な体験や人との関わりを通し、自主性や社会性を身に付けるうえで、非常に重要な役割を担っています。

近年では、核家族化・少子高齢化・地域コミュニティの希薄化が進み、子育てについて、気軽に相談できる機会や世代間で交流する機会が少なくなっており、本市においては、東日本大震災による地域コミュニティの変化により、都市化や過疎化の進行が、より一層加速しています。

本市では、これまでも地域の協力を得ながら、通学時における児童生徒の安全の確保や、青少年健全育成などの取組を実施し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを協働して推進してきました。

こうした、学校と地域が連携・協働する取組は、地域における学校教育活動の理解が不可欠であることから、学校から地域に対する情報発信をより一層推進し、学校に対する理解を深めてもらう必要があります。

子どもたちが地域の中で安全安心に生活を送り、心豊かにたくましく成長していくためには、地域との関わりは不可欠です。引き続き学校と地域が連携しながら、子どもたちの健全育成や安全確保、協働教育の充実に努めるとともに、地域の声を学校の運営に活かし、より良い教育活動を行っていくための体制づくりを推進する必要があります。

■ 施策の体系

第4節 地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進

- 1 地域で支える教育活動を支援する
- 2 青少年の健全な成長を支援する

■ 数値目標

数値目標	担当課	単位
地域協働教育事業参加者数	生涯学習課	人

■ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
4-1	ふるさと子どもカレッジ 参加者満足度	生涯学習課	%
4-2	ジュニア・リーダー人数	生涯学習課	人

■ 市民ができること

子どもが参加できるイベントの企画・運営や、大人が子どもに地域のことを伝える場など、子どもが楽しいと思える居場所づくりに努めます。また、地域住民同士が協力し、子どもたちの成長に協力できる地域づくりに努めます。

1 地域で支える教育活動を支援する

- 子どもたちに関わる様々な課題解決に向けて、「学校・地域・家庭が、それぞれの機能を果たしながら協働し、社会の中でたくましく生きる子どもたちを地域全体ではぐくむ協働教育」を推進します。
- 地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。
- 子育てサポーターや子育てサポーターリーダーなど、身近な人たちによる支援体制を構築し、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など、地域とのコミュニケーションや学習の機会などになかなか参加できない保護者や家庭に対する支援を行います。
- 地域の教育力を活用し、子どもたちの豊かな心を育むため、郷土の自然、文化を体験させる取組を展開します。
- 家庭教育学級を開設し、家庭や親のあり方、子育てなどに関する学習機会を提供することにより家庭教育の支援を行います。

2 青少年の健全な成長を支援する

- 子ども会活動や青年ボランティアを通じて、リーダーシップや相手を思いやる心の育成を図ります。
- 通学時の見守り活動ができるように、学校と地域が連携し、子どもたちを見守る仕組みづくりを推進します。
- 青少年の非行防止及び健全育成を図るため、街頭補導活動や少年相談などに取り組みます。



第5節 豊かな地域社会を育む生涯学習の推進

□ 現状と課題

生涯学習は、人々の創造性を育み、表現力を高めるとともに、生きがいを持ちながら暮らせる「心豊かな社会の形成」と「うるおいのあるまちづくり」につながるものです。

本市では、市民ひとりひとりが生きがいのある心豊かな生活を送るため、生涯学習に係る情報や機会の提供、各種相談など、市民の生涯学習活動を支援するとともに、文化芸術に関するイベントなど、市民が文化芸術を身近に感じられる環境づくりを推進しています。

また、市民に優れた文化芸術に触れる機会を提供することなどにより、文化芸術活動の促進に努めるとともに、感性を磨き、創造性を豊かにするため、読書に親しみ、楽しむことができる取組を実践してきました。

郷土への理解を深めるためには、伝統・文化の保存及び継承が非常に重要です。本市では文化財の現況について調査研究や保存に取り組んできたほか、伝統文化・伝統芸能の後継者への支援及び育成を行い、文化財、伝統文化・伝統芸能などの文化遺産を次世代へ継承していく取組を推進してきましたが、人口減少や高齢化により伝統文化を継承する人材不足が進行しています。

これらは、古い歴史の中で生まれ、地域のなかで育まれてきた貴重な財産であり、後世に伝えるべき重要な遺産です。

こうした文化を後世へ伝えるべく、本市では、学校の授業のほか、様々な発表の場を通じて継承に努めています。引き続き、地域活動や学校の授業などで、学ぶ機会を創出しながら、多世代との交流を図るとともに、郷土の歴史や文化に対する興味や関心、愛着を育み、次世代へ継承していくための取組を推進する必要があります。

市民が心豊かで活気のある地域社会を形成するためには生涯学習の推進が非常に重要なものとなっていることから、誰もが学べる環境を整え、互いに教え合い、学び合うことができる生涯学習を推進します。

□ 施策の体系

第5節 豊かな地域社会を育む生涯学習の推進

1 生涯学習環境を強化する

2 読書の推進・環境を整備する

□ 数値目標

数値目標	担当課	単位
市主催生涯学習事業参加者数	生涯学習課	人

□ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
5-1	複合文化施設利用者数	複合文化開 設準備室	人
5-2	読み聞かせ事業参加者数	図書館	人

□ 市民ができること

文化・芸術などに関心を持ち、積極的に生涯学習に取り組みます。また、自分ひとりではなく、家族や友人などと一緒に講座などへ参加し、一緒に学べる関係を構築します。

1 生涯学習環境を強化する

- 芸術文化の向上と市民の教養、豊かな感性を高めるため、様々な地域の文化や芸術に触れる機会を提供します。
- 地域の芸術文化の発展を促し、地域文化の振興と向上を実現するため、文化芸術活動を行う団体との連携を強化し、市民の文化芸術活動を支援します。
- 問題を解き明かす自主性と創造する心を育み、「学ぶ楽しさ・知る喜び」を実感することにより、子どもたちの科学技術に対する興味・関心を高め、創造性と思いやりのある豊かな心をもつ子どもたちを育成します。
- 本市の各種文化財の現況を把握するため、調査・研究を進めるとともに、文化財を保護・保存し、一元管理された結果を市民に分かりやすく提供します。
- 文化財の積極的な調査、研究、公開と市民の学習活動を推進するため、毛利コレクションをはじめ、石巻地域の歴史・文化資料を活かした博物館活動を推進するとともに、市民に対する歴史学習の場の提供に取り組みます。

2 読書の推進・環境を整備する

- 図書、記録その他の資料を収集・整理・保存し、生涯学習の場として資料・情報を提供することにより、市民の知識や思考を助け、情操を豊かにし、より充実した市民生活を送れるよう支援します。
- 読み聞かせなどを行い、乳幼児期からの読書活動を推進し、将来を担う子どもたちのため、より良い読書環境の整備を図ります。



第6節 生涯にわたるスポーツ活動の推進

現状と課題

生涯にわたるスポーツ活動は、他者とのコミュニケーション、爽快感や達成感によるストレスの解消、体力の向上や生活習慣病の予防など、人生をより豊かにするとともに心身両面の健康増進に大きな効果があることから、健康でいきいきとした人生を送るうえで非常に重要なものです。

交通の利便性向上や情報化社会の進展などにより、便利で快適な生活ができるようになった現代社会において、こうしたことが、日常における運動不足や精神的なストレスの増加につながり、私たちの心身に大きな影響を及ぼしている半面、自由時間の増加や高齢化社会の進展は、明るく健康な生活への意識を高め、以前にも増して、健康で明るく豊かな生活を求めるようになりました。

本市では、市民自らが心も体も健康で、いきいきとした豊かな生活を営むため、市民ニーズに沿った心と体の健康づくりを可能とする生涯スポーツの普及と意識醸成などにより、気軽にスポーツを楽しめる環境整備に取り組んできました。

しかし、東日本大震災直後は、体育施設の被災などにより、スポーツを行う場所が限定されたほか、児童生徒の運動不足による肥満傾向や体力低下など、健康課題も発生しました。

また、近年では健康に対する意識の向上により、スポーツを楽しむ人がいる一方で、全くスポーツに取り組まない人との二極化が生じており、スポーツに対する意識をどのように変えていくかも課題となっています。

このような状況を踏まえ、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境を充実させるため、各種スポーツ施設の整備や市立小中学校体育施設の有効活用など、身近な場所でスポーツを楽しむ環境づくりに努めてまいりました。

また、市民マラソン大会など地元に着したスポーツイベントの開催、プロスポーツ選手やオリンピック・パラリンピアンによるスポーツ教室の開催などを通じて、地域の活性化を図るとともに、スポーツの楽しさや魅力を身近に感じ、スポーツへの関心が高まる取組を推進してきました。

今後も、生涯を通じてスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を送るため、スポーツ環境の整備や市民のスポーツに対する意識啓発に取り組む必要があります。

■ 施策の体系

第6節 生涯にわたるスポーツ活動の推進

- 1 スポーツ活動を推進する
- 2 スポーツ環境を整備する
- 3 スポーツを通じた交流活動を推進する

■ 数値目標

数値目標	担当課	単位
市民スポーツ実施率	体育振興課	%

■ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
6-1	スポーツ教室参加者数	体育振興課	人
6-2	体育施設利用者数	体育振興課	人
6-3	スポーツ交流イベント参加者数	オリ・パラ推進室	人

■ 市民ができること

スポーツイベントに積極的に参加するとともに、スポーツ活動の指導ボランティアなどとして活動し、生涯にわたってスポーツに取り組めるよう努めます。

1 スポーツ活動を推進する

- 市民がスポーツを通じた健康づくりや生涯スポーツ社会の実現、人々との交流につながるよう、ライフステージに応じたスポーツに接することのできる機会の創出に努めます。また、スポーツを通して子どもの健やかな成長を支援するため、学校体育の充実や地域での指導者養成に取り組みます。
- スポーツを通じて子どもたちの健やかな成長を支援するため、学校教育の充実や地域での指導者養成に取り組みます。また、関係団体や各種競技団体と連携し、優れた資質を持つ選手の発掘に努めるとともに、選手や指導者の育成・確保を進め、競技力の向上を図ります。

2 スポーツ環境を整備する

- 安全安心に利用できる施設の維持管理を徹底するとともに、施設のネットワーク化や学校体育館の開放など、効率的な運用による整備・有効活用を図ります。

3 スポーツを通じた交流活動を推進する

- スポーツ大会や各種イベントの開催、スポーツ合宿の誘致などを通じた交流促進による地域の活性化を図ります。

第6章 市民の声が共鳴し市民と行政が共に創る まち



第1節 市民に寄り添い信頼される行政運営の推進

□ 現状と課題

近年、地方自治体においては、地方分権の進展に伴い、自己決定権が拡大されており、地方自治体自らが主体性を持ってまちづくりに取り組んでいく必要があります。こうした主体性のあるまちづくりを推進するためには、市民ニーズの把握や、市民に対する説明責任が重要となっています。

少子高齢化の進展などの社会情勢の変化や、東日本大震災の影響により、本市の課題は多種多様化し、市民ニーズも複雑化しています。

本市では、これまでも市民意識調査などを実施し、市民ニーズの把握に努めてきましたが、今後もこうした取組を推進し、市民の意見や要望を市政に反映させ、より効果的な行政サービスを市民に提供する必要があります。

市民と行政が協働でまちづくりを進めるためには、行政から市民に対して積極的な情報提供が重要です。市民に必要な情報を公正かつ正確に伝えることや、積極的な情報公開に努めることにより、行政と市民との信頼関係を深めることが重要です。

また、市民満足度の高い行政サービスを提供するためには、市民に身近な窓口サービスの向上が必要です。これまでも開庁時間の延長や休日開庁など、市民課窓口サービスを拡充してきましたが、今後も引き続き行財政の効率化に努めるとともに、市民ニーズに応じた行政サービスの充実に努めていく必要があります。

■ 施策の体系

第1節 市民に寄り添い信頼される行政運営の推進

- 1 多様な市民ニーズの把握に努める
- 2 市民の関心を高める情報発信を推進する
- 3 情報公開を推進する
- 4 市民サービスの利便性の向上を図る

■ 数値目標

数値目標	担当課	単位
市政に関心がある市民の割合	復興政策課	%

■ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
1-1	まちづくり懇談会実施回数	秘書広報課	回
1-2	ホームページアクセス件数	秘書広報課	件
1-3	開示請求に係る平均所要日数	総務課	日
1-4	休日開庁来庁者数	市民課	人

■ 市民ができること

市政に興味をもち、公開されている情報を積極的に確認するとともに、地域の情報を市に提供し、住民と行政の情報共有に努めます。

□ 施策の展開

1 多様な市民ニーズの把握に努める

- より良いまちづくりを目指し、市民からの意見・提案を市政に反映するため、市民意識調査、市政教室、まちづくり懇談会などを実施し、庁内での情報共有を行い、市民と一体となったまちづくりを進めます。

2 市民の関心を高める情報発信を推進する

- 市政の現状や施策などの各種情報を広く市民へ周知し、市民の理解と関心を深め、市民参画の推進を果たすため、「市報いしのまき」を発行するとともに、ホームページやマスメディアなどの活用により、適時適切な情報発信を推進します。

3 情報公開を推進する

- 情報公開制度に基づき、市政について市民の知る権利を保障し、併せて説明責任を果たすため、個人情報の保護に配慮した適切かつ迅速な情報公開を積極的に推進します。

4 市民サービスの利便性の向上を図る

- 休日開庁を実施することで、平日に来庁できない方への利便性の向上や平日の混雑解消、待ち時間の短縮を図ります。



第2節 持続可能な行財政運営の推進

□ 現状と課題

本市の財政状況は、歳入のうち、市税については、近年、増加傾向にありましたが、主な要因が建設業・製造業に従事する市民を中心とした個人住民税や住宅再建に伴う固定資産税の増加など東日本大震災からの復旧・復興に起因するものであることから、今後は減少に転じ、さらに新型コロナウイルス感染症による経済の低迷などの影響も加わるものと予想されます。

また、地方交付税の中で、その中核となる普通交付税についても、令和2年度で合併算定替が完了し、今後は、合併直後と比較し、大幅に減少した水準での交付額となるため、歳入環境は厳しさを増す見通しです。こうした中、地方交付税以外の歳入確保は、非常に重要なものとなっており、本市では、これまで、使用料・手数料の見直しをはじめ市税などの収入率の向上、未利用公有財産の貸付や売払い、ふるさと納税の推進、市報などへの広告掲載など、財源の確保に取り組んできましたが、今後も、さらなる財源確保が必要となっています。

一方、歳出については、経常的経費について、少子高齢化の進行により、扶助費などの増加に加え、復興事業により建設された公共施設などの維持管理経費が増加し続けており、今後の維持管理経費の縮減については、施設の統廃合の検討や指定管理者制度の一層の導入など適正な管理運営を推進する必要があります。

このように歳入・歳出が厳しさを増す中、今後も持続可能な自治体として運営していくためには、本市の限られた行財政資源を有効に活用する取組が必要です。

また、復旧復興事業に伴い増加した職員数についても、今後は、組織体制の見直しとともに、適正な職員数による効率的な行財政運営が必要となり、職員ひとりひとりの能力向上と合わせ組織としての対応能力向上を図る「人づくり・組織づくりの強化」が必要となっています。

こうした厳しさを増す財政環境への対応や組織体制の見直しによる効率的な行財政運営を実現するためには、歳入に見合った歳出を意識するとともに、長期的視点に立った行財政運営や限られた財産の有効活用に取り組む必要があります。

■ 施策の体系

第2節 持続可能な行財政運営の推進

- 1 限られた人材、財源等を最大限活用できる体制を構築する
- 2 未利用公有財産の有効な利活用を図る
- 3 公共施設の維持管理経費を節減する
- 4 自主財源の安定的確保を図る
- 5 健全な財政運営を図る

■ 数値目標

数値目標	担当課	単位
財政力指数	財政課	

■ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位
2-1	職員研修受講率	人事課	%
2-2	公有財産売払い件数	管財課	件
2-3	電気料金入札導入公共施設数	管財課	件
2-4	ふるさと納税寄附件数	地域振興課	件
2-5	財政調整基金取崩額（当初予算ベース）	財政課	円

■ 市民ができること

公共施設を利用する際に省エネを心がげることや大切に利用することにより、維持管理費の節減に努めます。

1 限られた人材、財源等を最大限活用できる体制を構築する

- 各種施策の取組状況や成果を外部委員会などによる点検・評価を踏まえて行政運営に反映させる効果的な行政評価制度を確立します。
- 政策課題に応じた的確な体制づくりによって、政策研究機能の充実強化を図るとともに、研究成果を施策に反映できる仕組みを構築します。
- 市民に求められる職員像の実現に向けた職員研修などにより、職員の意識改革に努めます。
- 地域課題の解消が期待できる有用な行政情報をオープンデータとすることで、課題解決と地域の活性化を促します。
- 地域連携による経済圏、生活圏を形成し持続可能な自治体運営を推進します。

2 公有財産の有効な利活用を図る

- 公共施設の利用などについて、情報発信を行い、有効活用を推進します。
- 未利用の市有地などの公有財産を随時処分し、財源確保を図ります。

3 公共施設の維持管理経費を節減する

- 太陽光発電設備などの設置や、電力の入札、照明のLED化を進めることで、公共施設の維持管理経費の節減に取り組みます。

4 自主財源の安定的確保を図る

- 市税などの自主財源の安定的な確保を図るとともに、収入向上を推進します。
- 国・県、各種財団などの補助制度を有効に活用し、財源確保に努めます。
- ふるさと納税を活用した自主財源の確保に努めます。

5 健全な財政運営を図る

- 受益と負担の公平性の確保に努めます。
- 補助金・負担金の見直しや公共工事のコスト縮減に努めます。
- 総合計画と整合した財政収支見通しを作成するほか、市民に分かりやすい形で財政公表を行います。

第3編 第2期 復興・創生期間に係る対応方針

第 1 章 第 2 期 復興・創生期間に係る対応方針

(1) 第2期 復興・創生期間に係る対応方針の背景

国では復興・創生期間後の適切な対応を図るため、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針である「復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）」の改正を行い、令和3年度から令和7年度までを「第2期復興・創生期間」と位置づけました。

現在、本市においては、東日本大震災の発災から10年が経過し、被災者の住まいの再建や、福祉医療設備の整備などはおおむね完了しましたが、インフラなどについて一部未完成の復興事業があるほか心のケアなどの被災者支援など、継続して取り組むべき課題があります。

このことから、「第2期復興・創生期間に係る対応方針」を定め、一日も早い復興事業の完結と、被災者ひとりひとりに寄り添い継続した支援を行うことにより、持続可能で活力のある地域社会の形成を目指すものです。

(2) 施策体系

第2期 復興・創生期間に係る対応方針は、未完成の復興事業や被災者支援のために、2つの基本目標のもと取組を展開します。

第2期 復興・創生期間に係る対応方針

対応方針		施策の展開
対応方針1 災害に強いまちづくりに向けて復興事業を確実に推進する	東日本大震災による復興事業について、一部事業においては、輻輳する事業間の調整や新型コロナウイルスによる影響などにより、未だ完成に至っていない施設があることから各種復興事業を確実に推進し、復興事業の完結を目指します。	施策1 復興事業を確実に推進する
対応方針2 活力ある地域社会の形成に向けて被災者の心の復興を推進する	東日本大震災による被災者の心身のケアやコミュニティ形成などについて、継続した支援が必要であることから、持続可能で活力のある地域社会の形成を目指し、心のケア、コミュニティ形成など被災者支援事業を継続します。	施策1 被災者の心の復興を推進する

対応方針 1 災害に強いまちづくりに向けて復興事業を確実に推進する

【基本方向】

本市は東日本大震災による地震・津波により半島沿岸部を中心に未曾有の被害を受けたことから、「災害に強いまちづくり」を目標に掲げ、都市基盤、津波減災施設などの減災都市基盤を目標とした整備や、漁港などの産業基盤を支える施設の復旧・復興事業を推進してまいりました。しかし、一部事業においては、輻輳する事業間の調整や新型コロナウイルス感染症による影響などにより、いまだ完成に至っていない施設があることから事業の完結を目指し、復興事業を推進します。

【数値目標】

「災害に強いまちづくり」に向けて、各種復興事業を推進することにより復興事業の進捗率の向上を目標とします。

復興事業の進捗率

施策 1
復興事業を確実に
推進する

施策 1 復興事業を確実に推進する

【基本方向】

「災害に強いまちづくり」に向けて、各種復興事業を計画期間内に確実に完結するよう整備を推進します。

【数値目標 (KPI)】

数値目標	単位
下水道事業進捗率	%

主な取組

- 未完成の復興事業について、確実に事業が完了するよう整備を推進します。

関連するSDGs



対応方針 2 活力ある地域社会の形成に向けて被災者の心の復興を推進する

【基本方向】

本市は、東日本大震災により、被災者を取り巻く生活環境が変化することなどによるストレスなどに対応するため、被災者が安定的な日常生活を営むことができるように、被災者の心身のケア、コミュニティの形成、生きがいづくりによる「心の復興」事業や心のケアを中心とする生活・健康支援を推進してきました。しかし、被災者の心身のケアやコミュニティ形成などについて、継続した支援が必要であることから、持続可能で活力のある地域社会の形成を目指し、心のケア、コミュニティ形成などの被災者支援事業を継続します。

【数値目標】

市民に寄り添った被災者支援事業を継続し、心の復興の満足度の向上を目標とします。

心の復興の満足度

施策 1
被災者の心の復興
を推進する

施策 1 被災者の心の復興を推進する

【基本方向】

被災者の心身のケア、コミュニティの形成、生きがいづくりによる「心の復興」事業を推進し、持続可能で活力のある地域社会の形成を推進します。

【数値目標（KPI）】

数値目標	単位
住民自治組織交付金 交付団体数	件

主な取組

- 心の復興事業を推進し被災者の心のケアやコミュニティの形成を推進します。

関連するSDGs



第4編 地方創生の取組

第 1 章 人口戦略の推進

(1) 人口戦略の背景

本市では、地域産業の活性化を図りながら、人口減少を阻止・克服し、市民の安全・安心な暮らしを実現するため、平成 27 年 12 月に総合戦略を策定し、「東日本大震災からの復興まちづくりを完結させる」、「人材を育成し安定した雇用を創出する」、「絆と協働の共鳴社会をつくる」、「若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる」の 4 つの基本目標のもと、地方創生の取組を進めてきました。

人口減少・少子高齢化対策、持続可能な地域社会づくりなどの諸課題の解決を目指す地方創生の取組は、本市が東日本大震災からの復興を成し遂げ、その後のさらなる地域活性化を果たすために不可欠なものであることから、地方創生の取組を東日本大震災からの創造的な復興を成し遂げるための推進力と位置付け、「石巻市総合計画」と「石巻市震災復興基本計画」に掲げる取組と一体的に推進してきました。

そのような中で、本市は、全国的な少子高齢化・人口減少の流れに加え、東日本大震災による人口流出という二つの人口減少が重なる危機的な状況に直面し、復旧・復興に向けた新たな産業創出や減災のまちづくりなどに取り組んできたものの、今後も人口減少に歯止めがかからない状況が想定されています。

このため、令和 3 年度を始期とする「第二次石巻市総合計画」の策定にあたっては、「石巻市総合計画」「石巻市震災復興基本計画」「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる理念を一つの計画に統合したうえで一体的に策定することとし、少子高齢化・人口減少の課題を克服し、将来にわたって活力ある地域社会の実現に向けた地方創生の取組について、「人口戦略」として重点施策に位置付け、人口を維持し、市民が本市に住みたい、住んで良かったと思えるようなまちづくりの実現に向けた取組を推進していきます。

(2) 施策体系

人口戦略は、「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」において示されたこれまでの総合戦略のPDCAサイクルにおける取組の評価検証結果や委員意見などを踏まえるとともに、国や宮城県の総合戦略も勘案したうえで、SDGsという共通言語と本市ならではの視点を盛り込みながら、4つの対応方針のもと取組を展開します。

人口戦略の取組に係る対応方針

対応方針		施策の展開
対応方針 1 安定した雇用を創出し稼ぐまちをつくる	地域産業の経営力の強化及び魅力ある産業づくりに取り組むとともに、担い手不足の解消に向けた人材確保のための支援を行い、女性や高齢者等の誰もが働きやすい地域づくりを目指します。	施策 1 地域産業の競争力を強化する
		施策 2 専門人材を確保・育成する
		施策 3 働きやすい魅力的な環境を整備する
対応方針 2 絆を大切にし人が集まるまちをつくる	絆やつながりを大切にし、関係人口から移住者へつながる取組を推進するとともに、地域への愛着を育む教育や専門人材の育成、魅力的な雇用創出につながる企業誘致を推進し、「石巻市に住みたい」と思える地域づくりを目指します。	施策 1 地方移住・移転の推進を図る
		施策 2 若者の地元定着の推進を図る
		施策 3 関係人口の創出・拡大、つながりの継続を図る
		施策 4 地方への資金の流れの創出・拡大を図る
対応方針 3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる	若い世代の経済基盤の不安定解消や、家庭内で支え合うライフスタイルの形成に向けた改善を積極的に推進し、個々の希望に応じた結婚から妊娠、出産、子育ての希望をかなえられる地域づくりを目指します。	施策 1 結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援を推進する
		施策 2 子育て支援の充実を図る
		施策 3 学校教育の充実を図る
		施策 4 仕事と子育ての両立を図る
対応方針 4 災害に強く安全安心に暮らせる魅力的なまちをつくる	身近な場所で日常の生活を充足できる機能を充実させるとともに、豊かな地域資源を活かした地域の魅力開発や発信、災害に備えた環境整備と教育の充実により、住みなれた地域で暮らし続けられる地域づくりを目指します。	施策 1 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実を図る
		施策 2 資源を活かした地域の魅力づくりを推進する
		施策 3 安心して暮らせる医療・福祉環境の充実を図る
		施策 4 災害に強いまちづくりを推進する

対応方針 1 安定した雇用を創出し稼ぐまちをつくる

【基本方向】

本市では、今後も人口減少、少子高齢化が進行することが予測されるとともに、雇用のミスマッチなどによる若い世代の市外への流出が続いており、産業を支える就業人口の確保が課題となっています。

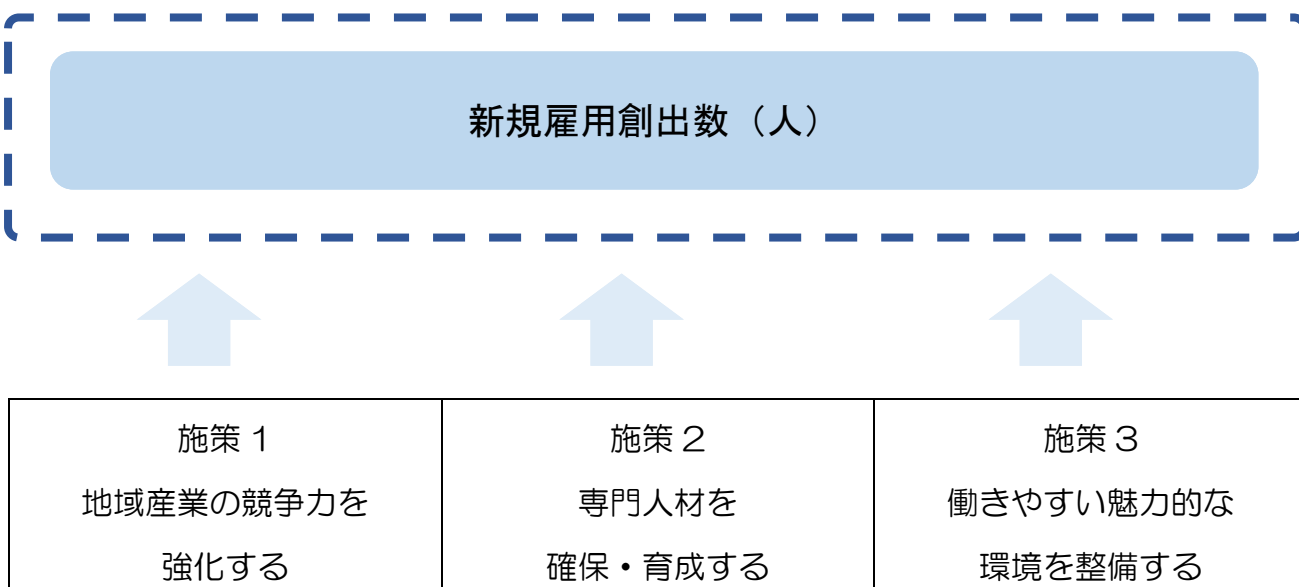
そのため、市内の中小企業の生産性の向上、ブランド力の強化などによる農林水産業の稼げる成長産業化、AI・IoTなどの未来技術の活用による新たな産業の創出など、地域金融機関などとの連携による支援を図りながら、他地域との競争に勝ち抜くことのできる地域産業の経営力の強化、魅力ある産業づくりに取り組みます。

さらに、関係機関における各種就業支援制度を活用した人材マッチングなどにより、次代の産業発展を担う若者を始めとした人材確保と育成に努めます。

また、就労環境の改善などにより、女性、高齢者、障がい者など、誰もが働きやすい環境づくりを支援することで、多様な人材が活躍する地域経済の活力醸成につなげます。

【数値目標】

地域産業の経営力の強化、魅力ある産業づくりに取り組むとともに、担い手不足の解消に向けた人材確保のための支援や、女性や高齢者などの誰もが働きやすい環境づくりの支援により、新規雇用創出数の増加を目標とします。



施策 1 地域産業の競争力を強化する

【基本方向】

本市には多くの中小企業が活動しており、市内中小企業への融資や各種セミナーの実施など幅広い経営支援の充実を図ることにより、地域企業の生産性の向上を図ります。

また、農地や林地、漁場など産業基盤の充実を図るとともに、安心できる食材の提供や、産業を支える人材の確保や育成、6次産業化や地産地消の推進などにより、農林水産業の成長産業化を進めます。

そして、本市には、山、川、海などの多様な自然や、そこから生み出される多様な特産物、石ノ森萬画館に代表される漫画や、石巻港を始めとする海洋拠点などの特色ある資源があります。これらを活かした石巻のブランド力の強化、情報発信などによる魅力的な地域産業への発展を支援します。

さらに、石巻専修大学などとの産学官連携による地域資源を活かした新産業創出や、AI・IoTを活用したDXの推進など、新たなイノベーションの継続的な創出を図るとともに、それらに関連した新たな起業・創業支援を行うことで地域経済の活性化を図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

目標指標	単位
産業創造助成金件数（年間）	件

主な取組

- 地域企業の生産性の向上を図ります。
- 農林水産業の成長産業化を進めます。
- 石巻のブランド力の強化と積極的な情報発信を推進します。
- 産学官連携による産業イノベーションを支援します。
- 創業・新産業の育成支援を進めます。
- 新たな産業技術・情報技術を活用した地域経済の活性化を図ります。

関連するSDGs



施策2 専門人材を確保・育成する

【基本方向】

本市の基幹産業である水産業（漁業）をはじめとして、様々な産業で後継者や担い手が不足しています。地域経済の活性化のほか、代々受け継がれてきた貴重な知恵や技術の伝承の観点からも、将来の産業発展を担う人材の確保・育成は重要な課題となっていることから、若者や移住者などを対象とした各産業のPRや就業体験などを行うとともに、関係機関における就業に関する各種支援制度や受け入れ企業に対する助成などの活用、専門的な知識や技術を有する人材の地元就労機会の創出、人材マッチング及び外部人材の地域での活躍を推進することにより、人材の確保を図ります。

また、企業経営に必要な知識の習得を目的としたセミナーの開催などにより、後継者などの人材育成を支援するとともに、新たな人材の受け入れ側となる企業の経営体制などの高度化を促進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

目標指標	単位
水産業担い手事業による 就業者件数	人
新規就農者数	人

主な取組

- 後継者人材を確保・育成します。
- 専門的な知識・技術を有する人材を確保・育成します。

関連するSDGs



施策3 働きやすい魅力的な環境を整備する

【基本方向】

少子高齢化により様々な分野で人手不足が顕在化し、担い手確保が課題となっており、特に、労働力人口が減少する中で、女性の活躍の推進は喫緊の課題であり、女性が妊娠・出産・子育て、介護などをきっかけに、就業時間の長さや職場での支援不足などから仕事と家庭の両立が困難になり会社を辞めるケースが多いことから、女性が就労しやすい環境整備を促進します。

また、ライフスタイルなどに関する様々な制約により希望どおりの働き方がかなわない人々も多く存在していることから、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず働く意欲のある市民誰もが就業の機会を得られるよう、相談窓口の充実や保育サービスの拡充、雇用の場の確保などにより就労支援の推進を図るとともに、雇用環境を改善するための事業者に対する各種支援を推進することで、誰もが働き地域社会で活躍できる環境づくりを推進します。

加えて、健康寿命の延伸により65歳以上の雇用者数は増加し、労働力人口に占める65歳以上の構成比も増加傾向にあり、高齢者にとって働くことは収入を得る手段となるだけでなく、生きがいにもつながることから、働く意欲のある高齢者が活躍できる機会の創出を図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

目標指標	単位
奨学金返還支援事業における助成開始3年後の定住及び就業率	%

主な取組

- 女性が働きやすい環境づくりを進めます。
- 障がい者、LGBTQ+など誰もが就労しやすい環境づくりを進めます。
- 生き活きと高齢者が働ける環境づくりを進めます。

関連するSDGs



対応方針 2 絆を大切にしが集まるまちをつくる

【基本方向】

本市は、東日本大震災からの復興にあたり、国内外から多くの支援を受け、これをきっかけに本市に移住する方、また支援に従事し本市を離れた方も、再び本市を訪ねたり、支援をしたりと継続的な関係が続いています。これからもそのようなつながりを大切にするとともに、関係人口から移住者へとなるよう取組を推進します。

また、移住を希望する方のニーズにあった情報発信の強化、住まいや就業に関する支援を行い、移住・定住の促進を図るとともに、移住後も安定した生活を確保するため、雇用創出につながる企業誘致を推進します。

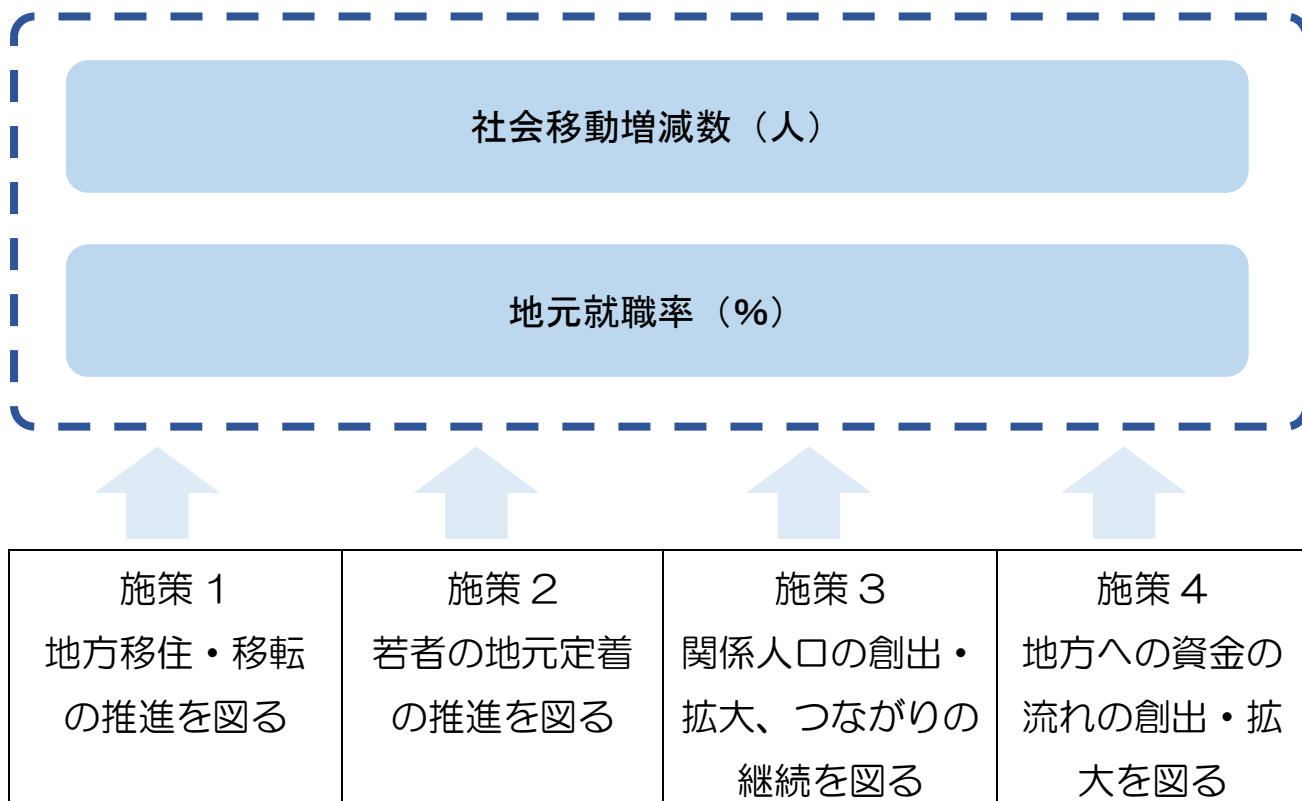
そして、専門人材の育成を行うとともに若者の定着につながる取組を推進します。

さらに、企業版ふるさと納税やふるさと納税などの制度を活用して、新たなつながりを構築し関係人口を創出します。

これらの取組を通じて、市内外の多様な人材が様々な形で関わる地域づくりを推進するとともに、AI・IoTなどの未来技術や新しい産業などを担う専門人材を育成し地元定着を図ります。

【数値目標】

本市の関係人口とのつながりを大切にしながら、移住・定住の取組を推進するとともに、地域への愛着を育む教育や専門人材の育成、魅力的な雇用を創出することにより、本市と東京圏間における本市への転入にかかる社会増減数の増加及び地元就職率の向上を目標とします。



施策 1 地方移住・移転の推進を図る

【基本方向】

人口の減少を抑制するために、市外からの移住希望者に対する相談や住宅、就業に関する支援を行うとともに、空家の有効活用による住宅の確保や、地域おこし協力隊の活動を通じた移住希望者の確保など、移住の推進を図ります。

また、市外の企業が進出しやすい各種支援を行うとともに、産業用地の空き区画の分譲の推進、新しい生活様式等に配慮しつつ、企業訪問やセミナーの開催などによる情報提供を行うことで、市内への企業誘致を推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

目標指標	単位
移住コンシェルジュを活用した本市への移住人数	人
誘致企業件数	件

主な取組

- 移住希望者に対し、住居の確保、就労や子育てなど、ニーズに応じた支援を行います。
- 地域おこし協力隊制度の活用と定住への支援を行います。
- 企業訪問や情報提供などによる市内への企業誘致を促進します。

関連するSDGs



施策2 若者の地元定着の推進を図る

【基本方向】

石巻専修大学と民間企業、本市の産学官連携により、地域資源を活かした新産業の創出や AI・IoTなどの未来技術の活用に取り組み、専門人材の育成を推進します。

また、市内高校生の卒業後の就職先及び進学先として市外を希望する割合が高いことから、就職や進学で一旦離れてもいずれ本市に戻ってきたいと思ってもらえるようにするため、市内高等学校と連携し、本市の魅力発信と地域行事への参加を促進することにより、学校の魅力向上とあわせて地域の活性化を図り地元への愛着心を醸成します。

さらに、地域と学校が連携し、子どもたちへ地域の歴史や文化に触れる機会の提供などを通し、地域への愛着を育みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

目標指標	単位
合同企業説明会 求職者参加者数（年間）	人
ふるさと子どもカレッジ 参加者満足度	%

主な取組

- 産学官連携による産業創出や新技術の導入を通じた人材の育成を支援します。
- 市内高等学校での地域との関わりを促進し、地元定着を推進します。
- 地域活動や学校の授業などを通して、地域の歴史や文化に触れる機会を提供します。

関連するSDGs



施策3 関係人口の創出・拡大、つながりの継続を図る

【基本方向】

本市出身者や震災ボランティアなどとして本市に関わっていただいた方など、住民ではないものの様々なかたちで本市との関わりを持つ人、地域への愛着や思い入れを持つ人などの関係人口へ積極的な情報発信を行い、地域をつなぐ継続的な取組を実施します。

また、震災伝承施設を活用した東日本大震災の経験や教訓の伝承活動を通して、幅広い人へ向けられた情報発信を行い関係人口を創出します。

【重要業績評価指標（KPI）】

目標指標	単位
震災遺構来訪者数	人

主な取組

- 本市出身者などの関係人口に向けた積極的な情報発信を行います。
- 震災伝承活動などを通じた関係人口の創出に取り組みます。

関連するSDGs



施策 4 地方への資金の流れの創出・拡大を図る

【基本方向】

企業版ふるさと納税に関するマッチングイベントなどを通して、本市と企業の連携を図ります。また、これまで復興などに係る支援をいただいた企業などについては、各種情報発信を継続して行い連携を強化します。

また、ふるさと納税を通して得た個人と本市のつながりを活かし、各種情報発信などを通してつながりを構築します。

【重要業績評価指標（KPI）】

目標指標	単位
ふるさと納税寄附件数	件

主な取組

- ふるさと納税を推進し、寄附を通じて得た個人とのつながりの構築に取り組みます。
- 企業版ふるさと納税制度を活用し、本市と企業の連携を図ります。

関連するSDGs



対応方針 3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる

【基本方向】

子どもを産みたい・育てたいと思える環境を実現するために、結婚から妊娠・出産・子育てにわたる各種情報提供や相談体制を確立し、切れ目のない支援を行います。

また、子育て世帯の経済的な負担の軽減や保育環境、未来技術などを活用した教育環境の充実を図り、地域ぐるみの子育てしやすい環境を整備します。

さらに、女性が働きながら安心して子どもを産み育てられるよう支援や環境を整備するとともに、セミナーなどを通して女性の活躍を推進します。

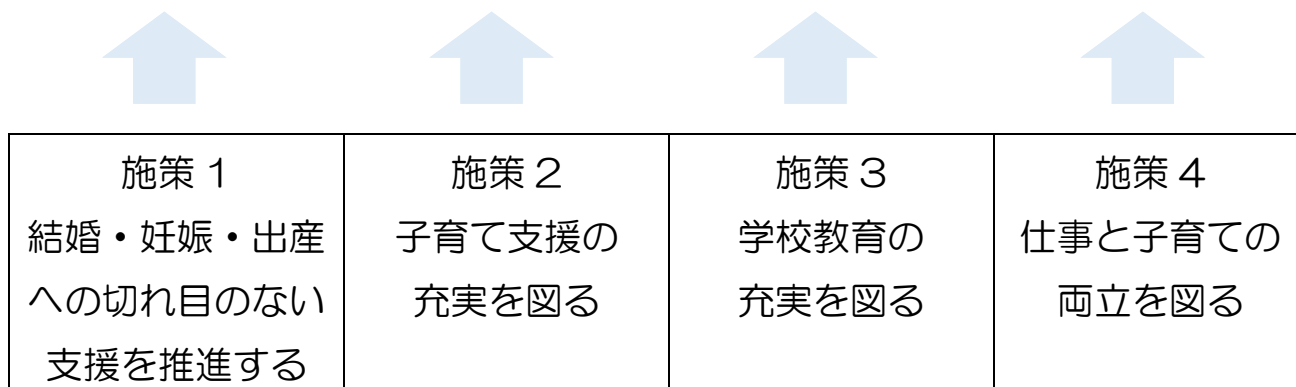
こうした家庭や職場、地域ぐるみで多様な人々が子育てに関与する環境が整備されることで、女性の社会参加を促しつつ、個々の希望に応じた結婚から妊娠、出産、子育ての希望をかなえます。

【数値目標】

妊娠・結婚・出産・子育てにわたる切れ目のない支援や、保育施設などの子育て環境の充実、働く女性も安心して子育てできる家庭・地域で支え合う環境を整備することにより、出生数の増加及び女性人口（15～49歳）の維持を目標とします。

出生率（人口1,000人当たりの出生数）（人）

女性人口（15～49歳）（人）



施策 1 結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援を推進する

【基本方向】

子育て世代包括支援センターを拠点とした誰もが子育て相談や支援を受けられる環境整備に取り組みとともに、妊婦を対象とした各種健康診査や産後の心身のケアや育児のサポートを行うケアを実施するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。
また、子育て世代が必要とする情報について、アプリなどを活用した積極的な情報発信を行い、出産後の子育てなどに関する不安解消を図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

目標指標	単位
新生児訪問事業（乳児全戸訪問事業）実施率	%

主な取組

- 子育て世代包括支援センターを拠点とした、妊娠期から子育て期における子育て相談や支援が受けられる環境の整備を行います。
- 不妊治療や妊婦の健康診査など妊娠・出産に至る支援を行います。
- 出産後の心理的ケア、乳児の健康診査など母子の健康管理を行います。
- 子育て世代が必要とする情報について、積極的な情報発信を行います。

関連する SDGs



施策2 子育て支援の充実を図る

【基本方向】

休日でも子育てに関する悩みなどの相談ができる相談体制の構築や、子育てに係る経済的な負担の軽減を図る支援を行います。

また、家族で子育てできる環境をつくるため、母親だけでなく父親や子どもも参加できる研修会などを実施します。

さらに、地域ぐるみで子育て世帯のサポートができる体制づくりや多様な保育ニーズに対応した環境の整備、放課後児童クラブの利用ニーズにあった環境整備など子どもが安心して過ごせる環境を整備します。

【重要業績評価指標（KPI）】

目標指標	単位
保育施設及び放課後児童クラブ待機児童数	人

主な取組

- 子どもを預かり、見守る仕組みや相談体制の充実を図ります。
- 経済的な格差が子どもたちの生活・健康に影響しないための支援を行います。
- 多様な保育ニーズに合った保育環境を整備します。
- 放課後児童クラブの利用ニーズに合った環境を整備します。
- 家庭・学校での子どもたちの安全・安心を守るための取組を推進します。

関連するSDGs



施策3 学校教育の充実を図る

【基本方向】

子どもたち一人ひとりのニーズに合ったきめ細やかな教育の実施と、子どもたちがこれからの未来を生きる力を育成するための取組を推進します。

また、学校、地域、家庭がそれぞれの役割を果たしながら協働し、子どもたちの様々な課題を解決し、共に育てる取組を推進します。

さらに、子どもの教育をはじめとして子育てに関する様々な相談体制を整えます。

【重要業績評価指標（KPI）】

目標指標	単位
学校が楽しいと感じている 児童生徒の割合	%
スクールカウンセラー の配置率	%

主な取組

- 子どもの学力向上に対する取組を推進します。
- 心と身体の健康づくりを推進します。
- いじめ問題対策を推進します。
- 特別な支援が必要な児童への対策を推進します。
- 地域ぐるみの子育て環境の構築を推進します。
- 教育相談体制の充実を推進します。

関連するSDGs



施策 4 仕事と子育ての両立を図る

【基本方向】

子育て世代の女性が働きながら安心して妊娠、出産、子育てができるようにするため、休日でも子育て相談ができる体制や休日保育、延長保育など多様な保育ニーズに対応できる環境を整備し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現に向けた取組を推進します。

また、女性の社会参加を促すための各種啓発セミナーなどの開催により、男性はもとより、企業の意識改革を促し、女性活躍の機会を増進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

目標指標	単位
「育児や家事の役割」について「夫婦同様」との回答割合	%
審議会・委員会などに占める女性委員の割合	%

主な取組

- 働きながら安心して子育てできる環境を整備します。
- 男女共同参画を推進します。
- 女性の活躍を推進します。

関連するSDGs



対応方針 4 災害に強く安全安心に暮らせる魅力的なまちをつくる

【基本方向】

住みなれた身近な場所で日常の生活を充足できる機能集約やコミュニティ形成による生活圏の形成とネットワーク化、未来技術の活用などによる地域交通の維持・確保及び利便性向上、地域間連携を通じた圏域としての持続可能な生活環境づくりなどにより、質の高い暮らしを確保します。

また、多様な地域資源を活かした農山漁村や選ばれる観光地域づくり及び文化・芸術・スポーツ振興による心豊かで健康に暮らせる地域づくりを進めると共に、地域のエネルギー資源の活用を進めます。

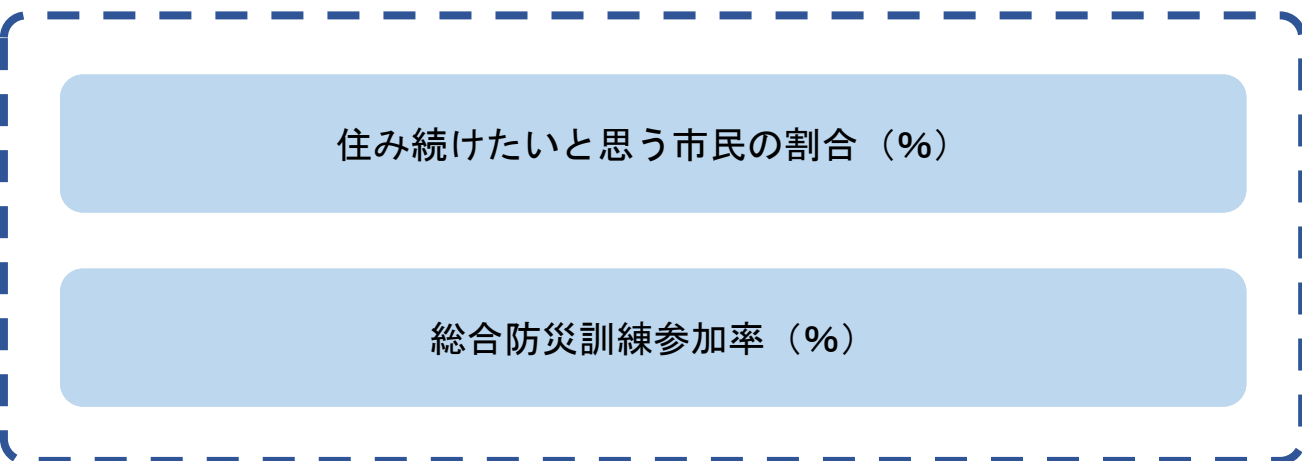
そして、誰もが住み慣れた地域で安心して健康に暮らせるよう、医療・福祉環境の充実を図り、地域包括ケアを推進します。

さらに、今後発生しうる災害に備えて、家屋の耐震化や地域における防災設備・備蓄の充実、防災教育の充実など、災害に強いまちづくりを推進します。

こうした一連の取組により、地域の魅力を高め、多様な人々が日々の生活の中で個々の志向にあった地域活動を通じて地域づくりに貢献できる環境づくりを進めます。

【数値目標】

住み慣れた地域で暮らし続けられるようまちの機能を充実させるとともに、豊かな地域資源を活かした地域の魅力の開発や発信、災害に備えた環境の整備や教育の充実により、住み続けたいと思う市民の割合及び総合防災訓練参加率の向上を目標とします。



施策 1	施策 2	施策 3	施策 4
質の高い暮らしのためのまちの機能の充実を図る	資源を活かした地域の魅力づくりを推進する	安心して暮らせる福祉・医療環境の充実を図る	災害に強いまちづくりを推進する

施策 1 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実を図る

【基本方向】

市内のあらゆる地域で、快適な環境とコミュニティのなかで日々の暮らしに必要な機能が充足される質の高い生活圏を形成するため、地域コミュニティの形成に向けた拠点づくりや地域自治システムの構築を進め、コンパクトな生活圏の形成を図り、それらを交通サービスなどで結ぶことにより快適な生活環境の確保・ネットワーク化を図ります。

また、公的不動産などの既存ストックの有効活用や空き家の適正管理及び有効活用などにより、地域価値の向上を図ることで魅力的な地域の形成を推進します。

さらに、圏域全体として必要な生活機能の確保や魅力的な圏域の形成などを行うため、石巻圏域を中心とした地域間連携を推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

目標指標	単位
公共交通利用者数	人
住民自治組織交付金 交付団体数	件

主な取組

- 身近な生活圏の形成及び充実を図ります。
- 地域交通の確保・充実などにより、地域間のネットワーク化を図ります。
- 魅力的で持続可能な地域の形成を推進します。
- 地域間連携による魅力的な地域圏の形成を推進します。

関連するSDGs



施策2 資源を活かした地域の魅力づくりを推進する

【基本方向】

海・山・川・里などの自然環境や、文化・歴史資源に恵まれた本市の特徴を活かして、市民はもとより市外からも人々が訪れ交流する機会を増やすことで、地域への愛着を醸成し、移住や定住へとつなげるため、地域資源を活用した農山漁村（むら）づくりの推進を図るとともに、まちなか観光や自然地域での体験観光、水産物などの食を活かした観光、さらには広域的な観光ルートの構築、外国人観光客をターゲットとした観光メニュー開発やキャッシュレス対応の促進などに取り組み、選ばれる観光地域づくりを推進します。

また、市民が地域の中で心豊かな生活を送るために重要な文化・芸術に親しむ機会の充実などを図るとともに、スポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防に向けた取組の推進などを図ります。

さらに、非常時のエネルギー確保、エネルギーの脱炭素化などの観点から重要な再生可能エネルギーを始めとした地域のエネルギー資源の活用を推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

目標指標	単位
観光客入込数	人
複合文化施設利用者数	人

主な取組

- 地域資源を活かした農山漁村・観光地域づくりを推進します。
- 文化・芸術・スポーツ活動の振興を図ります。
- 地域のエネルギー資源の活用を図ります。

関連するSDGs



施策3 安心して暮らせる医療・福祉環境の充実を図る

【基本方向】

誰もが住み慣れた地域で安心して健康に暮らせるよう、介護予防や認知症対策などの高齢者福祉、障がい者の自立や社会参加を支援する障害福祉の充実を図るとともに、みんなが共に支え合う地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアを推進します。

また、高齢者の地域活動への参加や希望に応じた就労支援などにより、高齢者が活躍できる環境の整備を推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

目標指標	単位
地域互助活動実施団体数	団体
生きがいと創造事業受講者数	人

主な取組

- 地域包括ケアを推進します。
- 高齢者が活躍する環境の整備を推進します。

関連するSDGs



施策 4 災害に強いまちづくりを推進する

【基本方向】

東日本大震災や近年多発する集中豪雨などの教訓をもとに、今後発生しうる災害に対して的確に対応できるよう、家屋の耐震化や危険ブロック塀の除去、地域における防災設備・備蓄の充実、防災教育の充実などを推進します。

また、地域の交通安全を始めとした市民の日常的な安全確保の推進を図るほか、災害時に備えた自主防災組織の機能強化や各種防災に関する情報発信・啓蒙などの推進により、安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

【重要業績評価指標（KPI）】

目標指標	単位
防災士養成人数	人

主な取組

- 災害に強いインフラ整備を推進します。
- 地域の安全確保の推進を図ります。
- 災害に的確に対応できる地域づくりを推進します。

関連するSDGs



第2章 未来都市の実現

(1) 地方創生・地域活性化への貢献

本市は、東日本大震災により甚大な被害を受け、被災者の住まいの整備を始めとした復旧・復興事業を最優先事項として着実に進める中、震災を契機に崩壊したコミュニティの再生、定着、活性化や被災者の心のケアなどの長期的に取り組む必要がある課題や、生活に欠かせない移動手段の利便性の向上をはじめとした早急に取り組むべき課題など、様々な課題を抱えることとなりました。

これらの課題に対し、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に基づき、令和2年7月17日に内閣府より選定された「SDGs 未来都市」並びに「自治体 SDGs モデル事業」の取組を推進し、ステークホルダーとの連携の下で経済・社会・環境の三側面に利益を循環させ自律的好循環を生み出しながら課題解決を図り、未曾有の大震災からの復興とその後のさらなる飛躍を果たすことで、「最大の被災地から未来都市石巻」の実現を目指します。

(2) 施策体系

「SDGs 未来都市」並びに「自治体 SDGs モデル事業」の取組を推進し、「最大の被災地から未来都市石巻」の実現を目指すため、持続可能なまちづくりを進めるうえで重要なSDGsの理念の普及啓発を推進すると共に、以下の対応方針の下で取組を展開します。

未来都市の実現に係る対応方針

対応方針		施策の展開
対応方針 1 コミュニティを核とした持続可能な地域社会をつくる	地域経済の活性化、環境にやさしい新たな移動手段の構築、高齢者の孤立防止や外出機会の創出などに取り組むことにより、地域の中に相手を思いやる「おたがいさま」の声があふれる支え合いのまちづくりを推進します。	施策 1 地域に雇用を生み稼ぐ仕組みを構築する
		施策 2 地域コミュニティによる支え合いを推進する
		施策 3 低炭素社会を実現する

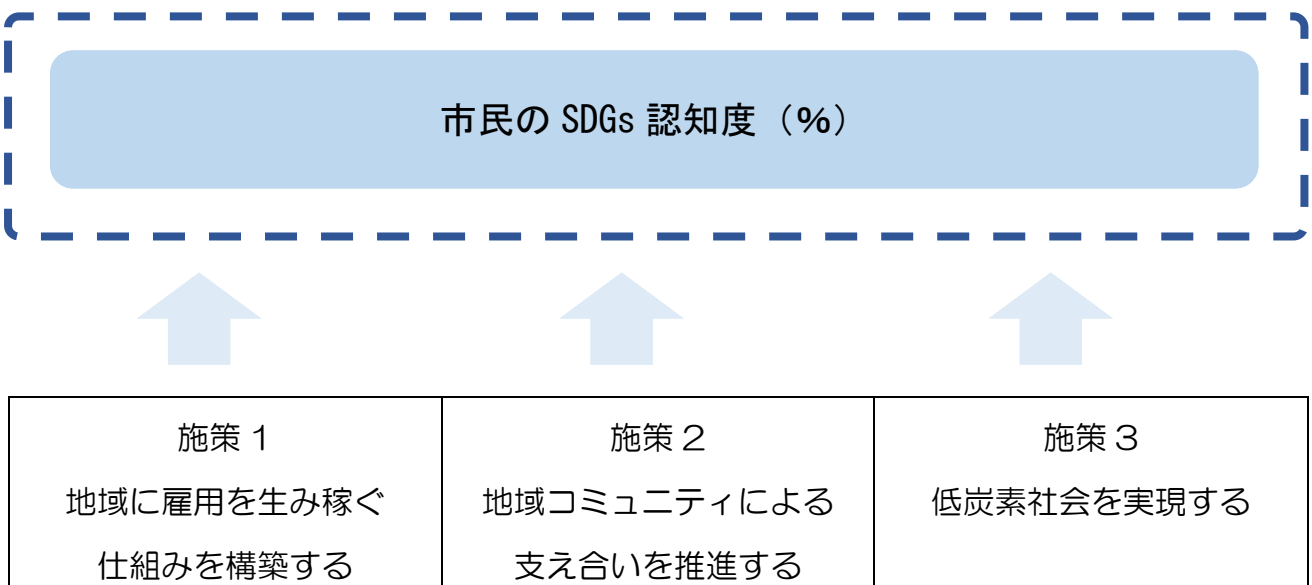
対応方針 1 コミュニティを核とした持続可能な地域社会をつくる

【基本方向】

東日本大震災により甚大な被害を受けた本市が抱える、震災に起因する人口減少・少子高齢化の加速化、復興公営住宅における高齢独居世帯の増加や半島沿岸部の移動手段などといった課題に対し、「ハイブリッドリユース事業」による地域経済の活性化や、「地域交通情報アプリケーション（ローカル版 MaaS）」、「グリーンスローモビリティ」による環境にやさしい新たな移動手段の構築、「コミュニケーションロボット」による高齢者の孤立防止や外出機会の創出などに取り組むことにより、地域の中に相手を思いやる「おたがいさま」の声があられる支え合いのまちづくりを推進します。

【数値目標】

持続可能なまちづくりを推進し、「最大の被災地から未来都市石巻」を実現するためには、市、企業、団体、住民などの多様な主体が SDGs の理念の下で連携・協働する必要があることから、市民の SDGs 認知度を目標とします。



施策 1 地域に雇用を生み稼ぐ仕組みを構築する

【基本方向】

使われなくなったハイブリッド（HV）自動車を域内外から回収し、市内の自動車整備事業者などによって電気自動車などとしてリユースする「ハイブリッドリユース事業」を展開します。

リユースにあたっては、ステークホルダーとの連携の下、市内事業者がハイブリッド（HV）自動車に搭載されたHV基幹ユニット（モータ、ECU、ニッケル水素電池など）の検査・分別や、各部品のリユース・リサイクル・リマニュファクチャリング（使用済製品の再生）に係る技術的な支援を受けながら、電気自動車などとして再製品化を行い、市内における新たな産業として展開していくことで、地域経済の活性化を図ります。

また、「ハイブリッドリユース事業」によって生産される電気自動車は、コミュニティカーシェアリングで活用することにより、新市街地における高齢者などの外出機会の創出や半島沿岸部における移動手段の利便性向上などにより、高齢者などの孤立防止や地域コミュニティの活性化を図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

目標指標	単位
ハイブリッドリユース事業によって生産された製品の利用者数（年間）	人

主な取組

- ハイブリッドリユース事業の展開により、地域経済の活性化や地域コミュニティの活性化などを図ります。

関連するSDGs



施策2 地域コミュニティによる支え合いを推進する

【基本方向】

半島沿岸部では、東日本大震災に起因する急激な人口減少及び高齢化が進み、また、半島沿岸部と中心部を結ぶ住民バスの本数が少なく、かつ、自宅からバス停までの距離が遠いため、地域住民の地域交通に関する利便性向上が課題となっています。

一方、本市では、NPO 法人や地域住民などが連携して実施する住民共助によるコミュニティカーシェアリングが先進的に取り組まれていることから、IoT/ICT 技術を活用し既存の公共交通とコミュニティカーシェアリングをつなぐ「地域交通情報アプリケーション（ローカル版 MaaS）」を構築し、移動手段に係る課題解決を図ることで、住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりを推進します。

また、平成 29 年度に実施した「地域交通情報プラットフォームによる地域交通の最適化事業」において課題となった、高齢者のデジタルデバイド（IT 機器などの利用の得手不得手によって生じる格差）を解消するため、スマートフォンなどの代わりに会話形式で相手の状況に応じた支援が可能な「コミュニケーションロボット」を利用者の自宅などへ設置することにより、高齢者が「地域交通情報アプリケーション（ローカル版 MaaS）」を使いやすい環境を整備します。

さらに、被災者の移転先として新たに整備した新市街地などでは、復興公営住宅における高齢者の孤立化が課題となっていることから、「コミュニケーションロボット」を通じて高齢者に地域行事への参加を促すなどにより外出機会の創出を図ることで孤立防止や地域コミュニティの活性化へつなげると共に、コールセンターを設置し「コミュニケーションロボット」を通じた高齢者からの各種相談に対応できる体制を整備することにより、生活の安定に向けた相談支援の充実を図ることで、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

目標指標	単位
カーシェアリングの買い物等 延べ利用者数（年間）	人

主な取組

- 地域交通情報アプリケーション（ローカル版 MaaS）の構築により、住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりを推進します。
- コミュニケーションロボットの活用により、高齢者のデジタルデバイドを解消し、孤立防止や地域コミュニティの活性化を図ります。

関連する SDGs



施策 3 低炭素社会を実現する

【基本方向】

被災者の移転先として新たに整備した新市街地や半島沿岸部などにおいて、ハイブリッドリユース事業によって生産された電気自動車を「グリーンスローモビリティ（電動で時速 20km 未満で走る 4 人乗り以上のモビリティ）」などとしてコミュニティカーシェアリングで活用することにより、高齢者などの外出機会を創出し、孤立防止及び地域コミュニティの活性化を図ります。

また、電気自動車の動力である電気は、太陽光電池を搭載した非接触給電ステーションを設置することにより、100%自然エネルギーによる、災害発生時にも活用可能な仕組みとすることで、災害に強く環境にやさしいまちづくりを推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

目標指標	単位
グリーンスローモビリティの延べ利用者数（年間）	人

主な取組

- グリーンスローモビリティなどの活用により、新たな移動手段の創出及び災害に強く環境にやさしいまちづくりを推進します。

関連する SDGs



第5編 地区別将来展望

第 1 章 地区別将来展望について

■地区別将来展望策定の目的

本市は、平成17年4月1日に1市6町が合併し、行政を身近なものとして市民生活の充実を図るため、本庁及び6つの総合支所（7つの地区）の体制でスタートしました。

本市は広大な市域を有し、北上川流域に広がった市街地、田園、リアス式海岸の沿岸部などの地勢的にも、また、産業や伝統芸能なども地域の風土に根ざした多種多様で魅力的な特性を有していることから、今後もその特性を活かしながら、個性を持ったまとまりのある地区として発展し、また、それぞれが一体的に結びつくことによって、より大きな魅力として創造していくことが望まれています。

そこで、各地区の現状を把握し、市全体の調和に配慮しつつも特に、それぞれ固有の課題を解決しながら、誰もが誇りの持てる望ましい方向を示し、将来の目指す地区の姿について明らかにすることを目的とします。



(1) 石巻地区

□ 現況

石巻地区は、本市の南部に位置し、地区の中心部には旧北上川が流れ、太平洋へと注いでおり、万石浦や日和山など四季折々に多彩な表情を見せる豊かな自然景観を有するとともに、本市の政治、経済などの中心的な役割を担うとともに、鉄道やバス、離島航路のほか、三陸縦貫自動車道、一般国道 45 号など交通の要衝としての機能を担っています。

地区の中心部には石巻駅前に日和山より移転した市役所本庁舎のほか、災害時の防災拠点となる「石巻市防災センター」、地域包括ケア推進の中核的な拠点となる「石巻市ささえあいセンター（ほっとお〜る）」、東日本大震災により被災し南浜町より移転した「石巻市立病院」など行政、防災、福祉、医療が連携した一体的な公共機能を有しています。

その一方で、近年では地区西側の市街地化が進み、三陸縦貫自動車道の石巻河南インターチェンジ周辺では、郊外型大型商業施設の開業、石巻赤十字病院の移転、東日本大震災後には被災者などの移転先として区画整理事業などの実施、そのほか、国、県の地方機関の移転など新市街地としての整備が進んでいます。

産業では、石巻漁港を中心とした漁業や水産加工業、石巻港を中心としたパルプ・紙製造や木材・木製品製造、鉄鋼業などが中心となっており、いずれも東日本大震災により大きな被害を受けましたが、石巻漁港は全長 876m の閉鎖式水揚棟を有する高度衛生管理型施設として「石巻魚市場」が再建され、石巻港は東北唯一の国際拠点港湾「仙台塩釜港石巻港区」として整備が進められるなど本市の産業の拠点としての役割を担っています。

開成地区の石巻トゥモロービジネスタウンでは、地域資源を活かした産業の創造と構築を目指し、積極的に企業誘致を行っているほか、東日本大震災により区画整理を行った、上釜南部地区、下釜南部地区、湊西地区でも積極的に企業誘致を行っています。

観光では、「マンガのまち」として石ノ森章太郎の漫画の世界を体験できる「石ノ森萬画館」があるほか、歴史・文化を体験できる施設として「慶長遣欧使節」の歴史的偉業を学ぶことが出来る「慶長使節船ミュージアム（サン・ファン館）」などがあります。

教育文化では、南境地区に石巻圏域唯一の高等教育機関として、「石巻専修大学」があるほか、同地区に東日本大震災により被災した石巻文化センターと石巻市民会館の代替施設である「石巻複合文化施設（まきあーとテラス）」が整備され、市民の文化芸術活動の拠点となっています。

東日本大震災により災害危険区域に指定された南浜・門脇地区には、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、復興に対する意思の発信を目的とした復興祈念公園である「石巻南浜津波復興祈念公園」が整備されたほか、東日本大震災の記憶と教訓を後生へ伝承するため「旧門脇小学校」が震災遺構として整備されています。

主要課題

半島沿岸部では全国的に加速する少子高齢化や東日本大震災により市外への転出、市街地部への転居などにより、地域コミュニティの維持そのものが困難になりつつある地区もあります。

東日本大震災以前より中心市街地の空洞化が進行し、空き店舗の有効活用などの対策が必要とされています。

一部地区で、地盤沈下による大雨時の排水対策が必要となっていることから、災害対応体制を構築する必要があります。

基幹産業である水産業について漁獲高の減少及び担い手不足が深刻化しているほか、石巻漁港について、海外まき網漁船の大型が進んでおり、水深の関係から入港が困難となっています。また、超低温冷蔵庫について、老朽化などの問題により、今後の施設の在り方について、関係団体と協議が必要となっています。

将来展望

本市の行政機能の中核として、医療、福祉、防災、教育機能を有した安全安心な都市機能を有し、市街地部、半島沿岸部、離島など各地域において活気ある地域コミュニティが形成され、石巻漁港を中心とした漁業、石巻港を中心とした工業、田園地帯を活用した農業、中心市街地、新市街地を中心とした商業などの多彩な産業を活かした経済活動が行われるとともに、自然、食彩、歴史、文化など豊かな地域資源を活かした観光事業による賑わいと活気ある生活が営まれています。

施策展開の方向

- 豊かな地域資源を活かした交流人口の拡大、移住・定住の促進を図り地域コミュニティの存続に努めます。
- 空き店舗の有効活用などによる中心市街地の活性化を図ります。
- 地域包括ケアを推進し、安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- 雨水排水施設を早急に整備し、冠水対策を推進することにより安全なまちづくりを推進します。
- 漁獲高の向上、担い手の確保を図り、基幹産業である水産業の活性化を図るとともに、関連施設について整備を推進する必要があります。
- 企業誘致を推進し、地元雇用の創出及び地域経済の活性化を図ります。
- 豊かな地域資源を活用した観光事業を推進し、交流人口の増加による地域の活性化を推進します。

(2) 河北地区

現況

河北地区は、本市の北東部に位置し、地区の中心部には東北地方最大の河川である北上川が流れ、北上高地から連なる上品山、硯上山などの山々、リアス式海岸を有する三陸海岸、白鳥の飛来地である富士沼や長面浦など、多彩な自然に恵まれた地区です。

本地区では、これらの多様な環境を活かした農業、林業、漁業などが営まれ、「べっこうしじみ」「河北セリ」「長面カキ」など多くの特産品が作られています。

観光では、道の駅「上品の郷」は県内 2 番目の入込数を誇る道の駅であるとともに、温泉も併設されており、地元住民にも愛される重要な施設となっています。そのほか、サマーフェスタ・イン・かほくやフェスティバル・イン・かほくなどの市民に愛されるイベントも開催しています。食文化では、特産の河北セリを使用したセリ鍋などのほか、古くから飯野川地区で料理の出汁として利用されてきたサバだしに着目した「サバだしラーメン」など新たな名物も生み出されています。

また、地域コミュニティの活性化や地域の人材育成を目指した取組も行われており、幅広い文化・学習・交流活動を行うことができる「河北総合センター（ビッグバン）」、世代を問わずスポーツに親しむことのできる「追波川河川運動公園」など文化スポーツ施設が充実しています。

文化としては、各地区に古くから伝えられている神楽が有名で、県指定無形民俗文化財である「皿貝法印神楽」は 1615～23 年に本吉郡戸倉村から伝えられたと言われており、現代に受け継がれています。皿貝法印神楽のほかにも、市指定無形民俗文化財の飯野川、後谷地、福地、釜谷長面尾の崎法印神楽をはじめ、各地区において多くの民俗、芸能文化が継承されています。

道路交通基盤では、三陸縦貫自動車道の河北インターチェンジが地区内にあることにより交通の利便性が高く、位置も本市の中心部にあることや、飯野川橋や新北上大橋など橋りょうも整備されていることから、市内各地区へのアクセスの拠点として重要な役割を果たしています。

また、東日本大震災後に整備された二子団地では、河北地区・雄勝地区・北上地区より移住した約 400 世帯が居住しており、半島沿岸部の防災集団移転団地では最大規模の防災集団移転先となっています。

主要課題

本地区では、少子高齢化に伴い、一部地域において地域を担う後継者が不足しており、地域コミュニティそのものの維持が困難になってきている地区もあります。また、防災集団移転団地である二子団地では、複数の地区からの移住者が居住していることから、新たなコミュニティの形成に時間を要しています。

農業については、効率的・安定的経営体の育成及び後継者・新規就農者を確保し、安定した農業経営の確立を一層推進するとともに、近年増加している有害鳥獣の被害対策が必要となっています。

漁業については、陸地と隣接した環境で行われており、排水処理などによる漁業への影響が懸念されることから、環境への配慮が求められています。

商業については、郊外型商業施設の進出により、旧来の商店街からの顧客が流出し、個人商店の閉店などが深刻化していることから、商店経営の近代化などが課題となっています。

災害対策については、一部地区で、大雨時の排水対策が必要となっているとともに、山間部でも大雨時には土砂災害の発生が懸念されることから、これらに対応した災害対応体制を構築する必要があります。

将来展望

観光振興及び地域振興の拠点である道の駅「上品の郷」を活用し、上品山や長面浦などの豊かな自然環境、さらには「河北セリ」「長面カキ」「べっこうしじみ」などの特産品を活用したイベントを実施することにより、地域の活性化を図るとともに、「河北総合センター（ビッグバン）」などの文化施設を活用した文化行事などの取組が行われ、世代間交流が発展した活気ある生活が営まれています。

施策展開の方向

- 既存の住宅地や新たに整備された団地ともに地域住民の交流や地域活動を支援し、地域コミュニティの活性化を図ります。
- 医療と介護の連携推進、保育や子育て支援における安全安心など、様々な課題に総合的かつ包括的な支援が行える体制の強化に努めます。また、地域住民の自助・互助による健康づくりや介護予防への取組、身近な地域における支え合いの取組を推進します。
- 「河北総合センター（ビッグバン）」や「追波川河川運動公園」などの文化・スポーツ施設の利活用促進を図り、交流活動やスポーツを通じた関係人口の拡大や住民の健康の保持増進を図ります。
- 身近な生活道路を整備するとともに地域性を考慮した公共交通体系を構築し、住民生活や経済活動の利便性向上と地域の活性化を図ります。
- 地震や水害などの自然災害に対応するため、関係機関との連携を強化し、自主防災組織の育成などによる防災体制の整備を促進するとともに、安心して暮らせる環境の構築を図ります。
- 農林漁業の安定した経営体の育成と担い手の確保を図り、有害鳥獣による被害対策や環境への配慮に努め、地域産業の振興を図ります。
- 非可住地域について、土地の有効活用を図るために、農業用地などによる利活用を推進し、地域の活性化に努めます。
- 道の駅「上品の郷」を経済・情報・交流の場として地域のにぎわいを創出し、地域振興と観光振興を図ります。
- 「皿貝法印神楽」をはじめとする各地域に伝わる「神楽」などの伝統芸能を地域独自の文化として広く周知し、伝統文化の存続に努めます。

(3) 雄勝地区

□ 現況

雄勝地区は、本市の東部に位置し、太平洋に面した雄大なリアス式海岸を有しているほか、西部には北上山系から連なる硯上山がそびえ、国の指定を受けている天然記念物「八景島暖地性植物群落」や市指定天然記念物「雄勝荒魚竜化石群」があるほか、太平洋を一望できる「白銀崎」はみやぎ新観光名所 100 選に選ばれるなど多彩な自然を有する風光明媚な地区です。

本地区は水産業が盛んで、「ホタテ」「うに」「あわび」「かき」「ほや」「ぎんざけ」「わかめ」などの多彩な海産物を有しています。特に「かき」や「ホタテ」の養殖業が盛んであり、山間部と海が近く、豊富な栄養素が山から海へと流れることにより良質なものが育つことで有名です。

600 年以上の伝統を誇る国指定の伝統的工芸品「雄勝硯」の原料である「雄勝石」は、古くから硯の原料のほか屋根材などに使われる「雄勝石スレート」に加工されています。平成 24 年に完成当時の姿に復元された東京駅丸の内駅舎の屋根材にも使われています。

令和 2 年には、雄勝中心部地区拠点エリア「硯上の里おがつ」に、全国でも珍しい硯の展示施設である「雄勝硯伝統産業会館」や「雄勝観光物産交流館（おがつ たなこや）」が新たに整備され、地区の観光・商業の振興、地域振興の中核を担う施設として期待されています。

そのほかにも、大須崎灯台は「恋する灯台」として平成 30 年に認定され、新たな観光スポットとして期待されているほか、国の重要無形民俗文化財である「雄勝法印神楽」、宮城県指定無形民俗文化財である名振地区の「おめつき」や「伊達の黒船太鼓」など、伝統文化による観光振興も期待されています。

また、震災により地区内にあった雄勝病院が全壊したことにより、平成 23 年 10 月に開設した仮設診療所が地域医療を担ってきましたが、平成 29 年に雄勝診療所・雄勝歯科診療所が開所し、重要な地域医療の拠点としての機能を果たしています。

□ 主要課題

東日本大震災により、震災前の居住者の多くが地区外や他市町村などへ転居、転出し、令和 2 年 9 月時点で震災前の人口の 4 分の 1 程度である約 1,150 人に減少したほか、全国的に加速する人口減少、少子高齢化の影響もあり、高齢化率の上昇による地域コミュニティの存続そのものが大きな課題になっています。

交通体系は、住民の生活において極めて重要であるほか、交流人口の拡大という観点からも欠かせない要素となっています。

産業については、基幹産業である水産業の担い手不足や、伝統産業である硯工人の後継者不足が深刻化しています。

県指定の無形民俗文化財である名振地区の「おめつき」やは、人口減少や少子高齢化などによる担い手不足により存続が困難になっています。

将来展望

リアス式海岸特有の自然環境を活用した養殖業を中心とした水産業や雄勝石を活かした地場産業や観光事業による地域振興が行われるとともに、関係人口の増加、移住・定住を促進することにより豊かな生活が営まれています。

施策展開の方向

- リアス式海岸特有の雄大な海岸景観や山間部の豊かな自然環境、豊富な特産品など豊かな地域資源を活かした交流人口の拡大、情報発信や資源の有効活用による移住・定住の促進を図り地域コミュニティの存続に努めます。
- 市内他地区へのアクセスがしやすい、地域のニーズを踏まえた持続可能な地域公共交通体系を形成します。
- 住民の生活や交流人口の周遊に関わる道路網の整備促進を関係機関に働きかけ、住民の利便性向上や地域の活性化を図ります。
- 地震や水害などの自然災害に対応するため、関係機関との連携を強化し、自主防災組織の育成などによる防災体制の整備を促進するとともに、安心して暮らせる環境の構築を図ります。
- 地域の医療ニーズに対し柔軟に対応できる仕組の構築や共に支え合う仕組づくりを推進します。
- 豊かな森と海の恵みに育まれたホタテ、岩ガキなど新鮮な地場産品の地域ブランドの確立や高付加価値化を図り、地域基幹産業である水産業の振興や水産業の担い手確保に努めます。
- 持続的に自然資源を活用できるよう、有害鳥獣対策や自然環境の保全活動などを推進します。
- 古くからの伝統を誇る「雄勝石」などを地域資源として連携しながら活用し、地域観光の活性化を図るとともに、長い歴史を持つ「雄勝硯」や天然スレートなどの雄勝石産業を支える担い手の育成・保護育成し、貴重な地域資源として活用を図ります。
- 「雄勝法印神楽」や名振の「おめつき」「伊達の黒船太鼓」などの伝統芸能を継承するための活動を支援するとともに、地域独自の文化として広く周知し、伝統文化の存続に努めます。

(4) 河南地区

現況

河南地区は、本市の西部に位置し、桜の名所として知られる県立自然公園「旭山」を中心とした丘陵地帯と、広大な美しい田園が広がる地区です。東日本大震災に伴う半島沿岸部から内陸部への移転により、本市の中では唯一人口が増加した地区となっています。

本地区は農業が基幹産業で、北上川の豊かな水に育まれた肥よくな土地を利用した稲作が盛んであり、「ササニシキ」「ひとめぼれ」などの良質米や、大豆、大麦などの畑作物の産地となっています。施設園芸においては「きゅうり」をはじめ、「トマト」や「イチゴ」など多彩な野菜の生産が盛んであり、東日本大震災後には、沿岸部の被災した園芸農家の早期営農再開に向けて、須江地区に3.9haの施設園芸団地が整備されました。整備された園芸団地では、環境制御機器や養液・養液土耕栽培システムなどを備えた最新式の施設で生産に取り組んでいます。

さらに、東日本大震災後に須江地区に整備した「須江地区内陸型産業用地」は、震災により被災した企業や、復興事業などによって移転を余儀なくされた企業の移転先として整備され、食品加工業や建設・運輸関連業など25社が移転・立地し、多くの方が働く産業用地となりました。

観光においては、桜の名所である「旭山」があり、春になると桜が満開になり、訪れる人の目を楽しませてくれるほか、明治時代後期に造られた日本庭園である国指定名勝「齋藤氏庭園」があり、春の桜、初夏の新緑、秋の紅葉、冬の雪景色と、四季折々の風情が楽しめます。また、江戸時代から続く伝統的な祭りである市指定無形民俗文化財「鹿嶋ばやし」のほか、大沢南部神楽や和湊・鹿又法印神楽などの伝統芸能が受け継がれています。

多目的ふれあい交流施設「遊楽館」においては、文化ホール、アリーナ、室内プール、図書館などの施設が、文化交流や健康増進、生涯学習の拠点として活用されるとともに、隣接する国際公認コースの「かなんパークゴルフ場」では、冬期間も利用できる立地条件を活かし、市民の健康増進を図るとともに、各種施策と連動した活用が期待されています。また、市内外の方が利用できる「旭山体験農園」や「旭山農業体験実習館（コロボックルハウス）」では、自然に親しみながら農業体験・交流活動をすることができます。

主要課題

ベッドタウン化が進み人口が増加する一方で、それに対応した道路網などのインフラ整備や公共交通体系の整備が追いついておらず、住民からの要望も多く挙がっています。

内陸部に位置していることから、東日本大震災時には津波の被害はなかったものの、地震による建物などへの被害が多くあったことや、平成15年に発生した宮城県北部連続地震により、家屋の倒壊や急傾斜地の崩壊など大きな被害を受けていることから、今後も災害に対する対策が必要です。河南地区の多くが浸水想定区域に該当しており、近年大型の台風の発生が増えていることなどから、台風や大雨時における住民の避難経路の確保や、地区の里山整備による山林の土砂災害防止機能の強化などが求められます。

石巻河南道路について、住民の生活道路と物流道路の機能分離を図り、交通の安全性の向上のため、関係機関と協力し、整備を推進する必要があります。

産業においては、地区内には多くの農地が存在し、本市の農業生産の中核地となっていることから、効率的な農業を推進するため、引き続き、ほ場整備などの基盤整備を推進するとともに、農業の担い手の確保や六次産業化の推進、持続可能な農業体制を構築する必要があります。

「遊楽館」「かなんパークゴルフ場」「旭山」や「旭山農業体験実習館（コロボックルハウス）」など幅広い世代が活用することができる文化・スポーツ・交流施設があることから、施設の特性を活かし、市内だけではなく周辺地域からの利用者が増加するよう努める必要があります。

将来展望

快適な道路網などが整備され、豊かな農業地区と、快適な都市地区が、それぞれ発展していると同時に、「遊楽館」を活用した文化行事などの取組や、「かなんパークゴルフ場」を活用したスポーツ振興などの取組も行われ、市民が心豊かで元気な暮らしが営まれています。

施策展開の方向

- 「遊楽館」「かなんパークゴルフ場」「旭山」や「旭山農業体験実習館（コロボックルハウス）」などについて、市内だけではなく、市外からの利用者が増加するよう、施設のメリットを広くPRし、多くの人々との交流の活性化や交流人口の増加を図るとともに、市民のニーズにあった運営に取り組みます。
- 石巻河南道路の整備については、早期の整備完了に向けて、関係機関と協力し、整備を推進します。
- 今後の人口動向を的確に把握しながら、持続可能な公共交通体系の構築や生活道路の整備を促進するとともに、市民ニーズに対応した都市機能の整備を推進します。
- 地震や水害などの自然災害に対応するため、関係機関との連携を強化するとともに、自主防災組織の育成などを通して、安心して暮らせる環境の構築を図ります。
- ほ場整備事業により、優良農地を確保するとともに、用水・排水施設の整備などをさらに進めながら、効率的な営農と低コスト・高品質・高生産性の農業を実現し、安定した農業経営の確立に取り組みます。
- 農業の担い手の確保や販路拡大を図り、基幹産業である農業の振興を推進します。
- 地域住民の自助・互助による健康づくりや介護予防、身近な地域における支え合いの取組を推進します。
- 文化・スポーツ・交流施設を活用した多世代交流やコミュニティ活動を推進し、地域の活性化と伝統や文化の継承に取り組みます。

(5) 桃生地区

□ 現況

桃生地区は、本市の北西部に位置し、登米市など県北地域への交通の要衝となっています。震災時に命の道としての機能を発揮した「三陸縦貫自動車道」が地区内を縦断しており、地区内には桃生豊里インターチェンジと桃生津山インターチェンジの二つのインターチェンジを有し、本市と県北地域をつなぐ物流、地域間交流、有事発生時に重要な役割を果たすなど、交通の大動脈として幅広い機能を果たしています。

地区の東部、西部には新旧北上川が流れ、豊かな水資源を有し、それらを活かした稲作が盛んに行われています。そのほかにも、「小ねぎ」や「ガーベラ」などの施設園芸が行われており、貴重な北限のお茶である「桃生茶」なども栽培されています。畜産業も盛んであり、特に宮城県の「基幹種雄牛」として有名な「茂洋号」は桃生地区で生まれていることから、「茂洋の郷づくり」とした産地化の動きも推進され、「桃生牛」のブランド化なども行われてきました。

文化としては、全国に類のないリズムカルな民俗芸能で、豊年踊りとして古くから伝わる「はねこ踊り」が有名で、多くの踊り手が「はねこ踊り」を披露する「ものうふれあい祭り」などのイベントが開催されているほか、県指定の無形民俗文化財である「寺崎法印神楽」「檜崎法印神楽」などがあります。

古くからの歴史があり、西暦758年には蝦夷に対する軍事拠点として桃生城が築城されるなど古来より人々の生活が営まれていたほか、旧町時代よりチュニシア共和国との交流が行われるなど幅広い文化や歴史を有しています。

□ 主要課題

東日本大震災発生直後は、半島沿岸部から移転を余儀なくされた方が地区内に転居するなどして、一時的に人口が増加したものの、その後の人口減少により、地域コミュニティの希薄化や、子どもと地域の関わりの減少、人口流出が懸念され、地域の均衡ある発展を推進するための新たな地域振興策を必要としています。

農業、畜産業ともに、担い手不足の深刻化などによる耕作放棄地の拡大が進行していることから、担い手の確保を推進するとともに、農畜産物の安定した生産体制と競争力の高い地域ブランドの確立を目指す必要があります。

「はねこ踊り」や各地区の「法印神楽」などの伝統文化は、地区の活性化を図るうえで重要な役割を果たしていますが、後継者不足が懸念されています。

公共交通網が少ない地区であることから、通勤や通学、通院や買い物など住民ニーズに対応し、住民が利用しやすく、安定した運行を維持できる住民バスの体制を構築する必要があります。

内陸部に位置していることから、東日本大震災時には津波の被害はなかったものの、地震による建物などへの被害が多くあったことや、新旧北上川に囲まれ、豊かな水資源を有する一方、台風・豪雨などの自然災害による甚大な被害も想定されることから、今後も災害に対する対策の構築が必要です。

将来展望

肥よくな大地を活かした稲作、安定した生産が可能な施設園芸、ブランド化による高い競争力を有した畜産業などバランスの取れた農業が発展し、地域自治システムである「ものう夢ネットワーク」を活用した誰もが安心して地域に住み続けることのできる社会が営まれています。

施策展開の方向

- 人口減少や少子高齢化に対応するため、多世代交流や地域住民同士のコミュニティ活動を推進するためのイベント開催や地域拠点施設の適正な整備に努め、地域で支え合う仕組みづくりを積極的に進めます。
- 移住希望者の移住・定住につなげるため、情報発信や資源の有効活用を図るとともに、快適に日常生活を送れるよう生活基盤の整備や各種生活支援を推進します。
- 肥よくな大地を活かしたバランスの取れた農業、競争力の高い畜産業を展開し、そこから産出される多種多様な農畜産物を活用し、耕地の有効活用や地域の活性化を図ります。
- 地域農業や農産物のブランド化、販路拡大を推進し、基幹産業である農業の担い手確保に努めます。
- 地域性を踏まえた公共交通体系の構築を推進し、住民生活や経済活動の利便性向上と地域内交流などの活性化を図ります。
- 三陸縦貫自動車道桃生豊里インターチェンジ、桃生津山インターチェンジの立地を活かした産業の活性化を図ります。
- 地域住民の自助・互助による健康づくりや介護予防、身近な地域における支え合いの取組を推進します。
- 「はねこ踊り」や各地区の「法印神楽」などの伝統芸能により地域活動を活性化するとともに、交流人口を拡大し、住民のコミュニケーションの場の創出と地域間交流の充実を図り、地域コミュニティの活性化や伝統文化の後継者育成や史跡などの活用を図ります。
- 地震や水害などの自然災害に対応するため、関係機関との連携を強化し、防災施設の整備や排水対策、自主防災組織の育成などによる防災体制の整備を促進するとともに総合防災対策の充実を図ります。

(6) 北上地区

現況

北上地区は、本市の北東部に位置し、大河「北上川」を河口に持つ追波湾に沿った東西に細長い地区です。海岸は「三陸復興国立公園」に指定されており、三陸特有のリアス式海岸が続き、沖合には海ツバメやウミネコなどの繁殖地として知られている鞍掛島、双子島などの島々が点在しています。翁倉山は、国の天然記念物に指定されている「いぬわし」の営巣地として知られ、東北随一の大河「北上川」の河口には、ヨシ原の大群落が開放的な空間を造りだしています。他にも、鯨伝説で有名な「神割崎」、幾多の地震にも耐えぬいた「釣石神社の巨石」など、自然を活かした観光資源が多くあります。

東日本大震災により被災し、再建された総合支所や公民館などの複合施設のほか、北上小学校、北上こども園などが整備された「にっこり地区」では、行政、教育、子育て、コミュニティ活動など生活に必要な公共機能を集約させた地域の拠点としての役割が期待されます。

豊かな自然環境の中で多様な一次産業が営まれており、北上川の豊かな水資源を活かした稲作を中心とする農業や、海水と真水がほどよく混じる追波湾で育った十三浜の「わかめ」「こんぶ」「ホタテ」などの海産物、北上川で採れる「しじみ」などが特産品として生産されています。

東日本大震災後に橋浦地区に整備された「トマト」や「パブリカ」を生産する園芸施設では、木質バイオマスや地中熱利用のヒートポンプなどのエネルギーを活用した大規模園芸施設による農業の実践など、新たな農業生産への取組も行われているほか、十三浜地区では震災による津波被害を受けた移転元地を活用し、「北限のオリーブ」を栽培するなど、新たな産業への取組も行われています。

震災後に整備された観光施設としては、「白浜ビーチパーク」「北上観光物産交流センター」などがあり、年間を通じて多くの観光客が訪れています。

文化としては、市指定の無形民俗文化財として、「女川法印神楽」「大室南部神楽」が傳承されています。

主要課題

全国的に加速する人口減少、少子高齢化の影響や東日本大震災により、地区外や他市町村などへ転居、転出者の増加により、令和2年9月時点での高齢化率が約43%と他の地区と比較しても高くなっており、高齢化率の上昇による地域コミュニティの存続そのものが大きな課題になっています。

公共交通については、公共交通機関が少ないことから、主要道路の整備を推進するとともに、通学や通勤などの住民ニーズに対応し、誰もが利用しやすく、安定した住民バスの運行体制を構築する必要があります。

農業、水産業共に、少子高齢化による後継者不足が深刻化しており経営基盤が不安定なものになっています。

将来展望

稲作、施設園芸、畜産のバランスの取れた農業、海、川の恵み豊かな水産物、「ヨシ原」「神割崎」などの風光明媚な自然景観を活用した観光事業を活性化させることにより、交流人口の増加、移住・定住の促進が図られ、豊かな地域社会が営まれています。

施策展開の方向

- 豊かな地域資源の魅力を発信し、交流人口の拡大や移住・定住の促進を図り、地域コミュニティの存続を推進します。
- 地区に居住している住民が快適に日常生活を送れるよう生活基盤の整備を推進し、安全安心に居住できる地域社会の構築を推進します。
- 地域の医療ニーズに対し柔軟に対応できる仕組の構築や共に支え合う仕組づくりを推進します。
- 定住促進を図るため、市内他地区へのアクセスがしやすい、地域のニーズを踏まえた持続可能な地域公共交通体系を形成します。
- ほ場整備事業や水産基盤整備事業などにより農林水産業の産業基盤を確立し、生産環境の改善と経営体の育成を図るとともに、生産性の高度化と生產品の高付加価値化などを図ります。
- 非可住地域について、土地の有効活用を図るために、農業用地などによる利活用を推進し、地域の活性化に努めます。
- 全国的に有名な北上川の「ヨシ原」や「神割崎」などの観光資源と豊富な農林水産物などを活用して地域産業の確立を図るとともに、写真セミナー「太平洋写真学校」など自然を題材としたイベントを企画することで都市住民との交流を図り、豊かな自然環境の活用を促進します。
- 持続的に自然資源を活用できるよう、有害鳥獣対策や自然環境の保全活動などを推進します。
- 「女川法印神楽」や「大室南部神楽」などの伝統芸能を地域独自の文化として広く周知し、伝統文化の存続に努めます。

(7) 牡鹿地区

現況

牡鹿地区は、本市の東部に位置し、三方を海に囲まれた牡鹿半島の先端部に位置する網地島と金華山の2つの離島を有する地区で、1億年以上前に形成された地層も見られます。

海岸線は、三陸特有のリアス式海岸になっており海と緑が調和した風光明媚な景観を有していることから「三陸復興国立公園」に指定されています。

本地区は、豊かな漁場に恵まれた水産業が基幹産業となっており、漁船漁業や養殖漁業が盛んに行われ、「わかめ」「かき」「うに」「のり」「銀鮭」や「鯨」「金華さば」など多くの特産物があります。

また、鮎川は、古くから近代捕鯨の基地として栄えていましたが、昭和57年の国際捕鯨委員会（IWC）において商業捕鯨モラトリアムが採択され、昭和63年4月以降商業捕鯨は全面凍結されていました。商業捕鯨凍結後は、沿岸調査捕鯨などを行ってききましたが、令和元年には日本の国際捕鯨委員会（IWC）脱退に伴い、31年ぶりに商業捕鯨を再開しました。

全国的にも知名度の高い「金華山」には、年間を通じて多くの観光客や参拝客が訪れ、毎年5月に「金華山黄金山神社初巳大祭」などが開催されています。

また、8月には鮎川で「牡鹿鯨まつり」を開催しているほか、御神木祭や神輿渡御など、各浜での祭事が受け継がれています。

そのほか、おしか家族旅行村オートキャンプ場、御番所公園、網地白浜海水浴場、十八成浜ビーチパークなどの自然を活かした観光施設のほか、東日本大震災後に地域拠点として整備した観光物産交流施設「cottu」、鯨文化を継承する施設として再建した「おしかホエールランド」など多彩な観光施設を有しています。

また、保健・医療・福祉の拠点として、牡鹿病院、牡鹿保健福祉センターを整備しているほか、図書館や温水プールなどを完備し、健康増進などを目的とした牡鹿交流センター「ほっとまる」もあり、市民の健康増進、福祉向上に活用されています。

主要課題

全国的に加速する人口減少、少子高齢化の影響や東日本大震災により、地区外や他市町村への転出者などの増加により、令和2年9月時点での高齢化率が約50%と他の地区と比較しても高くなっており、高齢化による若者不足から地域コミュニティの存続や、これからの地域を担う若者の定住が大きな課題になっています。

また、住民の生活を支える公共交通の整備も重要な課題となっており、地区と中心部のみならず、地区内循環や通学への支援など、住民のニーズに対応した公共交通体系の整備が求められています。

水産業においては、海水温上昇の影響からか漁獲される魚種が変化してきており、漁船漁業は不振が続いています。加えて、福島第一原子力発電所事故の風評被害や対日輸入規制の継続で、震災前の販路を取り戻せないままとなっています。水産業の維持や捕鯨文化の継承のため、担い手の確保をすることが急務となっています。

観光業については、豊かな自然資源や特産品などを活かし、観る観光から体験する観光へ自然環境と共生した観光振興に取り組む必要があります。

本地区は平坦地が少なく、台風や豪雨による土砂災害などの被害が危惧されることや、自然災害により半島沿岸部主要道路へ被害が及んだ場合には、中心部への交通手段を失うなどの課題を抱えているほか、立地する女川原子力発電所の安全性確保のための監視体制の強化、避難体制の構築や防災情報の発信などの取組が必要となっています。

将来展望

豊かな漁場を活用した漁業と、捕鯨文化や金華山など豊かな観光資源を活用した観光事業を推進することにより地域の活性化が図られるとともに、豊かな自然環境など固有の地域資源を活かした交流人口の増加と移住・定住を促進し、安全安心で持続可能な地域社会が営まれています。

施策展開の方向

- 住民主体で開催するコミュニティ活動や地域イベントの開催、地域で継承される文化活動などを支援し、地域コミュニティの継続を維持します。
- 住民の利便性向上や定住促進を図るため、地域のニーズを踏まえた持続可能な地域公共交通体系を形成します。
- 移住希望者の移住・定住につなげるため、情報発信や資源の有効活用を図るとともに、地区に居住している住民や移住者が快適に日常生活を送れるよう生活基盤の整備を推進し、安全安心に居住できる地域社会の構築を推進します。
- 観光資源と豊富な水産物などを活用して地域産業の確立を図るとともに、三陸復興国立公園の立地を活かしたエコツーリズムによる都市住民との交流を図り、豊かな自然環境の活用を促進します。
- 離島における海上輸送交通を確保するため、金華山定期航路の就航など、より利便性の高い航路運航の確立を図ります。
- 単身高齢者の社会的孤立の解消を目指すとともに、高齢者が安心安全に暮らせるよう、保健・福祉におけるソフト事業の充実を推進します。
- 地域の医療ニーズに対し柔軟に対応できる仕組の構築や共に支え合う仕組づくりを推進します。
- 沿岸海域に広がる豊かな漁場を活用し、地場産品の地域ブランドの確立を行い、地域の基幹産業である水産業の振興を推進します。
- 漁業者の経営安定化に向け、販路開拓、稚魚など放流事業を推進するとともに、後継者育成や新たな養殖事業の展開を推進します。
- 捕鯨文化を継承し、鯨食文化の振興を図ることにより、鯨肉に対する需要を高める取組を推進します。